鈴 木 宗 忠

私見に依ると、 法 は、 行 になり、 は、 那 ٤ に異議を挟 ば 見奇怪に考 0 の法相宗と同一になる。これに反して、二は一乘家の見方と云ふべきもので、それに依ると、 に関しても、 無着 上 大體第一の解釋を採用して居るが、 世親の十地經論に近いものとなり、從つて無着の唯識哲學は、 攝大乘論の性質は、 れたものであるが、 から云 の唯識哲學は、 ある意味に於ては、 4 6 ば、 異つた二種の解釋が存するやうに思はれる。 のではな れる 乗家の見方に從つて**、** 古い學者を斥けて、新しい學者に與みするのは勿論のことである。 か 周 現今の學者の中でも、との二傾向が存在しないわけではない。一般に云へば、 ъ 世親の唯識論に近いものとなり、 \searrow 知 知 の如く、 華嚴宗に近いとも云へる。との二種の解釋は、 然しこ れぬが、 の通途の考には、 攝大乘論に依つて、 、寧ろ第二の解釋を離れて、 新しい學者は、 攝大乘論の性質を解釋し、 攝大乗論の性質に

關しても、 第二の解釋に傾いて居るのではなからうか。 體系的に表示せられて居ると考へられる。 從つて無着の唯識哲學は、その内容に於ては、 は三乘家の見方とも云ふべきもので、 第 その内容に於ては、殆ど支那の攝論宗と同 無着の唯識哲學が攝論宗と同一であるとする 一の解釋に近くのを避けることが出來ない。 古來支那や日本の唯識研究者の間 又從つて 然しその結果から云へば、 無着 攝大乘論の性質 0 唯 無論 それに 私もその方 識哲學 古い 私 殆ど支 もとれ 依 の内

歪曲せられた無着の唯識哲學

うとするのが、 彼の哲學を歪 本論文の意圖である。 曲するも のである。 との歪曲せられた無着の唯識哲學を復形させて、 その真の姿に引き戻さ

yānasaṁgrahopanibandhana が、 は、 耶妄識説に基く有相 Yeses sdeの共譯した 無着 111: 恐らくは無性 親釋論に就 の唯識哲學が殆ど法相宗と同一であるとする三乘家の見方は、 いて 釋論がその初であらう。 の唯識哲學であると云ふ意味になるやうに思はれる。 は、 Theg-pa chenpo bsdus-paḥi bśad sbyar (攝大乘會釋) 後に述べることゝし、 であらうが、 攝大乘論には旣 原本は存在しない。 今は無性 釋論 に印度に於て、 に簡單に觸れて置く。 藏譯には九世紀頃の Jina-mitra, おほまかに云へば、 世親及び無性 攝大乘論 七卷があり、 の性質をかやうに解釋する それは梵語で表すと Mahā の二註釋が行はれて居 攝大乘論 漢譯にはA.D. の思想が、 S.endrbodh-頓 O

は、 で もので、唯識哲學の歴史に於ては、護法系の先驅をなしたものではなからうかと思ふ。 ある。 無性と同一な立場に立つて居たものであらうが、然し現今に於ては、 實 ታነ にこの慈恩が、 ▲る立場を採つて居たととの確定し得られるものは、 云 ふまでもなく、 支那の唯識哲學であ る法 護法乃至戒賢の繼承者と云はれる玄奘乃至慈恩 相宗の初 これを確定し得るの史料 젪 であ る。 護法も攝大乘論 尤も攝大乘論 はない。 に關 は 思想 現今 して 0

上では、

唯

識

諭

と同

で

ある

と解釋せられる

にしても、

賴耶妄識

説に基く有相

の唯

誸

哲學

が、

兩

渝

に於て、

全然同様な色彩で現れて居るわけではない。

との思想が最も鮮明に出て居るのは、

唯識論、

殊 、 に こ

唯の

識三十

論

648

に玄奘の譯した攝大乘論釋十卷がある。との論釋は確に世親の唯識論の立場に立つて、(2)

攝大乘論を解

輝した

顕を

ば護法 相 0 唯 識 の思想を中心として解釋した成唯識論であ 思想も、 その 色彩が多少稀薄になつて居るのを見逃すことは出來ぬ。 る。 これに比較すると、 **掛大乗論に於ては、** ح 0 點に於ては、 賴 二論同一 耶安識說以、 Ø 立

を採るものも、

掛大乘論は唯識論

の謂

はば先驅者である位に考へて居たのであらう。

邊分別 大乘論 に基く 識哲學に基くやうに思は と云 る。 が のやうに、 思想に依つて攝大乘論を解釋するが故に、 その ح 故 の立場に反して、 ふことが 無 論 初 1 に關する解釋を一乘家の見方と稱するのは、 であ 攝 相 に依つて表示せられると考へるが、 大 賴耶妄識說に基く有相の唯識ではなくして、 0 こら う ら ら 。 乘論 出來やう。 唯 識で に關 眞 あると云ふので する三 無着の唯識哲學が攝論宗と同一であるとする一乘家の見方は、 **諦譯世親釋論** れる。 然ら 一乘家 ば ح 彌 の真 勒 0 見方 ある。 は、 Ö 唯 諦 眞諦譯とは云つても、 識打 が 0 思 攝大乘論の性質をかやうに解釋するのは、 それ 0 歖 想 無 に就 どめて云へば、 は、 性 は私 に始まると云へるならば、 支那佛教の思想史的關係に基くとも云へな \bigvee 何 7 の所謂 礼 何れかと云へば、 は、 15 由 私 來す **乘家の見方となるわ** 後に述べるやうに、 が 如來藏淨識說に基く 他 る かと云 の機會に於て それは十 جځـ その に 述べ 私見に依 いけであ 地經 無相 乘家の見 質を云へ 、たやうに、 攝大乘論 恐らくは真 0 論に近く、 る。 唯 る ばそれ 識 ٤ 力 尤も私 Ú の思想が、 いことは で /諦譯 ぁ その特 それ 如來 眞 は眞 る。 は 諦 0 が 藏 眞 眞 111 な 彌 12 諦 唯識論 諦 諦 始 釋 淨 は 親 勒 まる 識說 で 賿 0 は 0 ぁ 諭 攝 #1 唯 ح

然し魏譯の攝大乘論 であり、 は 魏譯 その當時に行はれて居たと云ふ形跡はない。 の現 れたのは、A.D.531であるから、 後者の方が、前者よりも三十年餘も古 當時の支那佛教界を支配して居たもの V ので あ は る。

攝大乘

諭

の漢譯は、

眞諦

の陳譯がその初譯ではなくして、

その前に佛陀扇多の

魏譯が存在した。

陳譯

0

批

たの

歪

曲

せ

b

れ

た無着

O

唯識哲學

Ξ

四

派で ば、 **南道** る。 識であつたらうと思は 來賴耶妄識 + が その本識 ح のやうに、 に依る真 反するものであることは、 現れ、 地 7 十地 經 *[1)*] あつて、 北道の二 に注意すべきは、 論淨識 經 (諦の思想に基き、 その に関する思想は、 從つて 賴耶妄識說に基く有相の唯 説であ 論から地論宗が起つ 世親 一派に分れ、 後にこれ 説であつた。 地論宗に對抗する勢力となり得たやうに思はれる。 釋論、 b 有相 ñ 魏譯攝論の譯者である佛陀扇多が、 から智儼法藏 北道地 適切 る。 他方に於て、 推測するに難くはない。 の唯識 ح 彼のやうに、 私 の意味に於ては、 に云へば、 た。 が 論 攝大乘論 であるが故に、 の方は、 地論宗も、 の華嚴宗が出て來たのである。 一識ではなくして、 眞諦 地論宗の形響も全くなかつたとは考へられないから、 妄識說ではなくして、 多少妄識説に傾いたやうに思は に闘する眞諦 釋論が出て、 何處までも浮識說を固守したと思は 或る意味に於ては、 地論宗に對すると、 然しそれから出た攝論宗は、一方に於て、 寧ろ後の華嚴宗のやうに、 の解釋を一 それから攝論宗が起り、 その傳語者として、 浮識説である。 法相宗と等しく、 乘家の見方と云 それは暫らく措き、 それ自身では北道地論 攝大乘論は、 n るが 尤も地論宗は、 この魏譯に關係して居たことであ 然し地 ふの 初めて 如來藏淨識說に基 その思想の上から云へば、 れる南道 唯識哲學で は、 攝大乘論 支那 論 ح 宗本來 地 に近く、 の意 の佛 興 論 それは後の法 彌勒の中邊分別 八起後間 は が はあるが、 味 地 教界に於て、 0 南道 i <u>ر</u> 論 思 眞 存 宗 想を云 無 諦 なく、 地 す 相 0 0 論 相宗 陳譯 然し る Æ 0 范 0 唯 統 10

相當に多く存したやうに思は

である。

真諦以後彼の思想に基いて世親釋論を研究し、

その註疏を造つたものも、

較的近世の著作ではあるが、 れるが、現存するものは一もない。今日真諦譯世親釋論の註疏として、 普寂の攝大乘論釋疏疏五卷だけである。然しこの攝大乘論に關する一乘家の見方と その全體を窺ふことの出來るものは、 比

337

云ふのは、果して正しいものであらうか。私はこれを疑ふのである。

- (1) 東北帝國大學編、西藏大藏經總日錄 No. 4051
- (3) 拙稿「彌勒の唯識哲學への新解釋」、「文化」第二卷第四3(2) 大正藏三一 No. 1598
- 4) 拙著「原始宗敎哲學の研究」pp, 12-16 参照
- (5) 大正藏六八 No. 2269

=

行矩等の譯したもので、 通 は、 示すると、Mahāyānasamgrahaśāstra と云ふべきものであらうが、その原本は未だに發見せられない。 無着の攝大乘論は、旣に印度に於て、原本に變化が行はれて居たと云ふのである。攝大乘論は、 眞諦本は、三乘家の奉ずる玄奘本とは、 に魏譯と云 そとでこの所謂一家乘の見方の根據に就いて考へると、私見に依れば、 がある。 i 九世紀頃の Jinamitra, Śīlendrabodhi, 及び 立 は れ \hat{z} 漢譯には四本ある。最も古いものは、 る。 次は568に眞諦の譯した攝大乘論三卷で、 これは隋譯と云はれる。 (4) 初めからその原本が異つて居たと云ふ考があるやうである。 最後のものは、 Yeses sde の共譯した Thegopa chenopo bsduspa Α Þ. 531648これは陳譯と云はれる。 に佛陀扇多の譯した攝大乘論一卷で、これは普 に玄奘の譯した攝大乘論三卷で、 その根底には、 第三は 609 に達磨笈多 その奉ずる攝大乘論 これを梵語 換言す とれ 藏譯 (攝大 は唐 で表 れば 0 K

歪曲せられた無着

の唯識哲學

歪

六

譯と云はれる。 尤もとの中で、 第三の隋譯は、 本論だけ獨立したものではなく、 その釋論十卷の 中に含まれて居

る。 故 に支那や日本では、 古來本論三譯と稱せられるのである。 普寂の攝大乘論釋略疏第 łζ

-111: .稱三論同本異譯矣。寂缩謂此非必同本也。 是從始入終之奇說也。 蓋印度已有兩本流行而傳譯不同 所以知者。 前譯有之而後譯無之者。 豈三五數也。 而其此有後無

陳譯 旣 とれ た錯覺に基くもので、 あ とある。 る。 IC は唐譯 印 ľζ 度 現 私 ح د はと に於て變化を受け、 n た唯 に現 れに賛成することは出來ない。 に兩本と云ふの 'n 識 思 た唯識思想が、 想が 攝大乘論そのものゝ上に於ては、 **攝論宗と同一であることを意味するものであらう。** は、 は大乘終教系 法 無論唐譯と陳譯とを指 相宗と同 私見に依ると、 の陳譯原本となり、 一であることを意味 何れの譯を見ても、 したものである。 これは真諦譯と稱する世親の攝大乘論 二は大乘始教系の唐譯原本となつ Ĺ 又終は大乘終敎のことであ そして始は大乘始教のことであ その原本は同一であつたと信ずるの 約言すれば、 無着 る の 攝大乘 た 粿 カュ に逃 と云 5 にはされ ځ. 論 そ る O n カン で は

那 同 語で表示すると Mahāyānasamgraha•bhāṣya であらうが、 Þ 時 のことを明にする爲めに、 た Ė に譯せられ 木では、 Theg-pa chen-po bsdus-pahi hgrel-pa 古來釋論 たものに、 一譯と稱 真諦の陳譯、 私は先づ世親攝論釋の諸譯を吟味しなければならぬ。 せら ń 達磨笈多等の隋譯、 る。 藏譯には、Dīpamkarasrījnāna (攝大乘註) 玄奘の唐譯が存する。 その原本は現存しない。) がある。 (8) 此等諸譯の異同を考へると、 及び Tshul-khrims 故にこれも本論と同様 漢譯には、 世親の攝論釋は、 その本論と殆 rgyal•ba 眞諦 ح Ø れを梵 陳 Ø 共 支

である

他 見ると、 その は、 る 二十三卷とあるが、 に、 Ļ は も十二卷本に義疏八卷を加へると、二十卷本になるべきであるが、義疏の中には本論も存したものであらうから、 とを併せた眞諦譯攝論釋であつて、 卷本は現存の眞諦譯攝大乘論釋十五卷であつて、 せた現存 として十二卷本と十五卷本とが擧げてある。 七卷の無性釋論にも近いのである。眞諦譯の世親攝論釋に就いては、經錄を見ると、攝大乘論三卷の外に、釋論 のに、 の二譯の約二倍にもなるから、 疏を釋論に合糅する際に、これを除き、一纏めにして十五卷としたものではなからうか。 理 その内容も、 他の諸譯は、 十五卷若くは十八卷と稱せられるが、 親釋論 由 獨り眞諦の陳譯は十五卷百十八頁である。 世親釋論の諸本の中で、達靡笈多等の隋譯は十卷、大正藏經で六十一頁、玄奘の唐譯も十卷六十頁であ を擧げると、 のやうな釋論を指したとすれば、 に眞諦自身の義疏を加へたものであると云ふ第二の理由である。第三、更にその內容から見ても、 大體に於て、同一であると云つてよい。或る意味に於ては、これは玄奘譯では十卷、 玄奘の唐譯も、 今義疏を除いて考へると、 第 _, 現存の諸本を見るに、 それは世親釋論をそのまゝに譯したとは思はれない。これ私が現存の十五卷本 達磨笈多等の隋譯も、 これに眞諦の義疏を加へたものが十五卷本であると考へることが出來る。 一往 他譯とは非常に異り、 **慧愷の攝大乘論序に依ると、本論三卷、** 十二卷本は註釋のみのものを指し、 の説明はつくわけである。 とれは世親の註釋に真諦の義疏を加へたものではなからうか。 故に陳譯は卷數では二十卷にはならないが、頁數から云ふと、 本論のない 共に十卷であり、 釋論 内容も相違し、分量も増大して居る。 は存在 しな 藏譯は八卷であつて、 然し更に義疏を入れて考へると、 \vee から、 十五卷本は本論と註釋とを併 釋論十二卷、 十二卷本は本論 第二、その分量から 大差はな **義疏八卷、** 藏譯 これ と側 V 十五 に反 と共 親 では 尤 糶 合

7

川せら

えし

た無着の唯識哲學

致すると云つてよいが、これに反して眞諦の陳譯は、 唐譯は勿論 のこと、 隋譯も同様に、賴耶妄識說に基く有相の唯識であつて、大體に於て、それは本論の思想と一 如來藏淨識說に基く無相の唯識であつて、それは本論の思

而もこの如來藏淨識說に基く無相の唯識思想は、眞諦譯の釋論に於ては、多く他

. の 二

想とは全く異るのである。

見ると、 にない部分に現れて居る。そして更に注意すべきは、 他の二譯と同様に、 賴耶妄識說に基く有相の唯識であることである。 との眞諦譯も、 他の二譯と共通する部分は、 との理由に依つても、 私は他 それだけで 0

譯と異る眞諦譯の部分は、 本來の世親釋論ではなくして、眞諦の義疏であつたらうと考へるのである。

その兩極とも云ふべき眞諦譯と玄奘譯とでは、

全然同一であるとは云へ

が

然るに攝大乘本論になると、

譯とを比較すると、 相 大體に於ては、 遠 が 極めて僅 他 少なも の二譯と共に、 單 Ŏ に飜譯の相違ではなくして、 になる のであ との兩譯も左程に相違して居るとは思はれない。 る。 普寂は前譯有之而後譯無之者。 眞に內容の相違であると認めらるべきもの 豈三五數也と云つて 精密に比較して行く は、 居るが、 私の檢査した ٤ 陳 譯 その [と唐

所 に依れば、 唯 四箇所存するの みである。

第 唐譯所知相分第三の三性の異不異を論じた所に、(19) 陳譯では、

復有二何義。 由"此一識"成"一切種種識相貌"、本識識所餘生起識種種相貌故。 復因,此相貌生故。

を明にするものとしては、 とある。勿論との一節は、 の異を述べた所を承けて、 との一節は必要で缺くことの出來ないものであるが故に、 その不異を明にしたものであるとせられる。 唐譯にはないが、最も古い魏譯にもない。 陳譯の釋論を見ると、 果してさうであるならば、 本論には初めから存在して との一 三性 節 は前 異不異 に三

性

٤, 依他性に依つて三性の立てられることを述べたものであつて、三性が何れも皆依他性に基くと云ふ點から考 居たとしなければならぬ。 段で、三性 たものであるが、 それは不異であり、 の異と共にその不異も、 との一節は單に非現實意識である本識から、 別義に依つて依他性の上に三性の立てられる點から考へると、 然し私見に依ると、 旣に明にせられて居るのである。 この一節は三性の不異を述べたものではない 現實意識である生起識の生ずることを表したも 何故なれば、 前の一段を見ると、 それは異であることを示 と同時に、 その そ 'n 前 へる Ø

341

起,故。 间 門別道理。 於二一識體。為二一切種種識體相貌一也。 阿黎耶識識體為二彼餘生起識種種相貌? 尤も隋譯には、 應、知爲:彼緣相生

で

あ

る 過

カン

5

初

Ď

から本論にそれが存したと見ることは出來ない。

12

とぎない

からで

ある。

との意味に於ては、

この一節は三性の異不異に闘するものとしては、

全く不要なも

ح

Ø

一節

存 論 とあつて、殆ど陳譯と同様である。然しそれは陳譯から取つて來たと解すべきであつて、初めからこの一節が本(2) するのみで、 親釋論にも、 に存したと云ふ證據にはならぬと思ふ。 その註釋は全くないからである。 他の部分に於けると同様に、 何故なれば、若しそれが初めから本論に存して居たとすれば、 その註釋が存しなければならぬ筈であるのに、この所は單に本文が かやうに考へて、私はこの一節は真諦本になつて附加せられ 隋譯 た 0

節も、 第二、 唐譯に 唐譯 Ó は 同 な じく所知 V が、 魏譯に 相分第三の 4 な 十分別を述べた所に、(3) S 但し隋譯には陳譯と殆ど同様な文句が存するが、(16) 陳譯では、 般若經の文句 が引用 私は第 せられる る。 の場合に於 勿 論との

ものであるとするのであ

歪曲

せら

れ

た無牆の唯

識

歪

けると同一 O 理 由 に依つて、 ح 'n b 初めから本論に存したものではなくして、 眞諦本になつて附加 世 られ たもの

であると考へるのである。

第三、唐譯彼修差別分第六に、 十地の安立を説いた結末として、三頌を擧げて居る所があるが、(16) 陳譯はこれを

一頭に纏め、その後に

如此二偈依中邊分別論。應當了知。

それは三頌となつては居るが。(18) と斷つて居る。これは確に中邊分別論障品第二の中に在る偈頌である、尤もそこでは攝大乘論の三本のやうに、(エン) 然しこの斷り書きは、他の三本にはないから、 それは眞諦本の附加したものであ

ることは明である。

三阿僧祗劫 第四、 唐 譯 に依つて、 の 同じく彼修差別分第六の十地を修する時間を述べた所は、(19) これを成就するとなすのに、 獨り陳譯のみは、 その上に、 魏譯も隋譯も、 或は七阿僧祗劫、 共に五種の修行者 或は三十三阿

僧祗劫となし、

四者。一依實諦阿僧祗。二依捨阿僧祗。三依寂靜阿僧祗。 復次云何七阿僧祇劫。 地前有三地。中有四地。前三者。一不定阿僧祗。二定阿僧祇。三授記阿僧祇。 四依智慧阿僧祗。 復次云何三十三阿僧祗。 方便地 地中有

中有三阿僧祗。 如 此 阿僧 泚 修行 十地 一信行阿僧祗。二精進行阿僧祗。三趣向行阿僧祗。於十地中。 正行 闃 滿 地地 各三阿僧祗。

と云つて居る。

十 地

修行の通説としては、

その時間は三

阿僧祗であるから、

この七阿僧祇、

三十三阿僧祗の説

謂入住出。

は、 特 殏 的な説であり、 從つてそれは真諦本の附加であると見なければなら หัว

(11) 同	(9) 大正藏三一、一一三上。	(8) 東北帝國大學編、西藏大正藏經總目錄 No. 4050	(7) 大正藏三一 No. 1592. 1593. 1566	[ri]	(5) 同 No. 1594	间	同	大正常	
22 21	20	19	18	17	<u>16</u>	15	14	13	12
大正藏三一、一二六下。	同 一 一 〇	大正藏三一、一四	同 四五	同一二六	大正藏三一、一四	同二六	同	大正藏三一、一四	大正藏三一、二八八上。
六下。	七中。	六上一中。	四下。	六上。	无下。	九上。	〇上一中。	0上。	八上。

Ξ

意味の通じな 原本を忠實に飜じたやうに思はれる。尤も魏譯は品も切つてないのみならず、文章も甚だ生硬で、それだけでは 陳譯 幾分の色彩が附隨するのは、當然のととであらう。との點から見て、玄奘の唐譯は法相宗の臭味があり、 の上から云へば、その間に多少の相違の生ずるのは免れない所であるから、譯者の思想に依つて、その內容にも 以上の四箇所を除くと、攝大乘論の諸本は、その內容の上では、殆ど同一であると云つて差支ない。尤も飜譯 は攝論宗の臭味があると云へないことはない。然し隨譯及び魏譯は、譯者に依つて影響せられた跟跡はなく、 い所もある。 これに比較すると、隋譯は文章は暢達であり、 前に述べた如き、 陳譯に影響せられた 眞諦 0

__

歪曲せられたる無着の唯識哲學

=

相 らうとするには、 部分を除いては、 た攝大乘論本は、 の唯識であると云ふととが出來やう。 隋譯を標準本となし、 原文に最も近いものであつたらうと推測することが出來る。 無着の唯識哲學の真の史料となるべきもので、 他の諸本をこれに参照すると云ふ風にすべきであらう。 その思想の内容を示すと、 故に我々が攝大乘論の眞の姿を知 賴耶妄識說に基く有 かくして得られ

く有相 が 無着の唯識哲學は後者である。私は今無着の唯識哲學の特色を明にする爲めに、 中心とする唯 れを表示するのに、 中心とする唯識哲學は、 賴耶妄識 想の全體系は、 放に、 中で、 然らば 0 有相 唯 何れをその中心とするかに從つて、 説となるのである。 如何してさうなるかと云ふに、 識で の唯識となることを述べ、次にそれを無相の唯識である彌勒の唯識哲學と比較し、 識哲學は、 ある世親 依他性を中心とするからである。 依他性、 有相 無相 の唯識哲學に言及するであらう。 迷界を轉換して、悟界に開入するのが、 Ø の唯識となり、 分別性、 唯識となり、 眞實性 原本の眞の姿に引き戻されたと考へらるべき攝大乘論に依れば、 賴耶妄識說の上に立つことになる。 唯識哲學の內容が定まるわけである。 如來藏淨識說の上に立つことになるが の所謂三性を以てすることは、 依他性を中心とするが故に、 唯識哲學一般の全體系であつて、それはと 周知 それは有相の唯識となり、 先づそれが依他性を中心とする 彌勒の唯識哲學 の事實である。そしてとの三性 私見に依ると、 これに反して依他 終に は前 眞實性を以 無着と等し 者であり、 性を以 從つて その思 て

見て明 攞 大乘論 である。 に現 ñ た無着の唯識哲學が依他性を中心とすることは、 何故なれば、 三性が同とせられるのは依他性を中心とするからであり、 その第三所知相分に三性の異同を論じた所(1) 叉それが別義の點

から

異とせられるのも、依他性を中心とするからである。次に同じく第三所知相品の依他性と生死及び涅槃との關係

を話しプ月に

此依他性由,分別,一分成二生死。由,真實,一分成三涅槃,

他性を離れては、 とある。この一句の意味は、依他性が中心であるが故に、それが分別性に支配せられる間は、生死の迷界が生す(タ) るが、この分別性の支配が解かれると、依他性の上に眞實性が現れ、悟界の涅槃が展開すると云ふのである。 分別性もなく、眞實性もないから、依他性が三性の中心である。更に同じく第三所知相分の三 依

法を說いた所に、

於:依他性中。分別性爲,染污分。真實性爲,清淨分。依他性爲,染汚清淨分。

分別性の故に染汚となり、眞實性の政に清淨となると云ふのである。 とある。これも依他性中心説を述べたもので、依他性はそれ自身に染汚分もあれば、淸淨分もあるから、(3) それが

分別は、 る。 へば、自主自存のものではなく、他に依つて存するものであると云ふことになるが、この他に就いては後に述べ 攝大乘論に現れた無着の唯識哲學は、 とれを明にするには、依他性の性質から說いて行くことが適當であると思ふ。依他性とは、その語義から云 了別と同義であり、 である、 今はその内容の上から云ふと、それは分別を生ぜしめるもの、 即ち能分別のことである。 そして 換言すれば、 了別は卽ち識である。尤もこの場合の識は、 それは現實意識である。故に依他性は、現實意識を生ぜしめるものであり、 かやうに依他性を中 心とするが故に、 それは有相の唯識となるのであ 識體 Vijnāna ではなくして、識用 依

歪曲せられた無着の唯識哲學

歪

他性は現實意識その もの であ る。 攝大乘論はその第三所知相分に依他性を定義して、

唯有」識義顯現依止名:依他性。

と云ひ、叉依他相を定義して、(4)

何者是依他相。………虚妄分別所」攝諸識。

識とした、それが虚妄分別に掛せられる所の諸識若くは諸識の差別である。 依他性の相、 云 と云つて居る。現實意識を分析すると、唯その主觀である能分別が存するに過ぎないと云ふのが、(6) であると云はねばならぬ。 するものではないが、 は依他相が中心とせられる際に、 との條件として、根境我を數へ、とれに分別即ち了別を加へて、 述の如く了別であり、 あり、 「ふのが、 在するのである。 その客觀である所分別の生死は、この分別から顯現するものであるから、 「義顯現」である。 卽ち現實意識そのものを考へると、 分別そのもの、 識用であるが、 ح の意味に於て、 故にこの現實意識 分別せられたもの、 了別そのもの、 それが顯現せられる爲めには、 依他を中心とする唯識哲學は、 それは虚妄分別に攝せられる所の諮識である。 の所依止が依他性となるわけである。 換言すれば、 了別せられたもの、 四識とするのであるが、 現實意識は、 種 × 換言すれば、 の條件を必要とする。 無相の唯識ではなくして、 唯識哲學の體系として、依他性若く 分別を離れては外に存しないと それが主觀とせられる限 生死の迷界は、 更にその所依止でなく、 攝大乘論 中邊分別 虚妄分別 はこれを十一 「唯有識」で 有相 勿論存在 りに は、 0 唯 旣 識 於

攝大乘

進んでこの有相

の唯識は、

その性質上賴耶妄識說に基くべきものであると云ふことに就いて考へると、

依他 諭 に依 葙 れば、 はそれ 自身に存在するものではなくして、 依他相は阿賴耶識を種子として起るとせられる。 阿賴耶識を種子として、 阿賴耶識は、 即ちこの他を因とし縁として起るので 依他相に取つては、 (i) ち他で ある。

347

ある。攝大乘論の第三所知相分に、

何者是依他相。阿黎耶識爲種子。虛妄分別所攝諸識

れば、 とある。こゝで問題になるのは、 とである。 その 識相 私見 K に依ると、 は三種 があるとせられる。 ح の問題を解決するの鍵となるものは、 依他性の因となり緣となる阿賴耶識が、 自机、 因相、 果相 がそれである。 阿賴耶識の識相の吟味である。 妄識であるか、 阿賴耶識 の自相 浮識であるかと云 に闘 して 攝大乘論 は、 その に依 ۔ جر ح

第二所知依分に、

立自 楅 者。 依 切不淨品法習氣。 爲彼得生。 攝持種子依器。 是名 自 h相c

とある。 持種子依器とあるは、 すると非現實意識である阿賴耶識が、 もので、 られる。 持して、謂はゞその器となる點から云ふと、 n は轉識の中に蓄藏せられると考へても差支ないから、 とれ 一切不淨品法は虚安分別を本性とする轉識卽ち現實意識を指したものであると解すべきであらう。 は所藏であり、 は 阿賴耶識の自相として、 能藏の意味を示したものであらう。さうすると阿賴耶識が、 二は能藏である。 現實意識である轉識の熏習を受けて、 その藏 とゝに依一切不淨品法習氣爲彼得生とあるは、 それは轉識を貯藏すると考へられるから、 識であることを述べたものであらう。 その意味に於ては、 阿賴耶識は確 初めて發生し得る點から云ふと、 現實意識を轉變する種子を攝 藏には二の意味が その意味に於ては、 に所藏である。 所藏 の 意味 を示 あるとせ 次に 阿賴 さう んたた 攝 そ

歪

曲

步

6

れ

た

無着

の唯識

哲學

耶 は、 藏所藏を開いて、 を示したと考へられる阿賴耶識の因相果相の中に在るのである。 に思はれる。 はその識の性質、 一識は前の所藏とは反對に明に能藏である。然し阿賴耶識の自相は、 攝大乘論の第二所知依分に、 然らばこの問題を解決するの鍵は何處に伏在するかと云ふに、 能藏から因相を引き出し、 換言すれば阿賴耶識は淨識であるか、又は妄識であるかを決定し得べき資料は得られない 所藏から果相を引き出したものであらう。阿頼耶識の果相に關して との因相果相は、 謂はゞその體を示したもので、 私見に依ると、 自相の二要素とも云ふべ それは謂はゞそ との 所から き能 の義 やう

立果相者。 此識因種種不淨品法無始習氣方乃至生。 是名果相。

る點 とある。 から云へ ح 7 ば、 カュ 6 その性質は善でもなければ、 阿賴耶識 は 果報識若くは異熟識と稱せられ 不善でもなくして、 る。 無覆無記であると考 阿賴耶識が果報識若くは異熟識と名づけられ へられる。 第二所知依分

巾 異熟果無覆無記。 與善不善五不相違。善與不善互相違故。若異熟果善不善性。 雜染還滅應不得成。是故異

唯無覆無記

12

とある。 消 極的 に云 既に阿賴耶識が無覆無記であるとすれば、 ば、 それが淨識でない事は疑はれない。 無論それは妄識であるとは斷言し得られないだらうが、 そこで因相を吟味すると、これに關しては、攝大乘論 には、 然し

とある。 ヹ 因 相者の 址 刨 種子識。 爲生不淨品法恒起爲因。 是名因

ら阿賴耶識は種子識と云はれる。

こ

か

へば、

阿賴耶識が虚妄分別を本性とする轉識を生ずる點から云

その性質は確に妄識であると云はねばなら χį 尤も攝大乘論には、 ßñJ 頼耶識が種子識として妄識であると、 Ļ 染汚意に關してそ 明 K

は述べてないやうに思ふ。 第二所知依分に、 然しこゝに注意すべ きは、 該論 が阿賴耶識と染汚意とを同一視

此意染汚故。有覆無記。與四煩惱常共相應。

と述べてあることである。(12) この點から見て、 私は依他性を中心とする攝大乘論の唯識哲學は、 その根原を尋ねる

と、賴耶妄識說であると考へるのである。

- ĵ した。 原本に引き戻された攝大薬論内 大正藏三一、 一三九中。 O ᇤ の切り方は、 玄奘本に從ふのが適當であると考へ、暫らくこれに依ることよ
- (2) 大正藏三一、一二一上。この歳、艮髪こでのこ。(2) 大正藏三一、一二一上。この處は便宜の爲めに陳譯に依つた。
- (4) 大E嵌三一、二八七P。脊睪。(3) 大正藏三一、一二一上。この處も陳譯に依つた。
- (5) 同 二八四下。(4) 大正藏三一、二八七中。 隋譯。
- 7 6 大正藏三 大正藏三 四 五 八四下。 中。 拙稿 隋譯。 彌勒 の唯識哲學への新 解釋」 文化第二年第四號參照。
- (8) 大正藏三一、一一五上。この處は便宜の爲めに陳譯に依つた。
- (9) 大正藏三一、一一五上。この處も陳譯に依つた。
- (⑴) 大正藏三一、一三七下。この處は便宜の爲めに唐譯に依つた。
- (1) 大正藏三一、一三四上。この處は便宜の爲めに唐譯に依つた。

四

t

歪

八

帷 識 攝 天 説と比較することに依つて、 乘論 10 現 n た 無着の唯 一識哲學の特色が 層明 になるの 有 和の唯識であることは、 である。 唯識哲學の 初 これを中 祖 とし ての彌勒 - 邊分別 の唯 論 に現 識 說 ń 0 10 特 彌 色 勒 が Ö 111E 1/1 邊分 相 0

彌 乘佛教哲學を大別して有の哲學と無の哲學との二とするならば、 别 勒 論 Ď 12 唯識哲學は、 依つて表示せられることは、 無着の唯識哲學と同様に、 既に述べた通りである 有の哲學であるには違ひない。 が、 それは 龍樹 0 中観哲學が 言で盡すと、 とのことはその總稱であり 空の哲學である 無相 0 帷 識 で Ď あ に對し る。 綱要と 勿 論大

parikalpc**ś**ti

춠

ふべき中邊分別

論の第一

相品

の初頭に、

dvayam

tatra na vidyate

虚妄分別はあ

vidyate tvatra

その中に二はない、

93 しその中に空性がある、

tasyām api sa vidyate

N の中 (空性) にも亦彼 (発別)

はある。

 \mathcal{O} D, 空性がある」とあつて、大に容を説いて居るやうに思はれるが、 とあるので明である。尤もこれはその第二句を見ると、 一體系としては、 第四句に「その中 有 Ø 哲學であると云はねばならぬ。 「空性」にも亦彼 (分別) はある」とあつて有に終つて居る。 然しそれは有の哲學であるとは云つても、 「その中に二はない」とあり、 第一句に「虚妄分別はある」とあつて有 故に彌勒の唯 第三句 も「然しその中 無着 識 哲學は、

彌勒のそれには有から無への 轉移がある。 中邊分別 論の第 相品の 第三頭後牛に、

と比較

-1-

・ると,

Ú

味

E

115

なり

な

相 瀘

があ

る。

無着の

有

0)

思想は、

何 虚まで

ίi

0 ても

有であることを止め

な 識

1.

115

の唯

哲學

そ

に始

生

tadabhāvāt-tadapyasat

此がないから、 彼らなら、

唯 故にこの頌の の否定か とある。こくに云ふ識 識 武哲學 は、 6 意味は、 後者をも否定して、 無 着のそれのやうに、 前に肯定した分別を否定して、一たびはその主觀で は非現實意識としての阿賴耶識であり、 有から無への轉移を示したものと解すべ 境は現 實意識として きであらう。 ある阿 賴耶識を肯定し の轉識であり、 との點に於ても、 ンたが**、** 分別 であ 更 彌 ĸ 前者 勒 0

有相の唯識でないことが判る。

實性は 分別 は、 る 分を離れた所に、 と云つてよか 然し 10 所 性 旣 弼 して三性 勒 に至るまでは、 が立てられ に述べ 飜 依他 0 つて考へると、 帷 真實性 らう。 を説い 識 性 た通りである。 哲學 を離 清淨分の眞實性を立てる。この眞實性は、 る。 私が無着 に於け を無とする點に於ては、 'n たこと、 依他 無着の唯識哲學は全然有相 7 は、 無着 る 性は無論有 無 外に存するも 0 即ちこれに依ると、 換言すれば、 の唯識 唯 は、 識哲學も無を說いて居ると云ふのは、 哲學に これとは大に異るも であるが、 依他 ので 4 彌勒も無着と同 はない 性 無を說いた所 依他 分別 の唯 0 Ŀ から、 識 性 性 K 0 であると云はねばならぬ。 も、それ 0 から 本質は分別で、 がな その當然の歸結として、 それに染汚分の存在しない限りに於ては、 方では染汚分を開 一であ あ る。 が依他性 V 尤も る。 ck け けれども彌勒の この意味である。 ć **彌勒も旣に三性を立** の展開で その類 は ない。 き 現し ある限りに於ては、有であ 無着 けれどもそれ 他方では清淨分を開 有と離れて た所分別 無とする所 D 尤もと」に說か 唯 識 て た。 0 哲學が依 は依他 は Ŀ は 依 無 IC 他 は 無で 無着 性 ない。 性 染汚分の 他 一と分別 'n が たこと 性 のそ た眞 あ 然

1

i,

れ

1-無着

唯識哲學

於ては、有は無から起るとした。前者は染汚と清淨を依他性の差別であるとしたが、後者は眞實性卽ち眞如の差 從つて等しく無を立てるにしても、兩者の間に相違の生ずるのを避けることが出來ぬ。無着は有を本とし、 末としたのに對して、彌勒は無を本とし、有を末とした。前者に於ては、有と無との間に交渉はないが、後者に てその上に依他性を立てる。換言すれば、前者が有の上に無を立てるのに對して、後者は無の上に有を立てる。 れとは異つて居る。 無着は依他性を中心として、その上に眞實性を立てるのに對して、彌勒は眞實性を中心とし 無を

viśuddhā ca

雑染と淸淨とは

別として、雑染と清淨が起ると考へたのである。中邊分別論の第一相品第十六頌に、

それは右垢と無垢と なで

samalā nirmalā ca

Abdhātukanakākā\$a

水界金空の

śuddhivac chuddhir işayte II

淨である如くに淨であると許される

或は清淨となるからと云つて、變異性を有するものでもなければ、 と云ふ疑問が起る。 この垢の取れた所が元の清淨である。とれが第一句及び第二句の意味である。さうすると真如は前には垢と相應 とある。元來眞如は清淨なものであるが、分位の別に由つて雜染となる。 後には垢を出離することになるから、それは變異無常なものとなり、眞如常住の性質と相違するではないか この疑問に答へたものが第三句及び第四句である。 無常性を有するものでもない、 それに依ると、眞如は或は雜染とな 即ちそれに垢の附いた所が雑染であり、 それは飽 Ď,

これ

に塵がか

ムる

でも常住である。

例へば、水界とか、金とか、空とかの如きものである。水界は浮であるが、

なる。 と染となる。金も浮であるが、これに垢が附くと、染となる。 それと等しく、 真如は元來清淨なものであるが、 _--時煩惱の爲めに覆はれるだけであつて、 同様に空も淨であるが、雲がこれを覆ふと、 性質が變異す

353

4 學が有相の唯識であるのに對し、 るのではなく、 性質としてはそれは何處までも清淨であると云ふのである。 **彌勒のそれは無相の唯識であるとするのである。** かやうに考へて、 私は無着の唯識哲

識

眞如 である 藏淨識として、一たび動き出すと、 境としての眞如であり、二は能緣の識としての淸淨心性である。 ふに らるべきではなからうか。中邊分別論の第一相品第二十二頌に 有 が、 葙 との點に關する中邊分別論の思想は明瞭でないが、 彌勒のそれは、 の唯識である無着の唯識哲學の本識說が、前に述べたやりに、賴耶妄識說であるのに對して、 有垢の分位に雑染となることは、 私見に依ると、清淨心性説、 賴耶妄識となり、 旣に述べた通りである。 換言すれば如來藏淨識說であるやうに思はれる。 賴耶妄識が煩惱に染められて、 補つて解釋すれば、 そこで眞如が淸淨心性として、換言すれ 然らばこの有垢の分位は如何して起るかと云 真如 には二義がある。 そこに雑染を展開すると見 本來清淨な 無相の唯 は所縁 ば 如來

Na klistā nāpi cāklistā

śuddhāśuddhā na sā punah

Prakṛtyāiva prabhāsvaratvāt

tac cagantukaklesena klista

歪曲せられた無着の唯識哲學

祭
た
る
な
へ
、
た
不
発
が
る
な
る
、

それ(清淨心性)は又淨でも不淨でもない。

正しく清浄の性の故に

その客煩悩の爲めに染と . ** 0

とある。こゝに清淨心性 (Cttasy aprakṛti prabhāsvara) と云ふのは、 所謂如來藏淨識であると見て差支なか

=

悩に 淵 開 然ら 主觀 0 本覺である。 あ てもよからう。 阿那 らうかやうに考へて、 0 楽め 水が、 ば であつて、その對境は眞 るのである。 識で それ 絕對 6 主觀 れるが爲めで はなからうか。 風に遇うて動き出すが如きものである。 は絶對主觀とも稱すべきもので、それ自身としては、 無染であり、 けれどもこの絕對無は、 で 前 ある如來藏淨識 に擧げた譬喩で云ふと、 私 ある。 主観としては、 無垢であると云ふ點では、 は無着の唯識哲學は、 如である。 煩悩に染めら は、 如 然るに賴耶妄識は相對主觀とも稱すべきもので、その對境は雜染であ が寂であるが爲めに、機緣に遇ふと運き出すのである。 何して動き出して相對主觀である賴耶妄識となるかと云ふに、 如來藏淨識も賴耶妄識も、 ń 水が風の爲めに波を起し、 るが故 有 清淨心性としての如來藏淨識の動き出した所が、 相 それは靜寂であるから、 0 K 唯識であるが故に、 如來藏淨識は賴耶妄識となり、 染でもなければ、淨でもなく、 同一であらう。 波 カゝ る路種 その本識 その意味に於ては、 |の現象を生ず けれども如來藏淨識 説は賴耶妄識 迷界としての んが 譬へば靜寂 無垢識であり、 説で 絕對無と云つ 如 妄識として きも それ あるとな 染を展 は絶對 めで は煩 な深

五

Ļ

無相

の唯

一識であるが故に、

如來藏論識說である彌勒の唯識哲學とは異るとするのである。

0 に 唯 現 とは自ら定まる 旣 一識哲學の特色を以て無相の唯識であるとするもので、 n 1 攝 た彌勒 大薬論に現れた無着の唯識哲學が有相の唯識であり、 O 唯 識哲學 わけで あ に異るとすれば、 る。 何故なれ ば、 攝大乘論、 所謂一 乘家の見方は、 從つて無着の唯識哲學に關する一乘家の見方の正 これ 從つてそれは無相の唯識を特色とする中邊分別 は中邊分別 攝大乘論に依つて體系的に表示せられ 一論の無の唯識に準據して、 當でな た 無着 論

攝大乘論

有 0 點 Ö 唯識を解釋するに外ならぬからである。 に於ては、 攝大乘論從つて無着の唯識哲學に關する三乘家の見方は、 然し有の唯識は、 何處までも有の唯識として見なければならぬ。こ 一乘家のそれよりも、 遙に優れて居る

355

と云 ¥, ふべきであ 識論は中邊分別 る。 何故なれば、 論とは異り、 所謂三乘家の見方は、 それ は無の唯識ではなく、 **掛大乘論を解釋するのに、** 揖大乘論と同様に、 有の唯 唯識論に準據するとは云つて 一識であ るか らで ぁ る。

て、この論文の結末としようと思ふ。

そこで私は最後に、

唯

識論に現れた世親の唯識哲學に一瞥を與へ、それを從來論述し

た無着

の唯

識

哲學

に比較し

たが、 哲學を積極的 三性を說いた。 世親 て、 唯識論に於ても、 雕 の 唯識論には周知の如く、 識 無境の義を説いたものであるから、 15 論 依他性は何であるかと云へば、 じたものは、 大體同樣である。 唯識三十 唯識二十論と唯識三十論頌の二種がある。然し二十論の方は、 論頌である。 唯識三十論頌の第二十一頌前半にこれを定義して、 攝大乘論に於ては、 世親の唯識哲學から見ると、 とれに依ると、 それは分別に掛せられる諸識であるとせられ 世親は無着と等しく、 謂はゞ消極的方面である。 依他性を中 諸種の外難 彼 心として の唯 に答 謐

Paratantra svabhāvas-tu

然り民国語の

分別であり、終生である。

Vikalpah pratyayodbhavah 1

その本質を云へ と云つて居る。 ば、 依他性は他である阿賴耶識を緣として生ずるものであるが故に、その點に於ては、 分別 の外 Ó 物でもな S **縁生であるが、**

が説か れる。 如何して分別性 何 |が依他性から起るかと云ふに、 との依他性を中心として、 依他性の本質である分別 一方には分別 性が に依つて、 說 カン n 分別せられ 他方には眞

歪曲

せられた無差の唯

一識哲學

た所分別の性質が分別性である。 同じく唯識三十論頌の第二十頌に、分別性を說いて、 次のやうに云つて居る。

Yena yena vikalpena

対向なる分別に依した

Yad-yad vastu vikalpyate I

如何なる物が分別せられても、

Svabhāvo na sa vidyate II

Parikalpita eva•asau

その分別せられた自性は

それは存在しない。

依他性の本質である分別の本性となし、 て唯識論と同一である點は、實に依他性と眞實性との關係に存する。唯識論も、 と異る所がないのみでなく、 それは攝大乘論と軌を一にすると云ふべきである。然し依他性と分別性との關係に就いては、唯識論は攝大乘論 これで見ても、唯識論が分別性を依他性から引き出して來たことは、多く論ずるまでもなからう。この點に於て、 中邊分別論ともそれ程の相違はないのである。 依他性から分別性のなくなつた所が眞實性であるとした。唯識三十論頌 攝大乘論が中邊分別論と異り、そし 攝大乘論と共に、真實性を以て、

Nispannas-tasya pūrvena

の第二十一頌の後半に

その眞實(眞實性)は

sadā sahitatā tu yā II

とあるのがそれである。故に眞實性と依他性との間には、不一不異の關係が出て來るのである。唯識三十論頌の

常に前者(分別性)を離れたものである。

Ata eva sa na-eya-anyo 故にそれ(眞實性)は依他と

とある。

は、 相 存在する。 别 ح し 三自性に依つて、三無性が立てられる。けれどもこの三無性は、少しく吟味して見ると、 z) するものではないと考へられるから、 を中心とすることであるが、分別を中心としては、 と共に、 7 「を離れた所から、眞實の上から無性と云ふのである。然し依他分別の本性としての眞實性は、 、性とは、 やうに唯識論は、 0 0 決して 無で 存 相 は分別 在 はな その體系としては、 世親の この意味に於て、 依他性は緣所生のもので、 これを否定することは出來ない。 を離れては外に存するものではな ς° 唯識哲學が 第 攝大乘論と等しく、依他性を中心として三性を說くが故に、世親の唯識哲學は、 一の相無性とは、 無の唯 生無性は有であつて、決して無ではない。第三の眞實無性とは、 有相の唯識である。 識であることを表示するものではなくして、却つてそれが有の唯識 それは實有である。かやうに吟味して來ると、唯識論が三無性を立 自然性はない 分別性は分別に依つて分別せられた所分別の相の上に名けられたもので、 との意味に於て、 V か 何故なれば、 から、 5 有相の唯識を立てる外に途がないからである。尤もこゝでは 相の上から無性と云 生の上から無性と云ふのである。 唯識論に於て、依他性を中心とすることは、 相 無性は、 ふの 無ではなくして有である。 である。 これは有であつて、決 然しその基礎になる分 然し縁所生 眞實性が 恒に存む 無着 1所分別 であると 在 一の分別 第 7 して滅 のそれ 二の生 分別 るの 0 は

唯 識 論 歪曲 K 現 しせら ñ れた無着 た 他 親 0 の唯 帷 識 識哲學 哲學が 有 の唯識であると云ふには、二の意味がある。 一は相 の唯識であり、 二五 二は性

とを證明するに役立つと云ふべきであらう。

二六

0 唯識である。 相 の唯識とは、 迷界は分別を離れては、外に存在するものではないと云ふのであつて、 とゝから

賴耶妄識說が生ずるのである。 唯識三十論頌の第十八頌に、

Sarvabījam hi vijnānam

識を一切種として實に、

yāti-anyonya vaśād

pariņāmas-tathā tathā I

轉變は是の如く是の如く、

yena vikalpah sasa jāyate II

相互の力に依つた起る

故に分別が種々に生する

界の分別 とある。この頌の意味は複雑であつて、 の因として、 換言すれば種子識として、 これを明にするには嚴密に攻究しなければならぬが、その中心思想が迷 阿賴耶識を認めた點に存することは疑はれない。 然らばとの βĦ

賴耶識 は 浮識である かい 又は妄識であるかと云ふに、 唯識三十論頌の第四 頌 ĸ

aniv_ttāvyāk_ttam ca tat I

とある。この表現の仕方は、

それ(阿頼耶識) は無覆無記である

尤も攝大乘論では、 阿賴耶識の異名として染汚意を擧げ、それを有覆無記となす所から、 中邊分別論の心性清淨說とは全く異り、前に擧げた攝大乘論の表示そのまゝである。 私は無着の唯識哲學に

耶識とは、少くとも用の上からは、別種のものとなつて居るから、私は今こゝで前と同樣の論法に依つて、 於ける阿賴耶識が妄識であることを論證したが、唯識論に於ては染汚意を獨立の第七末那識となし、これ と阿賴 阿賴

論のそれをそのまゝ穢承したと見ることが出來るから、 耶識の妄識であることを立證することは出來ない。けれども唯識論が阿賴耶識の性質を表現する仕方は、 との點から考へて、 私は世親の唯識哲學に於ける本識說 攝大乘

歪曲せられた無着の唯識哲學

は 無着の場合に於けると同様に、頼耶妄識説であると信するのである。

ものであ 次 ic 們 る。 識 諭 相 の性 の唯識は迷界で、 の唯識に就いて考へると、 それを諸法とすれ 相の 唯識 ば、 が分別を中心とするのに對して、 性 の唯 識 である真如は、 その本性で、 性の唯識は真如を指 從つて諸法の 眞 L た

Dharmāṇāṁ paramārthaś-ca sa

を意味することになる。

唯識三十

論頌の第二十五頌に、

火にこれが諸法の眞語である,

yntas-tathāpi saḥ I

故にそれは又真如である。

Sarvakālam tathābhāvāt saæva vijňaptimātratā II

一切時に如是であるが故に、

それのみか唯識性である

攝大乘論に現れた無着の哲學を繼承したものであると云ふべきである。 云はねばならぬ。從つて唯識論に現れた世親の唯識哲學は、 意すべきは、 るとするのであらう。 ない。故にと」では現象である相が、 とである。 とある。 若し相 普通に考へられる所では、 唯識論に於ける相と性との關係は、 の唯識が現象であると云はれることが出來るならば、 この點から見ると、 阿賴耶識に依つて實現せられる際に、實在である性も、 現象は實在から發現する。 相の唯識が有の哲學であると同様に、性の唯識も亦有の哲學であると 普通に考へられるやうな現象と質在とのそれとは異ると云ふこ 唯識性に關しても、唯識相の場合に於けると同様に、 然るに唯識論に於ては、 性の唯識は確に實在である。 相と性との 同時に變現せられ 然しとゝ 間 に交渉は に注

歪曲せられた無着の唯識哲學

基く無相の唯識ではなくして、賴耶妄識說に基く有相の唯識である。この意味に於て、それは所謂一乘家の見方 を離れ、所謂三乘家の見方に近づくとすべきであらう。

以上に於て私は、眞の姿に引き戾された無着の唯識哲學の特色を明にし得たと考へる。それは如來藏淨識說に

二八

(一〇、四、一五)

信仰の神秘主義

佐野勝也

今は彼のキリ 」する。 ストとは、 使徒パウロ それは、 如何なる内容を有するであらうか。 スト觀の內容全般に亘つて述べる必要は無い。 の神秘主義は、 彼が屬したシリアのアンテオケ教會において著しかつたと思はれる主キリストに對する信仰で 主 イエ ス・ キリストに對する信仰の神秘主義である。 彼の キリスト觀の内容は、 只、 信仰と關聯したキ 必ずし 16 ・リス 然らば、 一定してはゐな ト觀に就いて述べること パウ п 5 が信じたキリ 然し乍ら

見れば、更に明らかになるであらう。 en pneumati(靈において)なるパウロの表現法と en Christō(キリストにおいて)なる表現法とを比較して パウロにとつて、主なるイエス・キリストは、靈であつた(コリント後書三・一七、 同前書一五・四五)。そのことは

ある。

ち れ等各の場 ダイズマンに依れば、 丰 IJ ス ŀ 合におい K 在ること」、 て「靈において」は「キリストに en pneumati (靈において) 靈において在ること」は、 なる語句 おいて」と同一な結果を齎らすものと考へられて居る。 共に義を齎らし、コリント後五・二一、 は、 パウロの書翰中に十九度現はれて來るが、 ロマ 四・一七) 蕤 卽 ح

二九

信

仰

n

神

秘主義

翼をいひ虚偽を言はず、我に大なる變ひ ある こ とゝ心に絶えざる痛みあることを我が良心も聖靈によりて (en pnenmati hagio) 證す)(ロマ九・一、二)と云つて居る。更に又「イエス・キリストの交はり」(コリント前一・九) を有するものとして相ならんで使用されてゐることもある。卽ちパウロは、「我キリストに (en christō) 在りて る は n 四・七、ロマ一四・一七)を得、聖化され(コリント前一・二、ロマ一五・一六)割禮を受け(コロサイニ・一一、ロマニ・ニ九) る」(コリント前一二・三)があり、更に又「キリストにおいて」が「肉においてに」對立する如く(ピリピ三・三)「靈 てゐる。すべて以上のことは、キリストに在る者と靈において在る者とが、等しく受けるところのものである。 とされてれ 「靈において在る」(ロマハ・九)があり、「キリストにおいて語る」(コリント後二・一七)に對して、「靈において語 てゐる。 おいて」は「肉において」に對立する(コマス・カン。又「キリストにおいて」と「靈において」とが同 (ガラテャニ・二〇) と云ふと同時に、靈が我うちに住む (ロマハ九・コリント前三・一六、六・一九) と云ふ。 「翆虁の交はり」(コリント後一三・一三、ピリピニ・一)と相應する。だからパウロは、 「くの如くであるから「靈において」と「キリストにおいて」とは、屢々同一意義を有するものとして使用さ 即ち「キリストにおいて在る」(コリント前一・三〇、コリント後五・一七、ロマハ・一一、一六・一一)に對し (ガラテヤニ・一七、コリント前六・一一) ロマー四・一七)恩惠(ロマ六・二三、コリント前一・二九)霙(ロマ八・三九、コロサイー・八)平和 に依つて立つことが出來 (ピリピ四・一、ピリピー・二七) キリスト我がうちに生き 一意味 歡喜

然らばパ、ウロにおいて、籔とは、

如何なる意味を有するであららか。パウロの鑢を人間の心理的要素として理

意味が全然存在しないわけでは無いが、(4) 解することは、眞に彼の靈の觀念を把握する途では無いとのブッセ かるる心理的要素としての観 •7 は トの説は正しい。 彼にとつて重要なも パウ ロの襲に かでは いかくの 無か 如

なつて、光り輝く天上的體である。それは朽ちることの無い光榮の體である。かくの如く、 るところのものであり、それ自らの體(sōma)を有するものである(コリント前一五·四四)。 彼にとつて重要なのは、靈の有する超自然的、 超越的性質である。 かくる意味での靈は、 人間とは獨立 人間の心理 それは、肉體 現象とは に存在す とは異

に依つて病氣を醫やすと考へられてゐた。 と同じく、 種 々なる病氣の原因となる。 卽ち古代人に一般に行き亘つてゐるところの 即ち惡鬼 (demon) である。 キリストは、 此の悪靈を追ひ拂 animistic な考へ方を ふこと

别

個の存在たる鑢には、

善にして聖なる靈と、

惡の靈とがある。

悪の靈は、

福音書に屢々現はれて來るところの

ゥ 依然、 聖靈である。 有してゐた パウロは、これを (コリント前二・一九)。 只然しながら、 「潔き靈」(pneuma hagiosynes―ロマー・四)と云ひ、 ゥ Þ に お v て最も重要なのは、 又は「生命の靈 云ふまでも

靈の望むところは肉にさからひて五に相戻る。。肉の行為はさまざまなる罪悪をもたらすに對し、 (pneuma tēs zōēs--ロマハ・二) とも云ふ。かくる靈は肉と對立する。即ち「肉の窒むところは御靈にさからひ、 靈の行爲は 御

Ŋ, 靈の念は生命であり、 平和、寬容、仁慈、 平安である(ロマハ・六)。 善良、忠信、柔和、節制」とを齎らす(ガラテャ五・一六以下)。從つて、肉の念は死であ

の神祕を究むるところの云はゞ認識的、 以 上は、 靈の有するところの道徳的、 若しくは形而上的力をも有すると考へられてゐる。 實践的力である。 然るに靈は、 更に此の外に、 宇宙の奥義に参與し、 即ち「靈ばすべての

仰

O

神 **师秘主義**

信

Ξ

事 前二・七)であり、 靈を辨別し、 神の深き所まで究める」(コリント前二・一〇)。それは、「隱れたるもので、 知識 異言を語り、又釋く力である(コリント前一二・八以下、ロマー一・三三)。 (gnosis) であり、 信仰 (pistis) であり、病を醫す賜物であり、 神秘の中にある神の智慧にコリ 力ある業を爲し、

預

との ことができよう。 以上述べたように、靈は、一方においては、 意味でなければならない。 更にまた他方においては、 さすれば、 主イエ 即ち ス 「最後のアダムは生かす靈」でなければならな • 一個の認識能力でもある。 キリ ストは鰋であると云ふの 宗教的、 道徳的原動力であり、 即ち、靈は、 は、 主 キリスト 他方においては、 云はゞ一種 が `` 一の神秘・ ያን 7 る神秘的力である 一種 力であると云 の物理的 カ

Ξ

素で キリ たも ら見 トの中には神の靈 然しながら、かくる主張には、 ź あ Ō n であ ŀ b, ば は、 る。 質體 兩者の 此の靈を所有し、 瓣 である。 は 間 が宿してゐる。 キリ には差異があ ź ト 從つて、 の所有するところのものにして、 且つ人々へ與へるところの人格である。 る。 なほ補充的説明を必要とする。 内的本質において見た場合、キリストと靈とは同一であるが、これを形式上か キリスト 靈はキリストの人格的力であり、 は 靈を體現したものであり、 且つ又我 キリストの本性は、 キリストを成立せしめてゐるところの要 々に主が與へ給ふところの賜物で 神の靈自身が人格的姿に たしかに靈であり、 おいて現はれ あり、 キリス

然しながら、 以上は只概念的區別に過ぎないのであつて、 地上生活を送つてゐた場合の パ キリス か 12 12 トの靈が體を有したと同じように、 おいては、 悪を有しない 人格は無く、 天上にあ

三三

らう。 然しなが 5 それだからとて、パウロにとつて歴史上のイエスが重要で無かつたとは云へない。

エ ほど、パウロのキリストは、單に地上生活を營んで十字架につけられて死んだ人格的存在者としての歴史上のイ 然しながら、 するところの概念内容の多くが存在したであらう。 た超越的存在者としての靈とが切斷されてはゐなかつた。 くまでも體を有するものであつた。從つて、すでに述べたように、人格的存在者としての靈と、 ころの密儀宗教の靈の概念に形響され、 スでは無かつた。それは又襲としてのキリストであつた。然しながら、すでに述べたように、パウロの襲の ゥ プラトし の靈の概念は、 そのことは、パウロにおけるイエス・キリストの歴史性を否定するものであつてはならない。 ンその他のギリシア哲學者のそれとは異なつて、決して非形體的なものでは無かつた。 ヱントラントやライツェ それなしには考へられないであらう。私はそのことに少しも異議 ンシュタインなどが云ふように、 然しながら、 パ ゥ Ħ それが爲に、 0) 丰 リストなる概念の中には、 地上に生活し レニズム たイエ 世界に行は 地 異教の神 スの 上生活 それ 歴史性を は無 れたと を離 々な有 なる は飽 槪 n

ш

排除するものでは無かつた。とゝにパウロ

の神秘主義の特殊性がある。

「主」を信仰の對象とするところのパウロの信仰なる概念には、 以 上の如く、パウロにとつて主キリストは靈であり、靈は神秘的な力であり、要素であるところから、 特殊の内容が加へられる。勿論パウロにも、 普通 しる

して受納れることである。

例へば「そとで信仰は聞くことから、

般の信仰なる觀念内容が存在しないわけでは無

即ちパウロ

にとつても、

信仰とは、

先づ第一或事を眞

理と

(P 7 | O

聞くことはキリストの言葉に依る」

IJ かゝ る。此の聞くとは、 七)と云つた場合の信仰の如きがそれである。 くの如く、 Ì - 界に宣傳されてゐるので」 と云つてゐる場合も、「信じてゐることを」(Gläubigsein)を意味することは、 ツマンやユーリッヘルなどの一致した意見である。パウロの「信仰」(pistis) 又は「信ずる」(pisteuein)を 或事を眞理として受容れると云ふ知的意味に解釋することには、從來、一部の慰者の反對するとこ キリ 、スト ・の言葉を聞くことである。 即ち福音を聞くことが出發點となつて、 なほ、 同じくローマ書(二八) 15 信仰するに至るのであ 「君たちの信仰 が全

ろであつたが、

パ

ウロにおいてもかくの如き意味が存在することは、疑ふことができないo(i)

なる IJ き、 者としての神秘 即ちパウロにとつてキリストは、 は單に知的承認の意味のみでは無く、 ふだけでは、新らしき生活の出發點となり、 ツチも既に云つてゐるように、 ス パ 然しなが キリ ŀ 罪 ウ ロにとつて信仰が特殊の性質を有するのは、パウロの「主」の要素が、神秘的力なる靈であるからである。 なる歴史的 は潔められ、 えト 6 に對して、 以 的力を有し、 存在を信頼するとか、 上述べた意味での信仰 救ひは得られるところの神秘的存在者であるからである。 我らの主觀が服從し、 神的崇拜の對象たり、 パ 單に地上に生活した歴史的存在者としてのイエスでは無く、 ゥ 感情的意味をも有してゐる。 п 理解するとか云ふ意味では無い。 には、 の云ふところの信仰とは、 人間の全生活を震動せしめるに足るだけの力を有 若しくは信頼すると云ふ意味でも無い。 何等の特徴も存在しない。 その名を呼び求むれば悪魔も退き、病氣も退散し、 何となれば、 最初からそれ以上の意味を有してゐる。 さればとて又客觀的存在者としての靈 むしろ一般的意味にての信仰である。 從つてキリストを信ずるとは、 單 に知的 丰 ij に或事を承認すると云 スト それは又神的存在 しないからである を信ずるのは 死者も それ キ

儒

仰

n

神秘主義

渉が それは依然 格との結合で るとは 靈 な 心の肉碑に錄されたものである(コリント後三・三)。かくして、キリストを信ずる者は、 の靈を宿することである(ロマハ・九)。 して一個の人格 丰 を別 ij `るのである (コリント前メ・lゼ)。 然も此の靈は、歴史上に存在した人格的存在者としてのイエ 行はれる。 スト 彼等は又キリストの書である。 個 非人格 の靈を自己の中に宿せんが爲である 0 b ある。 個 しのでは こゝに、 パウロ 的 に融合し去つてはゐない。 の個體でなけ な 人格で 無 S 原質としての靈を宿することを意味しない。 ある 即ち、 ればならない。 の神秘主義の著しい特色がある。 から、 その歴史性及び人格性を全然脱却してはゐない。 キリスト教徒は、 それ 然も墨で書かれたので無く、 依然各自の人格をも保有しつ」、 は流動せる精神的流れでも無ければ、 從つて、 (ガラテヤ三・一四)。 人格と人格との交渉に 神の宮であり、 キリストに屬するとは、 生ける神の靈にて錄され、 むしろ、 神の虁を宿するものであるヘコリ 然も、 おい キリストの人格とキ て、 姿なき空氣の如 從つて、 兩者の間 兩者が各自 鰋なるキリ キリス キリストの靈を宿 に緊密なる精神的交 石碑にでは無く、 ij ス ŀ の人格性 き存在でも ・の靈、 、 スト 0 ス 中に宿し ŀ ·敎徒 と一體と を消失 叉は神 ١ 前三 0 Ź を す

とれ 7 として 45 した ガラテヤ書第二章第十六節において「キリスト・イエスの信仰」(Pistis christou Iesou) は んのは、 のイ 何某の信仰」 一キリ 工 Œ ス スト・ が しい意譯であると云はなければならない。 有してゐたところの信仰を意味しないで、 イエ が「何菜なる歴史的存在者が有するところの信仰」を意味することもある。 スを信仰する」と同一意味であり、 結局 イ エ 邦語譯聖書が「イエス・キリスト 「キリスト スに對する信仰を意味する。 イエスの信仰」は、 但しパ なる言葉がある。 を信ずる信仰」と 例 歴史上の存在者 へばパウ ゥ п 12 p お 7,5

369

註釋家の一致した意見であると云ふことができる。(ほ) リスト・イエスの信仰」と云つた場合は、一般に、「キリスト・イエスに對する信仰」を意味することは、 ける神を無條件に信賴したことを意味する。然しながら、それはむしろパウロにおいては特例であつて、 たアブラハムが懷いてゐたところの信仰であつて、疑はんとのあらゆる誘惑があつたに拘らず、アブラハム 彼が、キ 現代の が生

「アプラハムの信仰」(ロマ四・三、九、一二、一六)と云つた場合の如きそれである。此の場合は、歴史上に存在し

ア語の **交はりを意味する。これがパウロ** (神秘的所有格) トとの精神的結合から生する或物であることを意味する。こゝにダイスマンが(15) 、イスマンは、 koinōnia であり、二個の人格の交はりにおいて、一が他に沒入して、二者が一となるが如きことの無(ほ) と云つてゐる。 此の種の所有格を 即ち、「イエス・キリストの信仰」とは「キリストに對する信仰」であり、 の神祕主義の特徴である。(未完) Genetivus communionis(交はりの所有格) 「交はり」と云ふのは、 叉は Genetivus mysticus ギリシ キリ

- (1) Deissmann; Paulus, S. 109 ff.
- \odot Deissmann; Die ntl. Formel, S. 85-87. Schmidt; Christus in uns.S. 14
- (3) Bousset; k. Christos, S. 120 f.
- 例へば、コリント前一三・八、コリント後二・三、七・一、ガラテヤ六・一八の如きは、 意味する。 人間の心理的要素としての鑑を
- (5) Wciss; Urchristentum, S. 377.
- 6 Otto Michel; Der Christus des Paulus (ZNW. 1933, XXXII. Heft I, S. 6 ff.)--Weiss; Urchristentum, S.

三七

J. Weiss; Urchristentum S. 346 ff.—Mundle; Glaubensbegriff des Paulus S. 62

信仰の神祕主義

信仰の神秘主義

- 8 Wendland; Die hellenistisch-römische Kultur 1912. S. 156.—Reitzenstein; Die hellenistischen Mysterienreligion
- 9 疑ふことが出出來ない。 せられたり」における「信じて」も「真の言葉を聞きて」と關聯さして見れば、同一の意義を有するものなることは エペソ書一・一三に「汝等もキリストに在りて眞の言、すなはち汝らの救ひの福書をきき、 彼を信じて約束
- 00 Lietzmann; Römerbrief--Jülicher; Schriften des Neuen Testaments. なほ左 の文句も同一意味に解すべきである。
- ロマー三・一一、始めて信ぜし時よりも今は我らの教ひ近ければなり。テサロニケ前一・八、神に對する汝らの信仰のことは、諸方に弘まりたるなり。
- コリント前三・五 彼等はおのおの主の賜ふところに從ひ、汝らをして信ぜしめたる役者に過ぎざるなり。
- Glaubensbegriff, des Paulus, 1932, S. 35 ff Wissmann; Das Verhältnis von PISTIS und Christusfrömmigkeit bei Paulus, 1926, S. 37 f,-Mundle; Der コリント前1五・一一されど我にもせよ、彼等にもせよ、宣傳ふる所は斯くの如くにして、汝等は斯くの如く信じたるなら
- て良からう。「聖パウロにとつて信仰とは、常に知的要素を含有してゐる。それは福晉を受取り、使徒的預言を受容す Wissmann が引用してゐるカトリツク學者 Tobac の次の言葉は、最も良く此の意味を云ひ現はしてゐるものと云つ
- (12) Hatch; The Pauline Idea of Faith, P. 35.
- (13)Schmidt; ibid. S. 36—Weber; Die Formel "in Christō Jesu" und paulinische Christusmystik, S.220, 225
- 用も同一意義を有するものである。 tor's Greek Testament. - ロマ三・二二、二六、ガラテャ三・二二、エペソ三・一二、ピリピ三、九における所有格の使 Bauer; Wörterbuch zum N. T.—Schr. d. N. T. II.—Haudbuch zum N. T.—Weizsäcker; N. T.—The Exposi-
- (15) 佐野譯「イエスとパウロ」一八七頁以下、二二一頁以下—Deissmann; Paulus. S, 126f
- ピリピー・五、二・一、三・一〇、ピレモン六。 ロマ一五・二六、コリント前一・九、一〇・一六、コリント後六・一四、八・四、九・一三、一三・一三、ガラテヤ二・九、

佛教傳來に關する說話とその背景(ト)

原 田 觙

て るもの のとされ、こゝに内外の宗教の鬪爭、從つて國家と宗教との對立を醸成したとされてをる。 ての世界的宗教の特性を發揮することによつて、在來のローマ宗教と異つて、而かも 這入つた際には、 п 我 これに比較して佛教は旣に後漢明帝の永平年間に支那に傳つたとされるが、併しその初めに於いては儒教や道 が 1 マの宗教との間にも爭ひなく、殊にロ ŀζ 國に於ける佛教と在來の民族的宗教 は 屢々こ それがユダヤの民族的な宗教との間に區別なく、 れをキリ 、 スト 教の Ħ 1 の接觸、 7 ーマの帝國と衝突することも無かつたが、 0 傳播と比較して論ずるものが 殊にその習合の 理 ユダヤ人の宗教と信ぜられてゐたので、 由 を 佛教の汎 ある。 神 17 キ 1 ij 然るにそれが 的 ス 抱 マ ۲ 擁的 の國家を危らするも 敎 が 性質に基くとす 始 B 一神教とし 1 從つ 12

的にして、 抱合したと云はれ、 教との間に多少の對立關係が 抱擁性 に富んで これ専ら ねたからであるとされ 佛教その あつたにしても、 もの が、 キリ 獅次これらと調和し、 る。 ス ۲ 教の嚴格なる一神的性質と異なり、 むしろその本迹の思想に依つて、これらを 汎神的に又更に多神

もとより此の佛教の特性は、 **海來に關する說話とその背景** 充分に認め ねばならないことであると共に、 それは佛教が我が國に渡來し、

三九

敎

傳

の教 國 性質を持つて居つたかを考慮すべきであらう。 ፠ てそれと同時に、 とも亦たこれを認めねばならない。併し佛教傳來に伴ふ神佛の接觸習合の理由はこれだけには止 在來の民族的信仰と接觸するに當つても、 きであらう。 又はそれ以上にその當時の社會情勢、 それらの性質が將來神佛を習合するに至るに、 事實、 むしろ新來の佛も在來の宗教を通してのみ了解せられ 古代日本人が嘗つて知らなかつ 從つてその當時の民族的信仰 た佛教に對して、 の社 會的な役 與つて力となつたこ まらな 割が その 如 たと考 何 本來 丽 な る し

制 家的宗教と相容れないものとなつたのも自然のことに屬する。 少くとも異教徒として而かも世界的な宗教としてロ に國家的 された國家的な宗教であつた。 とで今暫らくこれ 統 が 極めて廣大に且つ强固 をキ ij 、 スト ح ا 教傳來のロ 17 に完成されて居つたので、 キリ スト教が、 1 7 の狀態について見れ 1 7 市民の間 單なる異國人の宗教と考へられた場合は暫らく措 從つてその宗教に於い に漸次傳繙して行つた場合に、 ば、 12 1 7 帝國の ても亦た國家によつて統 建設は旣に早くして、 これが當 いて、 O 旣 國

が、 又これを支那に就いて見れば、 併 し佛 教の 傳來に關しては、 多少 支那も亦た佛教傳來の當初、 12 1 マ に於けるキ ij スト 教の傳來とその趣を異にする 既に古くから國家的組織の上に立つ かも 知 たもので n な ある 雖

ども 佛教傳來の な佛 旣 K 敎 後 b 漢 何 の 5 頃か 明 *ት* 帝の時 の徑路をへて、 その當時の上層階級卽ち治者階級の宗教として取入れられ に使を西域に遣はして佛教を求め 史上知ら る 以以 前 カン ら支那 しめられ に傳播して來た たととになつ *ት*፡ って傅 ح れを明 たところに、 へら れて 5 カン をるが、 と 1 ij 難 ス \lor とは 少くと 敎

ξ,

4

Ŵ

Š,

丰

۲

る 1.2 汎神 1 7 傳播 的 15 して抱擁的で Ø 무. い頃とは、 あること以上に、 多少その事情を異にしたもの 佛教が 支那の社會に受入れられ、 があり はしなかつた かっ いち早く在來の信仰と接觸融合して ح 」に佛教そのもの」特 性とす

行つた理

由

がある

のでは無からうか

然のこと」謂 ち道教的信仰や儒教的信仰に於いても、 となつてをるので、 作しそれにしても, <u>چ</u> حر きであらう。 それが新しく傳はつて來た宗教即ち佛教との間 支那は旣に政治的 とれらの 點については、 既に國家的統制のもとにあり、 に國家的組織を備へたものであるだけに、 髙 僧傳の内、 1/2 佛 多少の衝突を惹起させるに至つたことは自 それらは國家を背景としての民族的 闘澄の傳に、 その在來の民族的な宗教、 王度の意見として 信仰 卽

夫王者、 郊祀天地、 祭奉百神、 載在 祀典、 禮有當 鋫、 佛 出西域、 外 國之神、 功不施民、 非天子諸華所應祠 奉

とあり、又同じく康僧會の傅に、孫皓の言として、

周孔已明、何用佛教

カン など」あるところを見れば、 くの如き思想が存在したことだけはこれを認めねばならない。 假令とれらの記事に歴史的の確實性は疑ふことが出來るにしても、 佛教に對して、

來る 陸 殊に皇室に於い 0 然るにと 佛教 ī して は 何等 れを我が國の當時の狀態について顧れば、 佛 てこれを受入れられ ኔ 0 敎 形に於 が 我 が 國 V に急速 て、 旣 たとい に傳播 K 我 が國に渡來しつゝあつたといふことは、 する ふことが最も力となつたことは云ふまでもな に至つ たの・ 記錄の上で見得る事實以外に、 K は、 單 上に民間 に於ける傳播 大體に於いて推定することが 或はそれより以 E V $^{\circ}$ MO 冬以 して 上に、 佛教傳來に關 前 上 かゝ 曆 5 祉 大 出 會

四

教傳來に關する說話とその背景

D, 於けるやうに早くから使を遣はして佛教を求められるやうなことは無かつたにしても、 する多くの説話 その佛像經卷などが我が國に獻上されることによつて傳播した記事は決して少しとしないので、 には、 その歴史的確實性が極めて乏しいにしても、 佛教が主として半島卽ち百濟などを通じて來 當時の社會に於いては、

それ は民間に於ける受容ではなくして、 専ら上層社會に於ける受容であつたといふべきであ

盛 それは極めて部族的で、 播 15 或 以は我 國 と當初時 になつたとされる推古天皇の時代に於いても大體變りはない。 0 灰だ集権的な統一 祉 が國に於ける佛 會 代の 情勢は、 それ かく使を遣はして佛教を求めることもなく、 との間 決して未だ國家的機構を完成したものでは無かつたといつてよい。 教傳來の、 氏族の寺院として建立されたことは、 的 國家では無かつ に多少趣を異にしたものがあるやうに考へられ 支那に於けるそれとの差異が存するかも知れないし、 たのである。 從つて新しく渡來した佛教が受入れられるに當つても、 専ら受働的に傳來する佛教を受容れたとこ 前にも既に述べた通りであるが、 る。 即ち佛教 部 0 少くとも其の 初め 族 **从制度** 傳來し それ 12 よる は佛 た當時 國家であ の佛教傳 教が隆 の我

だ皆國家を對象とした本願の主意は見られない。」 であると云つてをられる法隆寺の觀音像(2) は 0) |寧ろ不思議である」とし、法隆寺金堂藥師像や釋迦像に於いても、(1) のであると考へられるが、「しかも當時の造寺造塔造像の對象には、 聖徳太子の攝政々治に於いては佛教をその指導原理として極めて統 (現今御物となる) に於いても、 といひ、 又四天王寺、法恩寺、 又平子鐸嶺氏などの、 その光背銘の示すところによ 國家的意識が充分に現はれて 蜂丘寺、 我が國最古 中宮寺、 大和般若寺 の金石 國家 ば、一米 V 0

ح

れについては長沼賢海教授は、

書紀や法王帝說、太子傳曆、廣隆寺資財帳、 法王帝説新註などによると、 それは必ずしも 「直接 375

などの建立は、

國皇 かこ 荆 明天皇及び代々の天皇の爲めに、 |の盛運を祈られたものではない。|| そして天平十九年の法隆寺縁起査財帳によると、 法隆學問寺、 四天王寺、中宮尼寺、蜂丘寺、 池後尼寺、 推古天皇及び聖徳太子 葛城尼寺を敬造さ

寺緣起資財帳に於けるが如く、 朝家のため、 公の ためとい ふ意義を有つてをるのは、 むしろ奈良朝後世の

蜂丘寺の建立の

動機については日本書紀や法王帝說と一致せず、

法隆

あつて、聖德太子當時の思想ではないとされる。

たことが見えるが、少くとも四天王寺、

が出來ないどいふことになる。 か くして推古天皇の朝、 即ち 唯だ僅、 聖徳太子攝政の時代には、 かに推古天皇紀十三年四 佛法 月 0 國家的方面 0 條に、 については、 殆んどこれを見ること

天皇韶皇太子大臣及諸王諸臣、 共同發誓願、 以始造銅繡丈六佛像各 一軀云々

とあり、同じく十四年四月の條に

銅繡丈六佛像並造竟、云々

とある如きは、 その形式が極めて國家的性質を示してをるが、併しこれも孝徳天皇紀大化元年八月癸卯の僧尼に

對する詔の内に、

於小墾田 宮御宇之世、 馬子宿禰奉爲天皇、 造丈六繡像、 顯揚 佛教、 恭敬 僧 尼 굸 ス

n とあるの る かい 實は 1蘇我 かくて長沼教授も云はれるやうに、 氏の私事なること孝徳紀によつて判斷せざるを得ない」のである。 「推古紀のみを考ふれ ば、 此 事 恰か も國家的事業の 如 くに見ら

佛教傳來に關する說話とその背景

四三

あり、 皇紀十二年卽ち甲子の旋に記されてをる所謂十七條憲法である。 的なものであつて、 かっ くの如く聖徳太子時代の造寺造塔造像などの本願の性質を勘へて來ると、それは全く私的なもの若くは部旅 これによつて種々に革令せられたと想像されてをるが、それの最も具體的に示されてをるものは、 國家的性質を持つたものでは無かつた。然るに一方、翌德太子の政治上の指導原理が佛教に 推古天

をり、 思想によつたものであるとしてをられるが、 十 七條憲法については、 しろ佛教によるところは甚だ少く、 これまでも種々の説をなすものがあり、 その第二條の三寶篤敬の章を外にしては、 もとよりその内容に於いても、 岡田正之博士はその十七とい 孔子その他諸子百家の語 全くこれなしと云つても ふ敷が旣に陰陽 によつて、

よい

ほどである。

六を一に歸し、 而してその條々に通ずる勸善の精神に點精するものが、 然るに又長沼賢海教授はこれについて、 一を十六に展開するやうに組織せられてあるやうに考へてをられる。(5) 道徳的に云へば十六惡を止め、十六善を勸める止惡行善の條章であり、 即ち第二條の三寶篤敬章であり、 かくて憲法の全體 は十

故 家的な性質を持つたものであり、 カュ くして十七條憲法に現はれた思想は、假令それがすべて佛教的のものでは無いにしても、 「佛事と國事との差別は極めて明かであつた」ので、むしろそれは不思議と云はれるほどであつた。(6) との點、 その他の種々の佛教記事が極めて私的なものであるのと對照して、何 少くとも極めて國

今長沼教授の所説によると、 然らば 此 の推古天皇朝、 即ち聖德太子時代の佛教の、私的な部族的な特徴について、その協由を如何に見る 大化改新以前, 即ち未だ氏族の政治的、 經濟的解體の行はれざる以前に於いて、 ያ የ

論理 相 時代の佛教思想を承けたものであるとされる。而してかゝる時代にあつて、聖德太子は佛教によつて先づ民族の として信ずることの出來ない場合が少くない。 日本書紀の も時勢を超越して、 もとより聖徳太子は、 元的統一の基礎工事を開始されたので、それが大化改新によつて、 並立せんとするやうな時代に於いては、 論上、 如く最も信憑せねばならない資料に於いてさへ、その記すところが必ずしもそのすべてを歷史 理想上は別として、 進んだ考へを持つてをられたであらうと云ふことは、 日本書紀その他が傳ふる如く、 實際に於いては、とかく氏族の强大なるものは、 或はそれは自らなる勢力であつたらう」とし、 今その一例として擧ぐれば、聖徳太子の誕生に闘する記事の如 英明の太子であらせられたであらうから、 断然行はれるに至つたとされるのである。 これを想像するに難くはないが、 日本民族の根本氏族たる皇族と 且つこれを支那 佛教に對 的 南 併し して | 北朝 事 實

これらのものが、聖徳太子の聖者たることを示すための説話的のものであり、 皇后懷姙開胎之日、巡行禁中、 「一聞十人訴、 以勿失能辨、兼知未然、……父天皇愛之、令居宮南上殿、 以勿失能辨」といふ如きは、「豐聰耳」の名の起原的意義が忘却された後に出來た說 監察諸司、至于馬官、 乃當廐戶、 而不勞忽產之、 故稱其名、 謂上宮厩戶豐聰耳太子。 厩戸とい 生而能言、 ふ名前 有聖智、 0 說明說 及壯 話 で 聞 あ

卽ちそれである。

き

な願意を持つてをられ くして同じく聖徳太子でありながら、 る のに對して、他方政治的理想としての十七條憲法に於いては極めて統一國家的であつて、 その佛教に對する態度に、 一方造寺造像に於いては專ら私的 な部族的

佛

教傳來た關する說話とその背景

あることは謂ふまでもない

兩者は相對立し、

むしろ矛盾した思想でさへあるやうな場合に、 その一方、特に進んだ考への方が、 或は新しい

四

六

思想の新しい産物ではないかと疑つて見ることも强ち不當ではあるまい。

代日 弱なるもの うとされてをる。 までにも狩谷掖齋や榊原芳野などがをるが、近くは津田左右吉博士があり、 ・本の社會及び思想」に於いて詳細に考察され、これを以て大化改新以後に或る儒者の手になつたものであら 」る意味に於いて特に十七條憲法を以て、 と指摘し、且つ僞作説の矛盾缺陷を舉げて、却つて眞作なることを證するものであるとしてをられる。 その理由とするところは種々にあるが、これに對して瀧川政次郎博士は、 聖徳太子の直作では無いといふ考へを持つたものには、 その著「日本上代史研究」及び「上 その理由 の根 旣にこれ (據を薄

れが孝徳天皇紀になると、大化元年に諸寺の僧尼を召し、詔して佛教傅來以來、蘇我氏が代々佛教興隆 太子建立の七大寺の如きも、 するものも、天皇又は皇后の御私事に止り、 も聖徳太子時代の佛事、 就中造寺造佛は個人の營作にか 太子の御私寺にして、後に天武天皇紀に現はれる「國寺」とは見られなかつた。(タン) 未だ國家的色彩が甚だ明瞭でない。自然、 , b, 共の願意も亦多く個人に止り、 皇族發願 事天皇、 の堂塔、 皇后に屬 に盡した そ ば

併しこの

十七條憲法については、

更に他に機會を待つこと」し、

今は暫らくこれを問題に

しなくても、

少くと

于伴选、 **肸更復思崇正** 而爲十 所造之寺、 師 敎、 光啓大猷、 别 不能營者、 以 (惠妙 法 故以沙門狛 lilli 股皆助作、 爲 71 濟 大法師福亮、 **命拜寺司等與寺主、** × ΞÌΞ 此十師等、 惠雲、 常安、 宜能教導樂僧、 巡行諮寺、 競雲 、 惠至、 驗僧尼奴婢田畝之質、 脩行釋教、 寺主僧曼、道登、惠隣、 要 使如 法 而盡與奏、 凡自天皇至 妙 卽

さらに

とすべきである」といつてをられる。 長沼教授はこれを以て「佛寺の國營化、 官治化に關する重要詔勅 にして、 佛事即政治となる沿革の第 階梯

との 織へと進展するに當つて佛教の興つて力となつた點があるのである。 理念に影響され、 つたにしても、 b 祀であつて、 Ó 併しさうい ふやうに、 間 でもあつた。 には亦た自 從つて 佛敎そのもの 「から相ば こゝにも我が國に於ける社會組織 然るに氏族佛教としての寺院 他 の異なる氏族の奉ずる神 個人的に又は部族の宗教として受取られた佛教も、 違したものがあつた。 7 性質上、 極めて相通じたものが 即ち在 は、 の祭祀 0 假令その願意 との 一來の部 大變革ともい 間 には區 族的宗教は氏神又は氏 あ る。 の對 别 象が <u>چ</u> ۲ があ かくて封 Ď, き氏族制 夫 々 在來の部族的な宗教、 建 場合によつては 0 前 氏 庻 な部 族 の祖先として から集權 に 族 あ ď は 此 叉私 相 的 0 容れ の神 な新 佛 敎 的 卽ち氏神祭祀 し 0 な 1 0 乜 對する祭 V 統 性質 國 0 家組 的 で な あ 0

然た 宗敎を するに當つて、 きではなく、 して受取つたので、從つてか かゝ る くして我が國に於ける佛敎傳來當初の宗敎上の接觸は、 國家的 持つてをる 又本來佛教そのものに統一的國家的性質を持つてゐたにしても、 機構を持 נע くの如き闘爭を惹起するとするのも亦た極めて不自然のことであり、 п 1 5 7 帝國 從つて統 દ **ゝる時代には、** 當時 國家的な宗教としての儒教乃至道教を持つてをる支那、 Ó 我が國の場合とには、 前に擧げた日本書紀所傳の如 新たに佛教を部族的な社會に於ける部族的 自から異つたものかあるとい ð, それが在來の部族的 國家的な宗教上の爭鬪を惹起 これらの ふべ Ł きであらう。 點に於い な宗教と接觸 は な宗 て、 1 すべ 7 嚴 0

四七

佛教傳來に關する說話とその背景

那 且つ佛 即ち に於けるが如く、 .教本來の汎神的性質にもよるであらうが、 我が國に於いて、二つの宗教が相接觸した場合には、もとより佛教はその社會の上層階級から受入れられ、 叉更にはロ] マ 帝國に於けるが如く、 **尙ほそれ以上に、** 佛教傳來に當つての、 その當時の社會制度の特性によつて、 從來の民族的信仰との間 或は支 の激し

V

反撥鬪爭

は起り得なかつたものと考へられる。

質、 佛 て る ついて によつて、 教も 微妙 來たとい 併 卽 し佛教が我が の法も、 はむしろ誤りであつて、 亦た極めて國家的な性質を持つて來たとせなければ ちその哲理 自から ふことは、 極 國に 的 .めて現實的に又部族的に受入れられたのであるが、 國家的な現實 な内容とか又それに基く態度とかを以てその特徴としたも 來り、 舣 にも認められて居るところであるが、 漸次國家的となつたといふこと、 傳來當初に於いては、 的 な目的を主とするものとなつたとするならば、 その難解 ならない 殊に奈良朝時代の佛教が國家的色彩を濃厚 難入の佛法としてよりも、 もしこれを傳來の當初 漸次統 一國家的組織の完成され Ò が 少くともその傳來當初 佛 教が に於いて、 たゞ未 政 治 と關 だ曾つて 佛 るに從つて 係する 敎 Ø 木 來 聞 佛 亿 か ځ Ö 持 敎 性: 3" iz 0

的機 そ 0 つたものが、 部 n 而して又一方、 能 i۲ 族 一件つて存績發展することは云ふまでもないことである。 が、 的 な神 假令多少 祇祭祀 その社會組織に於い 在來の民族的信仰としての神祇祭祀に於いても、 の變遷は に於いても、 あ って 亦た漸次國家的 て部族的なもの Þ 存續する限 から な傾向を生じて來たのである。 ŋ, 統 又は發展する限 國家的な體制を備へて來、 もとくくその本來の性質上、 り、 ح の神祇祭祀の部族的性質 もとよりその場合に部 完成されるに從つて、 部族的: へも亦た 族 性質を持 0 祉 在 來 會

カン くし 一一一神 祇 終祀 が佛教行事と、 國家的 に相 並 んで行 it 'n るとい ふやうなことは、 決して早 V 時代には 無

< とら統 國家的 な社會組 織 から 赳 らない限 D, あ ŋ 得な かつ たら

教興隆 か 0 無視され閑却され ح n たと云 O をも 點 に努力せられた時代となつてをるが、又それと同時に神祇祭祀に於いても、少くとも記錄 K 無視 ついて特に推古天皇朝、 ふやうな意見を述 É た n たので .時 代ではなかつた。 は ベ 無いといふこと、 るも 聖德太子の時代を、 のもあ 故に世 る。 更には聖德太子が既に神佛の將來を慮つて、 の一部の説をなすものには、 日* 本書紀の傳ふるところに依つて見れば、 聖徳太子の佛法尊崇が決 その る上 融 當時 合 カュ . ら見 ĺ Ö 端 は特 7 縚 我 て に佛 を開 が 或

n ふことか 0 て、 を以て聖徳太子の意圖 如きは、 聖徳太子を以 幾多の 5 もとよりこ 敬神と崇佛との兩方面 **崇佛の事蹟を殘してをられる聖德太子が、** 7 神 佛 習合說 と K は、 採るに足りないが、 0 神と佛との將來に對する深慮があつたのでは無からうかといふ人もあ 先驅とする

考へや、 の信仰が同時に容受せられ、 仴 し日本書 又更に三教枝葉果實說 方自から大臣、 紀 その 實行せられつ」あつたことを示すものとし、 他 0 記錄 百僚を率ゐて神祇を拜 配の起源 の示すところ、 を以て聖德太子の時代に 崇佛 0 祭せ 念の Ď 最 n 8 深 たと おく 說 Kζ

如實に る_ûî 理 di 徘 即ち聖 は神 Ĺ 記 この推古天皇紀十五年の條に見える神祇拜祭の詔勅とそれに關する記 祇 したものである 祭祀 德太子當時 と佛 法 とを E は、 かどうか。 兩 旣 立 业 10 前 L 記述べ とれ Ď る 思 に たる 想 500 カン 如 6 て津 ζ, 多くの H 佛 左右吉博 教に於 佛 教記事 V 士は ても殆んど全く國家的でなく、 に神 新 しく 祇 造作さ のことを配 事そのものが、 ñ たも L ので た 4 0 ぁ 果して當時 で ららと考 私 あ 的 らうとせ で あ O b 事 その 實を 部 6 族 n

. **D**G

九

佛

独

件

사

關する說話

とその背景

現はれて來るのに 的 であつたので、 Ą, 此 の點 そとに何等かの理由が無くてはならない。 からも本來佛教より一層部族的であるべき神祇祭祀が、 而してこの、 極めて支那風に表現されてをる神 却つて佛教よりも一層國 家 前に

祇祭祀が當時の民族的な信仰そのまゝで無いことはいふまでもない。 以上の如くして聖德太子の當時に於いてさへ、 その神祇祭祀と佛教とは、 後世 K なつて考へ 5 ń る如

の記すところが ٤, 裥 め 立するものでは必ずしも無か 祇祭祀 る 種 七 との の神 儏 憲 間 祇 法 な 10 の祭りと考 0 \lor 如 は Ď き その Ł, 佛法と支那思想とは濃厚に盛られてをりながら、 機 その國家的 へたとい 0 能 上の相 たのである。 ふ點もあ 遠が 統制を强く要求してをる十七條憲法に於いて、 あ つったの それに る カン b で 知 は は n 無からう 面には佛教 な V が 叉他 かとも考へられる。 の諸 O 行事 面 獨り民族的 K Ł は 神 統 祇祭祀と同 世: 特に佛教や支那思想 な神 而 界觀 して 祇祭祀につい z L 的 な佛 7 じく現世 る見 教と 地 部 か 利 5 族 盆 する 相對 何等 反 を求 的 な

く m そしてそれは、 して神祇祭祀が國家的統制 それ以後の社會組織の發展にまたねばならないのであつた。 のうちに取入れられるのには、 そこに佛教の影響の少くないことは云ふまでもな かくて始めて神 祇祭 祀 は 佛

神祇祭祀に關しては恐らくはその關係の極めて薄いものがあつたからではある

まい

されるに拘らず、

事と相對立して行はれるやうになり、 とも特に 注 意すべ きことであらう。 丽 かもそれは決して部族的に非ずして、 専ら國家的行事に於

いてば

あ

るこ

同様 d' K < ò 如 佛教傳來及びそれに關聯する書紀の記事も、 くし て 日 本書紀 に記すところは必ずしもその凡てが それをそのまゝ歴史事實の記錄とすることは出來な 直ちに歴史事實として信ずることの 111 來 is

が

語る、 佛を古く魏書釋老志に胡神といひ、晋書藝術傳に戎神と稱したのと同じ用法であるが、何れにしてもそれを祭祀 生じてゐたことを認めねばならない。 それが日本書紀の如く然かく語り傳へられるには、一方に於いて部族社會から統一國家的な社會への轉換期を物 ついて見れ 蘇我氏と物部氏とを中心とした政治的な闘争が、 カン しる 鬪 争 Ó 物語が生れるまでには、 かくして外來の佛は國神に對して蕃神とも稱せられるが、 少くとも民族的信仰に對 强い根柢をなすのではあらうが、 して佛教と對立する國神 又これ を宗教 これは支那にて ある。 0 Ø 意 力 識 面 10

して福を祈るものと云ふ考へからは、佛も同じく神であり、それが又佛を佛神と書かれてをる所以でも

つて、 殊 そ ならぬ」ことはいふまでもないが、併しそれは、(3) の政 、の高尙な文化の存在が排佛の理由となるにしても、 そしてかゝる「思想上の爭を生するには、新來の宗教に對抗し得るやうに思はれる何ものかゞ自國になければ 政治的 これを拒否する態度に出でるのは自然のこと」い な社會と、 その依るところ何れも同じく國家的であ 支那に於いて例へば「周孔已明、 唯だそれだけには限らず、 はねばならない。 る點 からも、 凡そ外來の信仰行事が侵入するに當 殊に 何用佛教」といふやうに、 古代の民族的な宗教行 事 特 が

10 ふ以上に、 「王者の奉祀すべきものでないと云ふ理由があるので、 z) くて支那に於いても、 國家の行ふ祭天の行事が嚴として存するとするところに、 さきに擧げた高僧傳に見える王度の意見の如きも、 此の點は此の王度の語と密接なる關係があるとすべき、 佛が外國の神であり、 單に高尙なる周孔の道があるとい 功民に施さず、 そと

我 國家之王天下者、 佛教傳來に關する說話とその背景 恒以天 地社禝百八十 神 春夏秋冬、 祭拜爲事、方今改拜蕃神、 恐致 國 神之怒、

我が物部尾輿及び中臣鎌子の排

佛の 理

由

卽ち

といふ語に於いても、 同様に解すべきであらう。而してそれだけその言葉の根柢には國家的な祭祀としての神祇

信仰と、國家的な佛敎との對立がなくてはならないのである。

日本書紀そのものが傳へるところでは、

既に敏達天皇前紀には天皇を評して

天皇不信佛法、 而愛文史、

との外、

を書紀 とあり、 は特に神道と稱してゐるが、 此の場合佛法は當時の漢文學とも對立してゐた方面もあるが、 その神道との間にも對立したものがあ 更に當時の民族的信仰 b とれ に關しては、 並びに行事、 知らる」如く、

明天皇前紀で

天皇信佛法、 尊神道、

と並立してをるが、 又孝德天皇前紀になると、 天皇、

尊佛法、 輕神道

編者の認めた觀察であらうが、それには佛法に對立する神道なるものが考へられてをる。 とある。その何れも、 これが果して歴史的事實であつたかどうかは暫らく措いて、少くとも評者、 恐らくは書紀

而してこの場合の神道といふのは、その語は固より旣に支那に於いて用ひられた語を借用したのであらうが

そ る つてはじめ から、 れは 「かみの語に神の字をあてたところから導かれたのではあらうが、 此 の語 れたことかも知れぬ。」 の 用 おられ た のは、 佛教が可 そして此の神道の内容については、 なり に世に行はれた後のことであらう。 初めのうちは佛をも神と稱したので 日本眥紀は前に擧げた孝徳前紀の文の これは或は書紀 編 者に

5

ļ

斮 生. 國 现社 樹之類是也、

てをるが、 と云つてをる。 それらから見ても、 そしてこれに類する事質は後の文獻にも屢々見え、(ほ) 恐らくは日本書紀の編者もしくはその後の註釋者の施した註釋であつて、 常に神と佛との對立の狀態を示す事例となつ かしる

事質は佛教が相當に傳播してからの事質と見るべきものであらう。

この佛教と民族的信仰としての神道との對立は、 更に推古天皇紀の如く、 又これを皇極天皇紀について見れば、 **佛教の隆盛を記してをるところでも** その前紀では、

天皇順考古道、 而爲政也 面に於いてはまた神祇に對する反省が記されてをり、

といつてをるが、 元年七月か ら八 月の條 12

報 七 月戊寅、 E 群臣相語之日、 隨村 々脱 部所教、 或殺牛馬、 祭諸社 神、 或頻移市、 或禱河伯、 旣無所救、 蘇我大臣

可於寺々轉讀大乘經典、 悔 過 如佛所說、 敬 而祈 雨

庚辰、 於大寺南庭、 嚴佛菩薩像與四天王像、 屈請衆僧、 讀大乘經等. 于時蘇我大臣、手執香鑪、燒香發願

辛己、 微雨

王午、 不能祈雨、 故停讀經、

八月甲申朔、 天皇幸南淵河上、 跪拜四方、 仰天而祈、 卽雷大雨、 **遂雨五日、 溥潤天下、於是、** 天下百姓俱稱萬

跋、 日至德天皇、

佛教傳來に關する說話とその背景

とが であつたか とあ るのを見ても、 出來るやうに思ふ。 は甚だ問題であるが、 そこに蘇我氏の勢力に對抗する爭と、 但し此の場合も、 たゞそこにも神祇に對する國家的な考への强いものがあることだけは認めねば その表現は極めて支那的であり、 宗教上の神 - 佛の對立が明らかに現はれてをるといふこ 從つてそれがどれ れほどの 歷史的事實

ならない。

に伴 あ る 此 が <u>ځ</u>. O 神 自 國的 祇尊 又假今それを反 な意識 重の 精 神は、 0 現は、 佛 れたも 教的な信仰とまで 方に特に佛教の隆盛に のとい <u>چ</u> ج きであらう。 V は ないでも、 行はれ るに至 その他 つた後に於いて、 の種 × O 原因も加 層强調 はつて、 され 統 て來るも 的國家の 0) 成長 でも

0 極 た中央集権的 事實を古きに及ぼした結果として考ふべ めて國家的要素の表はれてをる如きは、 丽 てさう な國家社會に於いてどあり、 ふ狀勢を我 が 國 の歴史に於い きものではなからうか 多くは大化改新の一時期を經過して以後の思想的所産、 從つて佛教傳來に關する說話を始めとして、 て適確に 求め得られるものは、 大化改新を一大轉換期として展開 神 祇祭祀 その 又はそれ 他 に於 以 後

ととしする。 S ح O 伹 仴 侚 し此 し
と
れ 向 の場 は、 につ 或は特 特に注意すべきはその典據となるものは常 いては更に日 に書紀記錄 本書紀その の編纂者 0 もの その目 1 思想を嚴密に探究する必要が 的 1 應じて持つた態度 に唯一 の日本書紀であるだけに、 から生じたもの あるの で、 それ で あ 書紀 は別 る 0) 記載 0 カゝ 機 一合を待 Y に於ける 知 n な

캂

佛教傳來に關する說話とその背景

、長沼賢海氏、「佛法即王法觀」(日本精神文化第一卷第四號一四頁)。

するも(考古界第一篇三、 四號)、 平子氏は證古金石集の說を採つて崇峻天皇四年とする。

平子鐸嶺氏、「日本最古の彫像」(佛教藝術の研究收載)三四二――三六八頁豢照。三宅米吉博士は孝徳天皇自雄二年と

三、長沼氏、前掲書一五頁。

1、岡田正之氏、「近江奈良朝の漢文學」參照。

六、同、一七**、**一八頁。 五、長沼氏、前掲書一三頁。

、日本書紀、推古天皇元年四月己卯の條。

、日本書紀、天武天皇九年四月の條。

瀧川政次郎氏、「十七條憲法と文化改新」(史學雜誌第四十五

編八號七六——九一頁)

〇、長沼氏、前揭書一八頁。

二、日本書紀、敏達天皇十四年二月壬寅の條。 一、津田左右吉氏、「日本上代史研究」一七二――二百

三、津田左右吉氏、前掲書一四〇頁。

四、同、一四九頁。

五. 大安寺伽藍緣起流記資財帳、 舒明天皇十一年二月の條、 續日本紀、寶龜元年二月廿三日及び三年四月廿九日の條、等。

五五

法稱に於ける結合の觀察

金

倉

圓

照

はしがみ

自身が從來多少の興味を有してゐるといふ點を暫く除 置 耆那敎説」に於いても、 百年記念學會の 梵語の原典が發見囘收せられた。 ものと認められてゐたが、最近その殆ど全文にちかい 事實である。 て彼の占める重要な位置を知れる人の廣く心得てゐる 小著の存在することは、 に行はれてゐることかと思ふ。然し、 法稱 た。乃て或は特志家によつて直接原文の研究が旣 Dharmakīrti と Saṃbandhaparīkṣā ゃらふ 從來此の書は西藏譯としてのみ現存する 『佛教學の諸問題』 唯識や因明の研究發達に於い 内容の關係上、一言を加へて 此の事 中の 法稱に關 は佛誕二千五 「法稱の離と 跳して私

> Arhatamataprabhākara のるせ、Devasūri © Syādvādaratnākaraḥ (Poona, るので、 を理解するために、やはり「註」を存する方が助けとな た。始め論の本頌のみを譯出しようと志したが、本頌 譯とを併せ供へ、以つて博雅の叱 に就いて直接研究自得されざる諸君子の前に原文と拙 らく興味のある點ではないかと思ふ。そこで未だ原文 あるかと言ふ事は、
 教哲學者が、一體「結合省察論」に於いて何を說いて 本頌全篇二十五頌の中、二十二頌まで纏つて存在す 幾分不完全ながら其も附屬することにした。 一般に我が國 出版にて八一二頁より八一 π の佛教研究者にも恐 を 仰 ぐことゝし

7:

V

7

考へても、

外教に對して深い影響を與へた此

の佛

嬴に傅はつてゐる。

叉、

後に

Sankaranandana

氏である。法稱は本頭に自ら「註」Vrttih を作製し

八頁二行まで)で、之を發見したのは

E. Frauwallner

用 校定及び に飜 併せて掲出してゐる。又、本頌には 氏は Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes, Anusarah といふ註釋を本頭に書き、 つて自ら本頌の解釋を施してゐる。氏は卽ち西藏文 譯者とは、その人を異にするがため、吾人は「木 Band, 1984, S.261 f. に發表した。「本頌」及び「註 頌」及び「註」 校訂し、それに附するに二十二頌の梵語の本頌と、「本 に關して二種の異譯を簡出することができる。 はつてゐる。そこで氏は「本頌」と「註」の してゐるのである。 西藏語への飜譯者とシァンカラナングナの註釋 譯せられて居り、 Anusāraḥ が 「註」 あり、「本頌」「註」と同 の獨逸語譯を以つてし、之を σ から本頌の異譯を簡び出して、之も 獨逸語 デーヴス 譯に於いて、 ーリも大體 一譯者によつて西 之等の資料を利 Vinītadeva これも西蔵に傅 「註」に 四城 Wiener 仍てF XLI の飜 文を 頌 Ð 0 從 藏

氏の業績に本づくものである。故に更に深く此の問題さて次に掲載する和譯は、右に言へる Frauwallner

法

稱に於

H

る結

17

0

觀祭

主に 全文の な 意味の明確ならざる點もあるが、 である。 に参考に附するに過ぎないから、 あり、叉、事實「註」の西藏譯は「本 藏原文を種々の資料によつて補正しつ 體全文を譯したと言つても良い。 i, ら
う
。 る。斯様な點から、「註」の嚴正なる飜譯は其 は本頌の解釋に遠背してゐる所 のまゝ釋してゐる所も見受けられる。 た。然し重要な點は殆どすべて取入れてある。 した。そして日本語とするために、 據つたが を極めようとせられる讀者は、 ため計りでなく、 れる左利益とするであららっ Frauwallner 今は特に「本 然し尙、 牧を俟たず 「釋」は主として氏の 文中時 本來内容が單 巡 Ĺ 氏の研究に ては 1) K 理 和 行は 譯を目 解 なる獨 15 z 此處では 直接氏の業績を参照せ n ---それ 氏の 困 右 誰 純で 難 ^ 難: の點を考慮して、 的 多少の取捨を V 見 は單 逸譯に とし ことが な そして註 なる點 頌」の誤譯を其 く行つた 註 O 獨逸 6 木刈 \vee Ø に子が ń 釋 明 る 0) 付 先づ大 0 ħ, 0 0 譯 0 原 15 不敏 は であ たの 解 交に 加 で Ø は 依 盟 ぁ で 據

五七

とは予の翼望して止まない所である。
多い。之等の點が將來の研究に依つて一層明確となる 西藏文への飜譯が的確でなかつた點に起因するものも

して多田等觀氏の示数を得たる點あり。玆に謝意を表す。す」より簡出せるものは之を省略した。此の頌の解釋に關る最後の三頌は「本頌」の藏譯のみを掲出し、「アヌサー做つたまで」、他意あるものではない。又、西藏のみ存す【備考】本文中梵語の語尾を共のまゝ記載するのは、原文に

Sambandhaparīkṣāprakanam.

結合省察論 [相屬觀察論]

pāratantryam hi sambandhah siddhe kā paratantratā

tasmāt sarvasya bhāvasya saṃbandho nāsti tat
tvata h $\parallel 1$

(一)「結合ハ質ニ依存

ナリ。成

立セル

モノニ

如 何

. ナル

かれないからである。

加之、

唯一の物に、

物と未だ成立せざる物との間に生ずる種

に依存しない。 と主張するかも知れないが、 論者或は其が成立しても其の或部分は未だ成立しない アリヤ」。故に此の場合にも何等の結合は生じえない。 することはできぬ。從つて此の場合に真の結合は發生 s S しえない。 ざる物の問 る物の間において成り立つとするか、或は未た成立せ 者の見解を破するために、此の偈が説かれた。「依存. かる依存において成り立つとすれば、 といふのは他に從屬するといふ意味である。結合が 釋 然るに、未だ成立せざる物は、其の本性 眞實 vastubhūta の結合が存在するといふ論 然るに旣に「成立セル ĸ おいて成り立つとするかでなければ 何となれば、 斯く解しても、 成立するために、 モノニ 共は共に成立 如 何 成立 上 、 ナル依存 共は他 せる 存在 なら 坜 せ

成立せると

々の過失は除

するのではない。 三眞實ニ結合アルコトナシ」と言ふ。然し斯く言つて に依存の關係は成り立たないから、「故ニ一切ノ存 能である。 觀念によつて設けられた結合も存在しないと否定 斯く成立せる物と未だ成立せざる物との間 結局二重の本質ありとなすことは不可 何となれば、觀念に於ける結合は實 在

成立せざると、

rūpaśleso hi saṃbandho dvitve bhavet sa ca katham

在でないから。

tvatah 2 tasmāt prakṛtibhinnānām saṃbandho nāsti tat•

(二)「結合ハ實ニ本質ノ融合ナリ。然ラバニ元ニ於キ テ其ハ如何ニシテ生ジウ 眞實ニ結合アルコトナシ。」 ルヤ。 故ニ種々ナル性質ノ物

釋 論者或は 「結合ハ本質ノ融合ナリ」とし、 依

独

種に於ける結合の觀察

ekarūpalakṣaṇa 融合が「如何ニシテ生ジウルヤ」。其 二重の本質を有する際に、本質の統一を特徴とする 不離 nairantaryam 論者或は、融合とは本質統一の成立を言ふので 底に豫想するのに、 となれば、「二元ニ於キテ」即ち結合せられたる物 存ではないとするであらう。然し之は正當でない。 において、吾人の主張に相反するのである しれぬ。若し然りとすれば、論者の主張は如何なる點 は不可能でなければならぬ。又、若し二物が結合して しないから、如何なる結合も成立しないことゝ成る。 一つに融合するとすれば、結合は本來二物の存在を根 此の場合は何等結合せる二物が存 を言ふのであると主張するかも か。 不 は無く 離 (n) 0

物は其の本質から成つてゐて何等の差別が無いからで 認められないのであるか。兩者何れの場合も結合する 言ふ事にならねばならぬ。 立つのであるから、此の際實際の結合は存在しないと 關係は單に二物の間に物が介在しないといふ點に成 ると言ふのであるならば、 若し不離の場合に結 何故に其は分離せる場合に 合が あ

Ŧī. 九

質ノ物ニ」即ち本質上差別ある一切の事物に、觀念につて成り立つ結合は全く存しないから、「種々ナル性ら、之を別に論ずる必要はない。斯く本質の融合によある。接近 prāptih 等も不離の概念中に含まれるか

然し、

此の場合、

他によつて規定せられる時に、

物が

=

ョリテ規定セラルルニアリ。」と言ふかもしれない。

有であるか若くは非有でなければならぬ。「其ガ非有規定によつて結合されるとすれば、規定せられる物は

parāpeksā hi sāmbandhah so'sam katham ape-

合アルコトナシ。」

よりて假託せられる āropita 場合以外に、「眞實ニ結

kṣate] .
saṃś ca sarvanirāśaṃso bhāvaḥ katham apekṣ-

ate∥ 3

ラバ、全ク獨立ナル存在トシテ、 ガ非有ナラバ、 (三)「結合八實ニ他ニョリテ規定セラルルニアリ。 如何 = シ テ規定セ ラル 如何ニ ル ゃ。 シテ規定セラ 又 有 共 ナ

にも成り立つ。

ル

ルヤ。」

dvayor ekābhisaṃbāndhāt saṃbandho yadi tad dvaycḩ 此の他、依存に於けると全く同様の議論が、 結合されうるや。即ち「如何ニシテ規定セラル 全本質によつて成立し從つて規定せらる、事なき 何なる規定によつて「全々獨立ナル存在」、 つて如何にして結合が成立し、又、其は何に對する結 る性質 apeksādharmah は存しないからである。從 成立してゐない物 svarūpāsiddha 合でありえよう。之に反し、若し「其ガ有ナラバ」如 ナラバ、如何ニシテ規定セラルルヤ。」 即ち、 には、 規定せられ 卽ち其の 此の場合 本質上 ル さし 物が

kah sambandho 'navastha ca na sambandha-

二ノ間ニ如何ナル結 (四)「若シニガート結合スルニ シテ結合ノ認識ハ存セズ。」 合アリ かの 叉、 ヨリテ結合ストセバ、 論述無窮ナリ。

斯

はない あるが)――その何れかとの結合によつて結合が生す ならず、結合すべきものが結合と無差別であれば、 といふ以上結合せらるべき二物の存在を豫想するのみ る限り、 ると主張するならば、先づ結合は全く分離せる對象で からざる實相であるか、(ともかく此の三つの一つで 或は不分離の性質 dharmah であるか、或は表現すべ 結合スル」 ち結合せる二物が、「唯一ノ結合ト結合スルニ 〔徳〕と稱せられる結合卽ち分離せる對象であ 釋 節ち、 何等の結合は存しえない。何となれば、 若し論者が、 不可分の關係である〕と言ふ立場を取 其の唯一の結合とは、 斯かる過失に默從せず、「二」即 或は唯 <u>ー</u>の る 3 J 結合 性質 か 邴 テ

> 離せざる對象であるか、 は、論理の法則に從つて、分離せる對象であるか、分 者は同一に歸せねばならない 次に、表現すべからざる實相(avācya•vasturūpa)と から ekibhāvāt である。

又、之に對しても結合が存在しなければならない事に に、 のみ成立すると主張するのであるからである。 他の結合を認めねばならぬ。 立しないからである。 結合する二物の間に、 する二物と結合との間に如何なる結合が成立しえよう 分離せる結合、若くは他の あると說くならば、 いふ一の對象と結合するが故に、結合を成就するので か。 あるとしても、 ば、結合も無く、結合せらるべきものも存せぬ。 ものである。從つて其は分離せざる對象であるとすれ 結合する二物と結合との間 何も成立しない。何となれ 「二ノ間ニ如何ナル結合アリヤ」。結合 結合と結合する物との 更に、 何等の結合が成立しないと同様 その何れかの一つを出でな (卽ち分離せざる) 結合は斯か 結合する二物は、 にも、 ば 如上 何等の結合が ,る條; 0 間 缺 4 に 點 そして 結合と 結合が 0 0 更に 許 故 成

法

稱に於ける結合の觀察

合は全く生ぜざるべく、「從ツテー切ノ場合ニ結合ノ れかの場合に、結合といふ對象を認めないならば、結 なるから、 「無窮ノ論述」を生ずる。そこで吾人が何

を述べた。以上によつて、不可分離等を分離せる性質 との結合の故に、結合は成立しない。又、それは唯五 或場合に、 に、結合の認識は、真の事物には適合しない。然し、 認識ハ全ク存セズ。」 斯く無窮の論述を生ずべきが故 に結合するのであるとなす場合の缺點は、旣に囊に之 めたとしても、 唯一の對象卽ち結合の存在無しに結合を認 最初の結合する二物の間には、唯一物

tau ca bhāvau tadanyas ca sarve te svātmani

と見なす主張も反駁せられた。

ity amiśrāh svaym bhāvās tān miśrayati

(五)「コレラニツノ存在及ビ其ヨリ他ナル物、 kalp• 存の形で顯現せしめて成立するのである、と。

ズ。(然ルニ)觀念之等ヲ融合ス。」 ベテハ、其自體ノミヨリ成ル。 故ニ存在ハ自ラ融合

ルし 結合せりと考へらるゝ「ニツノ存在、及ビ其ヨリ他ナ rūpam からのみ成立してゐる。 この 「故ニ、存在ハ 事物は融合しないが、然し「觀念ガ之等ヲ五ニ融合ス **説くのであるかと論者が問ふならば、吾人は之に對し** 何にして、依存の種々なる形式によつて、人は結合を 自ラ融合セズ」即ち其の本質上結合しない。然らば如 ル物」即ち結合は、「其自體」即ち共自身の本質 sva· て次の如く答へる。即ち、眞實の結合は存在しない。 釋 換言すれば、觀念が或特相 nimittam を他に依 斯やうに結合を認めることは不可能なので、

yakā**h**] 6 bhāvabhedapratītyartham samyojyante 'bhidhātām eva cānurundhānaih kriyākārakavācinah

コノス

タメニ、 (六)「而シテ之ニ附隨シテ、 所作ト能作者ヲ表ス言語ガ使用セラル。」 種々ナル存在ヲ理解スル

よう。 然るに、所作と能作者の眞實の結合は存在しない。 表し、之は能作者を表すと思ひて、言語を使用する。 作者を表すの意である。 ト能作者ヲ表ス言語ヲ人ガ使用スル」ことが理解され る。 種々なる存在とは、 〔釋〕 「種々ナル存在 それによつて、 「作所ト能作者ヲ表ス」とは所作を表し又、能 他からの「離」anyāpohaḥ 之、 - ヲ理解スルタメニ」と說く中で 而して實際人は、 卽チ觀念ニ附隨シテ、 之は所作を であ 所作

prasidhyati katham dvistho 'dvisthe sambandhkāryakāraņabhāvo 'pi tayor asahabhāvatah katham 7

(七)「二物ヲ根柢トスル因果ノ關係モ亦、 法稱に於ける結合の觀察 兩者ガ同時

> ŀ ・セ ザ v バ 如何 = 如何ニシテ成立セン。二物ヲ根柢 シ テ結 合アラン。」

=

17.

セザ

ルガ故ニ、

張者 akṣaṇikavādī の說は問題とならない。從つて、 şaņika 物ヲ根柢ニ有セザレバ、如何ニ する二つの結合物はありえない。 兩者に存する結合を立證するやうな、 は其の同時の存在は不可能であるから、 果ある時には因は存しえない。 更に刹那ならざる ak-ことが不可能であるから、 ない。なぜらば、「兩者」即ち因と果とは「同時 **岻トスル所ノ」ものである。而して之は證明** と 明されるではない い。「如何ニシテ、因果ソ關係ガ結合トシテ證明サレ ザ 經 ル ガ故」である。 如何なる因果關係かと言ふに、そは「二物ヲ根 物は眞實でなく、從つて又、 若し論者が、 か、 因と果とは共に同時に成り立つ と言ふならば、 然し因果の關係は結合として證 因ある時は果は存しえず、 シテ結 然し、 事實同時に存在 因果の關係、 合 それは正営でな 若し物は 非刹 ガ 存 那說 せられな シウベ が の主 = 存

セ

六四

てはなるまい。 をすると考へるならば、結合は觀念の創造物と見なく物が、認識を通じて互に結合せられるから、結合は存も」。 如何なる結合も存しえない。若し、結合せるニ

kramena bhāva ekatra vartamāno 'nyanihspṛhah

tadabhāve 'pi tadbhāvāt saṃbandho naikavīŗti• mān∥ 8

他ニ關係セザレバ、其ナキ時ニモ其アルガ故ニ、一ニ(八)「若シ(結合ガ)順次ニーノ存在ニノミ存シテ

asan∥ 9

ノミ存スレバ、他ニ何等ノ關係ナシ」。即ち、若し共が謂結合が、因或は果といふやうに、唯「一ツノ存在ニ「釋〕 若し論者が、結合は順次に、因と果とに存在〔釋〕 若し論者が、結合は順次に、因と果とに存在ノミ存シテ結合ニアラズ。」

因に存すれば果の闘與する所でなく、若し果に存すれ

に存在する物は、無關係なる物との「結合ニアラズ」。故に唯「一ツノ物ニノミ存スル」即ち順次に因と果とが更五に存せざる時も、存在するといふ理由による。其アルガ故ニ」。即ち、結合といふ對象は、因果の兩者は因の關與する所でない。故に、若し其が順次に二物は因の關與する所でない。故に、若し其が順次に二物

yady apekşya tayor ekam anyatrāsau pravartate| ate| upakārī hy apekṣyaḥ syāt kathaṃ copakaroty

影響ヲ與フルヤ。」がルベカラズ。然ルニ、非有ナル時、其ハ如何ニシテ存スト言ハバ、規定スル物ハ實ニ影響ヲ與フル物ナライン「若シ、二物ノ一ニ規定セラレテ、他ノ物ニ共ハ

斯かる缺點に屈しないで、「若シ」論者が、

懸

セラレテ」順次に「他ノ物」即ち因或は果に「存ス」と結合は因と果の「二物ノーニ」 即ち因或は果に「規定

べきである。卽ち、「規定スル物ハ、影響ヲ與フル物根柢に有つと考ふるならば、之に對して次の如く答ふ主張し、從つて一つの物と關係を有する結果、二物を

が存しないから、其は影響しないことになる。ず、果の時に、因と名づくる對象は存在しない。能力や」と答へる。因の時に、果と名づくる對象は存在せはゞ、「其ガ非有ナル時、如何ニシテ影響ヲ與ヘウル若し論者が、規定するものは總べて影響を與へると言

物のみが規定の力があり、他の物はさうでないから。

ナラザルベカラズ」o

何となれば、たゞ影響を與ふる

yady ekārthābhisambandhāt kāryakāraņatā tayoh|

prāptā dvitvādisambandhāt savyetaravişāṇayoḥ

故ニ、左右ノ角ニ於キテモ、ソレハ然ラム。」問ニ因果ノ關係アリト言ハバ、二其ノ他ト結合スルガ(一○)「若シ、唯一ノ對象ト結合スルガ故ニ、二物ノ

「釋」更に「若シ」因及び果と見なさる」「二物ノ に難」更に「若シ」因及び果と見なさる」「二物ノ に対するであらう。若しさうで無い場合には、他の物に於するであらう。若しさうで無い場合には、他の物に於するであらう。若しさうで無い場合には、他の物に於いても、決して因果の關係は生じえないだらう。其ノ他ト結は」と言つたのは、其が彼方 paratvam や此方 apa-でまなる。「三、「唯一ノ對象ト結合スルガ故ニ」といふ理由に出って、「因果ノ關係アリ」と認めるならば、牛の「左はフ格」と言つたのは、其が彼方 paratvam や角性 visāṇatvam 等と結合してゐる意味を含むのである。

dvstho hi kaścit saṃbandho nāto' nyat tasya lakṣaṇam|

bhāvābhāvopādhir yogah karyakāranatā yadi | 11

六五

法稱に於ける結合の觀察

bhedāc cen nanv ayam sabdo niyoktāram samyogopādhī na tāv eva kāryakāraņatātra kim

(一 一) 「如何 ナル 物 ニテモ、 二ヲ根柢トスル ガ結合ナ

存在しない。

IJ o 規定サレシ連結ガ因果關係ナリト言ハバ、 之ョリ他ニ、 其ノ特徴ナシ。 若シ存在ト非存在ト

使用 ヲナ サザ 者ニ依倚スト ル 此ノ際、 さ 若シ差別 ナスベ 何故二、 丰 ノ故ニト言ハバ、 連結ノ規定ノミガ因果關係 ニアラズヤ。」 此ノ言語

之は正當でない。 結合することによつて生ずるのであると言ふならば、 によつて生ずるのではなく、 真實なる對象でも、 「二物ヲ根柢 共が即ち 結合の特徴を示す對象と 結 ニ有ツ 合」である。二物 如 何 ナ ル 隨意

若し論者が、

結合は隨意

の物と結合すること

在と、

存在せざる物の非存在とは、

多数の言語

對

abhidheyā**ḥ**

である。

從つて其は『因果關係』

ځ V 0

\$

b を以つて結合してゐること「ヨリ他ニ」、結合を數等よ |區別して定立する「結合ノ特徴」は存しない。

或一定の事物が存在して始めて存在し、 論者は次の如く主張するかもしれぬ。 存在すると存在せざるとの此の二物の 存在せざれ 多くの事物 は

在トニョリテ規定サレシ連結ガ因果關係 らる」連結 在と非存在とによつて規定せらる」、 yogaḥ を結合と言ふ。「此ノ存在ト非存 即ち、 ナリ」。隨 特徴づけ 总

連結ではないと。

――之に對して吾人は次のやうに答

存在ノミガ、 つの異つた事項であるがためである)。存在 のであるか、と。 く存在せず且又一般に何等の目的もない結合を認める へる。「此ノ際、 因果關 若し論者が 何故ニ、連結ノ規定、 係ヲナ サザ 「差別ノ故 三」(即ち二 ルカ」で何 即チ存在ト非 故に論者 する物の は

言語にて表現される對象ではあり えない。 語 は 唯

對象を表現する。故に存在と非存在とを囚果の關係と

用 其を使用する人に依存する。 使用スル は次のやらに答へる。 認めないのである、 ねられる。 人二 故に一語が多くの事物に 使 依倚スルト と斯やうに反駁するならば、 即ち斯かる場合に「此ノ言語 ナ Ź 從つて定められたやうに べ キ ニアラズヤ」。各語 用 せられ 否人

ば

ク

apaśyan kāryam anveti vināpy ākhyātibhir japaşyan ekam adıştasya darşane tadarşane ib.

非

,難せらるべき點は全くない、

ع

語

て

·Jř (一三)「或物ヲ見レバ未見ノ物ヲ見、 ル時、 之ヲ傳フル者無クモ、 人ハ結果ヲ領知ス。」 其ヲ見ザ レバ見

も之までに「未ダ見ラレザ られる「或物ヲ見レバ」、 關係をなすと言ふのは、 釋 加 Ŀ の 理 由によつて、 正當である。 リシ」結果なる「物ヲ見」、 知覺の條件が具はつてゐて 存在と非存在とが 若し人が因とせ

し

からである。

法稱に於ける結合の觀察

バ が生じたといふ結果のあることを、 又、其を見れば結果が見られる所の モ、 人ハ結果ヲ領知ス」。 結果なる物を「見ザル時ニ」、 卽 ち たとへ人によつて 一共物 「之ヲ傳フル の物か ヲ Ċ 見 他 ·łj÷ 者 の物 v

在と非 とは、 教へられなくても、 うに、存在と非存在との認識に際し、 何となれば、 るのである、 れるとの故を以つて、存在と非存在は決して說明され に際して、 る。認識される物と說明せられる所の物 の用法 vyutpattin 即ち同一對象である。それは恰も、 存 在 白の説明によつてたゞ白が認識 Ø 語の用法に關する教示が行 と說くならば、 他 iz 吾人は知るのである。若し論者が は に闘する教示によつて、 何物も認識され 其の主張は眞實でない。 因と果が說明さ vyutpādyate な はれても、存 せら 白布の認識 からであ 之を知 ń るや

dhyam である、 であるが、因であり果であることは歸結 若し論者が、 存在と非存在は理由 故に其は異つてゐる。 (能立) sādhakam と言ふならば、 (所立) sa-

若し異つてゐるとするならば、 ajanakarūpam と言ひ、或は因と果の性質等と言ふも られないのであるか。若し又、能生と所生の性質を有 pādakarūpam と言ひ、或は能產と所產の性質 jany• るか。何となれば、或は能生と所生の性質 utpādyotparyāyaḥ に基づいて、對象も差別ありとするのであ つ、と主張するならば、吾人は次のやうに答へる。卽 一意味の表現に他ならないからでるあ。 斯かる主張をなす人は、單に名稱の變更 samjnā-何故に其の性質が述べ

bhavāt darsanādarsane muktvā kāryabuddher asam-

kāryādiśrutir apy atra lāghavārtham niveśi-

thā || 15

(一四) 「見ルト見ザルトニ於ケルヲ除カバ、果ノ意識 成立セザルガ故ニ、 簡單ノタメニ、果等ノ言葉ガ之

定メラレタリoL

人は必要としない、といふ意向に基づくのである。 ラレタリ」と言ふのは、個々の語に斯く多數の表現を 在と非存在とに、 カバ、果ノ意識ハ成立セザルガ故ニ」、「之ニ」即ち存 と言はれてゐる。此の存在と非存在に於ける場合を「除 現されるので、存在と非存在とが「見ルト見ザルト」 經 此處では對象が其を認識するものに依つて表 「簡單ノタメニ、果等ノ言葉ガ定メ

yate | saṃketaviṣayākhyā tadbhavabhavat tatkaryagatir yapy anuvarn. ES säsnäder gogatir

ラルル時ニ、 (一五)「其ノ存在ノ存在ニョリテ其ノ果ノ理解 ョリテ牛ノ理解アルガ如シ。」 ソハ一致ノ對象ガ説カルル ナリ。 垂皮等 ガ述べ

=

あるとすれば 釋 若し論者が、因と果とが同時の存在と無とで 如何にして存在と非存在とから其が生ず

解ガ言ハレル時」--特徴としての「存在ノ存在ニョツテ、或物ノ結果ノ理 と問 ふならば、 吾人は次のやうに答へる。 存在する時に存在する物が、此 即ち

が 致ノ 此 の因の果である、 對象ガ說カルルナリ」。卽ち或物が存在に於ける と認められる時 10 コソ レ ハ

存在に基づいて、今言つたやうに言はれる場合に、

語

解ア と言ふ語によつて、表現の對象たる牛が示されるが如 何なる場合にさうであるか。 對象 ル 何等別の物が示されるのではない。 ガ 如 vyavahāraḥ <u>ئ</u> اح 垂皮等を有するから、 たる因と果が示されるのであ 「垂皮等ニョリテ牛ノ理 其は牛である たとへば、 如 0

0

くである。

bhāve bhāvini tadbhāvo bhāva eva ca bhāvitā prasiddhe hetuphalate pratyakṣānupalambha•

法稱に於ける結合の觀察

(一六)「或存在ガ將ニ存在セ 又、將二存在 トガ、現量ト非知覺ニョリテ、 ニ認メラル。」 Ł ムト ス ル 物 ハ 存在 人 卜 因果ノ本質ナリト スル ニノミアリ ル時ニ共 ŀ ハ存在シ ィ 明 フ

ħ コ

をなすならば、因或は果の孰れかの一つが 釋 論者曰く、若し存在と非存在とが因果の本質 兩者に結合

る。 存在は因であり、又、前の存在と非存在に對して、 若し存在と非存在とが因と果であるならば、 しても、 因と果である。 合する存在と非存在とが、 如何して存在のみが因或は果でありえようか。然し、 し、存在と非存在とに歸せられる。 存在と非存在は果であるからである。 汝の主張は正しくない。 後の存在と非存在に對して、 ――之に對して吾人は次のやうに答 因若くは果ではなくて、 何となれば、 さうでなければ、 前の存在と非存 即ち 兩者に結合 「或物 兩者に結 唯 後 ガ

六九

將

ニ存在セ

4

トスル時」換言すれば、

生じょうとする

Ø

覺ニョッテ」さうである。故に、存在と非存在とが因りト明カニ認メラル」。 而して、それは「現量ト非知れる「存在ニノミアリトイフコトガ」「因果ノ本質ナれば、果と認めらるべき物の生ずる事は、因と認められば、果と認めらるべき事物が「存在シ」――此の場時に、因と認めらるべき事物が「存在シ」――此の場時に、因と認めらるべき事物が「存在シ」――此の場

etāvanmātratattvārthāh kāryakāraņagocarāh vikalpā darśayanty arthān mithyārthā ghaṭitān

と果であつて、他の物ではない。覺ニョッテ」さうである。故に、

トナス想念ハ、對象ヲ恰モ結合セルカニ示シテ、誤謬(一七)「コレノミヲ眞ノ對象トナシ、因果ヲ其ノ範圍

ナリ゜

示す。斯く之をなすが故に、想念は「誤謬ナリ」。 ス」。 即ち結合してゐない事物を、結合してゐるかに 一して「因ト果トヲ其ノ範圍トシ」「事物ヲ假ニ結合 之のみを眞の對象、換言すれば、之のみを根柢とする。 之のみを眞の對象、換言すれば、之のみを根柢とする。

bhinne kā ghaṭanā 'bhinne kāryakāraṇatāpi kā | bhāve hy anyasya viśliṣṭau śliṣṭau syātāṃ kathaṃ ca tau || 18

ガ結合スルヤ。」物ノ存在スル時ニ、如何ニシテニツノ結合セザルモノやガル物ニ如何ナル因果ノ關係アリヤ。而シテ、他ノモザル物ニ如何ナル因果ノ關係アリヤ。而シテ、他ノ

〔釋〕 真に結合せさる事物を示すが故に共は誤謬で

〔釋〕 「コレノミ」即ち存在と非存在のみを「眞ノ對

る。爰に二種の可能がある。因と果を顯す事物は、分 あるとするのであるか、 と問ふならば、方にさうであ

かでなければならぬ。分離せりとせば「分離セル物ニ、 立するが故に、 如何ナル結合アリヤ」。 離せりとせられるか、 如何なる結合も存しえず。之に反して 或は分離せずして互に結合せる 各自は唯その本質に於いて成

關係アリヤ」。 するから、之は全く存しえない。そこで二つの物が如 ない時に作用を起してゐるのに、物は分離しないと 因果關係は生ぜらるべき物が未だ成立 分離せずとすれば、

「分離セザル物ニ、如何ナル

因果

するのではない。個々の結合と名付けられる物によつ 等の事物は、分離してゐてもゐなくても、 何して結合してゐることができよう。若し論者が「之 て結合される」と言ふならば、かゝる場合に「他ノ」 單獨に結合

られようぞ。

も他と結合せざるに、

anyonyanuPakarac ca na sambandhi ca tadisamyogisamavāyyādi sarvam etena cintitam |

śaḥ || 19

(一九)「所合、所和合等、スペテ之ニョリテ吟味セラ モノハ結合セラレズ。」 レタリ、 相互ニ影響セザレバナリ。 而モ斯カル 性質ノ

互ニ影響セザレバナリ」。 ない。第一に、 結合に關する一般の否定によつて「スベテ吟味セラレ に和合せる自なる性質は結合されない。此の兩者は「相 タリ」。 故に、合等に於いて成立する眞の結合は存し 主と從等を含ましめる。「之ニョリテ」即ち今言へる 〔釋〕 「所合、 所和合等」と言つて、等の語を以つて 和合せる物は結合しない。 たとへば 布

此

一の異れる物の存在によつて、何等の事物

卽ち兩者の間に於いては

七

と

ルヤー。

此の結合と稱せられる實體は、

彼等より異

結合と名付けられる物の「存在スル」卽ち成立する時

「ニッノ結合セザル」因果と認められる物が「結

如何にして彼等が真實に結合せ

所生の 其の本質上完成してゐるから siddhasvarūpatvāt で べし。 samavāyilakṣaṇaḥ所の「斯カル性質ノモノ」即ち、 に 保持者と被保持物の關係にあるが故に結合してゐると bhāvah について言へば、之は因果の關係と異つた物 からである。白と布とは、然し斯様ではない。彼等は 保持者と被保持物の關係は、共通性と共通性の保持者 持者と被保持物の關係は認められぬ。第二に、能生と 同じ過失が生ずる。尚又、白と布とは、 ではない。然し因果に關係するとすれば、此の場合と ある。更に保持者と被保持物との關係 によつて規定せられ、 作用を及ぼさず叉影響されざる所の物は「結合セラレ 立しないからである。所和合としての特相を有する が他を生じ、 ふ立場は、 普通の人 lokāḥ 何となれば、或物によりて影響せられる物は其 關係を特徴とするjanyajanakabhāvalakṣaṇaḥ 次の理・ 他 によつて生ぜられるといふ關係は成 由によつて支持し難い。 において、此の二つの間に、保 規定せられる物は其と結合する ādhārādheya-因と果であり 卽ち第

janane 'pi hi kāryasya kenacit samavāyinā |

(二〇)「或所和合ガ果ヲ生ズルモ、然ルトキハ其ハ所

samavāyī tadā nāsau na tato 'tiprasangataḥ 20

和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」和合ニアラズ。ソレヲ許サバ過大ノ失アルガ故ニ。」

若し其が消滅せず、兩者に同時の併存がるあとすれば

因は既に消滅してゐるからである。

そして

た後には、

能作と受作の關係 upakaryopakarakabhavah は成立

れが果を生するといふ理由によつて、「其ハ所和合ニ ち瓶師は瓶を生ずる故を以て其と結合してゐなければ アラズ」。如何となれば、「過大ノ失アルガ故ニ」。 しないからである。然し或物が所和合であつても、そ 卽

ならない事になるからである。

param || 21 sambandho yadi viśvam syāt samavāyi parastayor anupakāre 'pi samavāye paratra vā |

<u>ہ</u> د (二一)「若シニッノ(所和合物ガ)和合叉ハ他ニ影響 ヲ與ヘズシテ結合ストセバ、一切ハ瓦ニ 所 和 合 タラ

する物にも作用を及ぼさぬ、後者は永遠であるからと 主張するならば、 は互に作用せず、又此の二つの結合せるものは、 換言すれば、 「若シニッハ和合又ハ 和合

法稱に於ける結合の觀察

釋

若し人が斯かる過失に屈せず、二つの和

合物

より他に可能なる場合は存しない。故に所合 samyogī 影響なしと假定しても、 然し事質はさうでない。從つて影響ありと假定しても、 切」卽ち五に結合せざる全世界は、「五に結合セム」。 他ニ影響ヲ與ヘズシテ結合ス」と主張するならば、「一 も亦解決せられた。 和合は成立しない。而して之

tau karmādiyogitāpatteķ sthitis ca prativarņitā | 22 samyogajanane 'pīṣṭau tataḥ saṃyoginau na

(二二)「タトへ二物ハ合ヲ生ズルモ、 リ。而シテ、住ハ旣ニ說キタリ。」 合ナリト認ムルヲエズ。業等モ所合トナルベケレバ ッ レニ 3 リテ所

らば、斯く「二物ハ合ヲ生ズルモ」、 物であるから、 〔釋〕 更に、合は結果であり、二物によつて生ずる 當該の二物は合一すると人が考へるな 結果を生ずると

は既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくは既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくは既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくは既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくは既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくは既に「量釋」 Pramāṇavārttikam に於いて詳しくない。如はに他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人される物の、能生と所生に他ならぬといふ事を、吾人

シ。適合ノ性質ガ纖續セバ、ソハ離ト矛盾スルガ故ニ。」(二三)「物ハ合等ノ保持者タルニ適合スルニ 至ル ベ

しいとすれば、 vibhāgah、或は業 karma が合等の觀念の因である。 合一し又分離せる事物に於いて、合 立しない事があらう。然るに事實はさうでない。故に、 ることになる。卽ち此の場合に何故に合等の觀念が成 分離せる物の性質となる。そして、住しない物が住す であるといふことゝなり、同様に合一せる物の性質 立するならば、分離せる物の性質が合一せる物の性質 るから。何となれば、汝等に於いても、 ――答へて曰く、之は正しくない。等しい過失を生ず 釋 論者曰く、合等が存しないで合等の觀念が成 何故に合等が分離せる物を和合しない samyoga**ḥ** 物の性質が等 が

sbyor-ba-la-sogs-pa-yi-gnas | ruin-baḥi-dinos-po-de-ḥgur-na | ruin-baḥi-dinos-po rtag-na-ni |

de-dan-bral-ba-hgal-phyir-ro | 23

說いた。

が拵しないから。――答へて曰く、何故に業は存しなは分離せる事物には存在しない。共を生する業 karma

かといふ疑問が生ずるからである。

論者曰く、合

いのであるか。何故に其の因は存しないのであるか。

く言はねばなるまい。卽ち以前分離等の狀態にては不 之に對して答へることができない。故に汝等は次の如

適合なりし「物ガ」後に「合等ノ保持者タルニ適合ス

質ガ繼續スレバ、ソハ離ト矛盾スルガ故ニ」。 等との結合は離と矛盾する。合等は存在しないといふ ことを勿論豫想した上でのことであるが、吾人も亦、 ベシ」。 何となれば、合等と結合するに「適合セル性 即ち合

之と主張を同じくする者である。

等を含む。

hgro-sogs-gshan-rtog-ci-shig-bya | 24 nc-bo-hdi-la-nes-par-brjod hgro-sogs-run-ba-brjod-pa-na | de-bas-bral-dan-ldan-pa-dan |

ノ性質ガ確實ニ言ヒ表サル。 テ適合セル物ガ表現セラルルナラバ、ソレニョツテ此 (二四)「故ニ、離レタル、合セル、動ケル、等ニヨリ 特殊ノ運動 〔業〕等ヲ認

7)

称に於ける結合の觀察

ムル事ハ如何ナル意味アリヤ。」

即ち、離と合と業を表す語によつて「適合セル物ガ語 ニテ表現セラルルナラバ、ソレニ 〔釋〕 「故ニ、離レタル、合セル、 ョツテ物ノ性質ガ確 動ケル等ニョリテ

の語によつて、合、離、他なること、他ならざること 質ニ言ヒ表サル。」 ムル事ハ、如何ナル意味アリヤ」。 故に無意味なる「特殊ノ業等ヲ認 何等の意味なし「等」

skad-cig-so-so-skye-ba-yi de-dag-rnams-la-yod-na-yan | hdihishes-hbrel-pa-mi-hgrub-phyir |

dnos-po-tha-dad-ndi-yin-rigs | 25

刹那ニ生ズル物ノ異レル狀態ナラザルベカラズ。」 (二五)「ソレラニ於キテ、タトヘソレガ存 『ソレノ』ト言ヒウル結合ハ成立セズ、故ニ、之ハ各 在 ーシテ モ

七五

狀態 合等を顯すべき永續の個體は存在しない。從つて合等 那ニ生ズル」所のものである。之に反して、結合卽ち 相續に於いて成立し、常に他の因を基底として「各刹 でないから、「之」卽ち合、離、業等は「物ノ異レル めに、他と結合しないと全く同じ事情が、假定せられ めらる〜業 現法が如何して存しえようぞ。何となれば、或物に認 と言ひりる結合は、成立しない。從つて之に本づく表 sambandhan ハ成立」しないからである。結合せる 卽ち、業等に於いて、「タトへソレガ存在シテモ」た は業等と結合することによつて動く等の作用をするの た業等にも認められねばならないからである。 も否定せられたのであるから、『それの業、合と離』 とへ其を認めても、「『ソレノ』ト言ヒウル結合 asyeti 釋 卽ち依存せる物 paratantram 等は、何れにして bhāvāḥ 何故に無意味であるか。 〔運動〕等が、何等の結合が成立しないた ナラザルベカラズ」。そして其は不斷の 「ソレラニ於キテ」 斯く物

> śāntih. の結果一切事物の本性は結合せられる事がない。安穏 として標號せられる眞實の結合も全く存在しない。そ

(昭和九年三月一日脫稿)

厭 勝 لح 護 法

獅子、 ィ 成 n 弫 物の正面に獅子の像を置く風 0 名なものは東京で室町三越本 印度式の大殿堂には正 より下つてデパ 細 唐獅子が b カラな大石獅が置かれて た時には、 先般 弫 古く埃及に 111 大阪で 間 靖國神社 Ø 0 ヒ 、ある。 注 テ 難波 目 その ィ を惹 は 1 の富土見町 ŀ 形が普通 カル 是等は凡て青銅製であるが上は神 橋の獅子、 ŀ 文化 \vee 面 たが最近又新 ナ 橋梁に至 ĺζ ッ 石 ある。 は 階 側 の唐獅子と些 刀 京都祇園 の上下 ボ 0 は勿論近 店 1 石獅の大列 一る迄、 ガ 0 獅子、 對 この外かくる類で有 ッ に 成 の大石獅が奉獻 ケウイの大石獅門 槪 世の發案では 0 石段の八 築地 對宛非常に カン し 1: 陣 異 て公共造營 野 あり、 表慶館 水 る (坂神 ので可 願 寺 小 な 沚 社 0 0 さ

場合は 雄大さを有せることの二つであつて、 その雄獣の完全な面貌及び姿態は非常 識で考へても獅子が非常に勇猛 Ď, 故に飾りに用ひられ、 の場合は「守護」として用 子造像には必ず Ē 何故に 紀 ル 叉ク O ナ 元前二千 「裝飾」として用ひられることゝなる。美しき で シ かくも リート あるから遙か ル 鈴 パ ル 年 獅子が愛用される 王 引例されるかのア 前 島 獅子狩の浮彫 後 には有名な獅子門 のも 木 强きが故 に新し Ø ひられ で、 な獣類 いとい 是等に K などは カュ 闬 'n る こ れ に適 から 心棒に適するわ に均勢のとれ であること、 は シリア

その原因は常

且

た

が

ため

に第

第二の

 $^{\circ}$ 代

0 ٦. 狮 n あ

4

比

立する時

あつて、

いづ

治

シ

紀

元前 ば

六 城

 \pm

Ø は

ァ

ね

な

6 百

な 年

七七

け が

で

あ

る

が、

カン

Ø 葛飾

北

齋の

作

KC

日

新

除魔帳」

獅子造像について

间

七八

漢代 鉗 しか 單 **畫客の氣魄が些** H 江 あ 4 海 で としての で 上俗的 護法 して 颬 なる つて來る所、 F b 二つをその機緣とすると見ることが出來る。 ぜ あ あ て毎晨先づ獅子を描い 0 るが 除けし 趣 あ Ū る の支那以來 5 叉破 が 诉 B 用 「强力な守 之も 视 Q) た Ħ Z, Ò D 念なたる そ 罪 此 ᄞ b そ 4 他 れ傘をさし徳利をさげて酒の 浹 0) 域に達することは大いに ぁ 獣としての觀 かい n 0 O その一 して b 描く 外 [11] か鬼氣を帶 原 6 T 獅子造 辟邪」 護しとい 居 囚 to O) 厭勝 北郷の 犻 簱 之等は 所 は る 癖あ がは唐 識 子をして造型美術中に大活躍を 佛 0 なる語 たも ìlír で 像が非常に 內 る筆端に 北 獅 5 念で に於 發案になるも ځ びて迫 容 あ 子の ï 所 齌 0 0 で 佛 ある。 かける が から一 は が て、 る感 自 百態で牡 教文化による「 扣 꺒 獅 此 6 當 子 あり 種 ħ 0) 新 П 卽ち支那文化中 獅子王 カュ が 0) 買 ので 狷介不羈の 除魔」 ŀζ 7 洲 0 あ 次 と非常 行は 得べ 躍 る。 詽 頖 る 0 贶 しに は 爏 に狂ふも から 文 乃至 なくて きこと Ø 除け n 厭 あ 如 頀 的 名 行く る。 址 た 烿 1/2 活 交 老 は な ζ 0 0

> すも 渡來年代を述べやう。 **先立** に波り 方のことは であるが、 に於てもペブロ き大英百科全書の誌す に至る迄洋の東西を通じて行はれて居て、 0 述 **沙斯** ので, 故 つて實際的 0 に制愛し、 如く獅子造像は上は埃及より 即 ただい 之等は凡てそれ自體として充分問 兹に於てはそれ等を盡すことは到 废 歐羅 時 囙 0 方 に援用することゝ 唯 废 東洋 面 人 巴諸邦は 八の中に 所 カン を雑 6 美術の 先づ獅子 勿論 觀 4 範 Ļ 古く行は 圍 0 ح کی Ö す 内を主とし、 下 ついで支那 棲息 は一 るが、 n 九三五 7 豉 地 Ŀ それ 題 居 米 述 等 底 ĸ を る 不 利 Ø 0 な 0 外 0 10 西 可 加

能

馬 ては古 及 爲的に潰滅され など殆んど信じ得ざる多數の獅子が使用され び Ø 迺 _ IJ 一代ヘブライ 北 ィ ゼに於てはポ ンド で 中 た所を除き) Ø 古 部 ンペ 興に 1 ンド 屢 1 メソ ウスによつ łζ × 獅子 ¥, ポ 小 0 數 Ŋ 引 Ξ あ て催さ ア、 用 b, あ ィ たのを見 古代に於 ラ ħ. た際 叉羅

獅子

,は現在

に於て

はアフリ

カ

洲

全

部

徐

獵

により人

な供給地が近くにあつた事が解 る。 古代希臘 禮節を備 るのは食足つて然る後のこと」見 6

ても摩澤

ス (卷四百廿九獸部一、 獅子一) K

方支那の文獻に現はれた所を見ると先づ淵

鑑判 ñ

尾上茸毛大如斗、 雖死後虎豹不敢食其肉、 則百獸辟易、馬皆溺」血、其乳入牛羊馬乳中皆 鋸牙弭弓昂鼻、 金色、猱狗而頭 本草集解日獅子出 目光如電、 大尾長、亦有青色者、 怒則威在齒、 西域諸國、 西域畜之、 聲吼 狀 喜則威 如虎 如雷、 七日內取其 īľď 在 有 銅 小 頭鐵 ·黄 尾 耏 标 色 化 街: 額 牡者 未開 亦如 水 鈉 ΙΨĹ 爪

目者調習之、若稍長則難馴矣。

百年代の張騫の西域行によつて獲られたものである order 半ばする趣があるけ に現はれて居るが、 九六(上)西域傳、 を知ることが出來る。 とあり且之に類する記述はこの他多數あるが、 の獣として居ることが解るが、此の他 (vol. VII. Ġ 鳥弋山離國 12) 之は西域に關する知識は B.C. 二 'n 而して之によつても獅子を西域 ど以 ŀζ よる て漢人の ٤ (Wc-kc-shan-li) 狮 獅子 子 の名は前漢書 Chinese に對す る觀 虚實 Rec-條 念 相

兌 ならば して られ 7 强力無双であるが、 は 四世紀まで獅子はバル フ 棲息して居たやうで、 ŀ 時代には居なかつ に居たかとい (H. H. Johnson) の加 棲息したらしく、(同書一五七頁) よつてB.C.二〇〇〇年代には此の地方に多くの獅子が 化史大系によるとミケーネの獅子狩り刀劍の示す所 獨逸 ·r テ 然る後にその獲物を啖ひたる實見談あり、 たる牡獅が牝獅と獲物を爭つて遂に先づ牝獅を斃 IJ 史前時代 た獅子狩文様は明 v にも 北ア ス スに依ると紀元前五世紀頃に メリ 居たとい ア þ 。 問 には獅子は歐洲の大部分に棲み、又所謂 カ 12 に迄及 |題に就いては少くとも ックス(felis atrox)も含めていふ たらしいが、 先きの百科全書の記によると、 چر 彼のミケーネ出土の刀劍に付 カン半島に出沒し新石器時代に かに生態描寫より來て居 又獅子は事質 んで居たと言ふ。次に世 た註によると少くとも ^ 叉同書にジョ п F は歐羅巴東部 Ŋ 百獸の王とし ス及 ٧, 11 びア ۴ 獣王も亦 る。 ン ŋ B.C. ッ 'n 界文 K ス 飢 *~* そ は し 7 10 0 せ

Min 4 造像について

ያነ

る。

はれたのは當然であると言つて且、 ら、獅子の名が B. C. 二世紀に於て支那文獻の上に現

"The character shi probably means"

master."

南行至烏弋山離南道極矣、

轉北而東得安息(以上)

丽

There is some probability for this view that this character was first intended to render the Persiann nane of lion which is shir."

て居る。之を前漢書に照合して見ると(九六卷、九、十)つて支那に輸入され、「師」と音譯された者であるとしとあり、即ちライオンは"Shir"なるペルシア名前によ

北與撲桃 西與犁靬條支接、行可百餘日 乃至條支、口勝兵大國也、東北至都護地所六十日行 東與罽賓烏弋山離王國 去長安萬二千二百里 不屬都護 戸

草木畜產五穀果菜食飲宮室市列錢貨兵器金珠之屬 要行 傳聞 女有 國臨西海 小君長 可百餘日 條支有溺水西王母 暑濕田稻 安息役屬之 近日所入云烏弋、地暑熱莾平 有大鳥卵如甕 以爲外國善眩、 亦未嘗見也、 人衆甚多 自條支乘水 安息長老 共 往

皆與罽賓同、

而有桃拔師子犀牛

(中略)

俗重妄殺

(中略)絕遠漢使希至、自玉門陽關出南直 歷鄯善(中略)其錢獨文爲人頭 幕爲騎馬 以金銀節仗

の記は妥當であらう。 ことが知られるが之に就いて Chinese Recorder の次(ペルシャ)の地域に烏弋山離王國あつて獅子を出すかくして罽賓(カシュガル)安息(パルチア)條支

"It is stated that in the Kingdom of 島七山離 Wo-ko-shan ·li the animal 師 shi is found. The description of the country points evidently to some part of Persia."

又魏書(卷百二列傳十)西域傳には

とあつて波斯に師子を出すことを明記し、 者至拔國都者至拔城 鳥形橐駝有兩翼、 四千二百二十八里(中略) 波斯國都宿利城、在忸密西、古條支國也、 一十里、 共國東潘賀那山出美鐵及師子 飛而不能高、 在疏勒西 又出曰象獅子大鳥、 食草與 去代 、肉亦能噉火 萬一千六百 又同書 去代二萬 卵有

とあつて之又フェ ル ガ ナ Ó 山 地に獅子を出すとい , š.

此 Ø 他漢魏叢書中に十洲記 (卷七) K

邪° 聚窟 整窗。 ·六萬 州在西海中申未之地 里 天祿長牙。 去東岸二十四萬里(中略 銅頭鐵額之獸 地方三千里 及有 北接崑崙二 獅。

叉淵鑑頭凾師子(一)には + 洲記 より

〇天竺海濱出師子

〇西域師子國 能馴養師子 因以名國

とあり、

此

の「西域

師子國」

とはセイ

п

ン 島

の外如

何

なる國か不詳であるがかくて支那はその西方に波斯 は文字通り肯定することは出來ないが参考の爲め掲げ 方の天竺聚窟州にも師子の居ることゝなる。 はじめとして西域諸國に多くの師子が棲息する他、 ておく。 之等の記 を 南

0

「師子、

符拔、符拔形似麟」、を

師

子符、

拔符、

拔

八六

する文獻を見ると最も

安息國居 南與鳥弋山離接 和植城 (中略)其東界木鹿城 去洛陽二萬 五千 Щ 號爲 北與 、康居接 小安息

去洛陽二萬里 章帝章和元年遣使獻獅子符拔

形似麟 mi 無角

即ち紀元 A.D 八七年安息より入貢あり、 此 0 時 を

輸入されたものありといふ闘野博士の唱導による通說 此 以つて普通禹城獅子將來の嚆矢といふことにされ、 の項を以つて西方の芸術様式が安息を通じて漢土 П

の根元とされて居ることを付記する。 「猶大村氏は此

形似麟」と讀まれて、 られ、「西方亞細亞の藝術多少漢土に輸入せられし 獅形印符の將來された如く解 後と 世

西涯氏、支那美術史彫塑篇、 に於ては卷七に 第百四頁參照」 併し十洲

す」と斷ぜられたのは誤讀による誤解であらう。

問題とは當然關聯し 獅子造像について た問題であつて、 次にそれ等に關

明か

になつた

が

との問題

٤

支那

の

獅子

Ď 輸入

0

記

征和三年武帝安定西

胡

月支國王遣使獻香四

兩

命

斯くて東洋の支那の周圍に於ける獅子の生地は大體

。著名なのは後漢書西域傳第七

八二

(中略) 獅子名猛獸 又獻猛獸一 頭 形如五六十日犬子 犬似貍而 色

В. С. 古くなる。 とあり、 九十年にして旣に輸入あり、 その記述も「形 (下略

くは仔獅子を描いて眞を得たる如く、之を事質とせば :如五六十日犬子」とておそら 通説よりも遙かに

掲げる所を見る 此 の他に師子獻納の記として淵鑑類凾 (師子二) 10

には梁簡文帝普通元年

(A.D. 五二〇年) 西域滑國

の ح

劉顯日黃師子超不及白 0)南史曰梁武帝時波斯 Ė 獻生獅子 -7-超 帝問目師子有何色

之は四百八十年代に當る。 叉

○唐太宗時酉域康居國獻

獅子

帝命處世南作賦

○總章間 訶 毗 施主奈寒獻師子

〇舊唐書日 中宗時有大食國使請獻師子

姚琮

上疏 諫

末、 宋太宗天嘉年中のこと、又元代の輸入を二件掲げて居 及び七〇〇年前後と勘 り、之は各々 A.D. 六百三四十年代、六百八十年 へられ るが 此 0 他に同書 は

る。

同書師子 るが之は遙かに下つた年代でこゝには不用である。 (三) に於ては

叉

七百三十年代及び五〇〇年代のことで、又南史 莊帝永安年末波斯國所獻の師子のことあり、各々A.D. 玄宗開元末西域獻師のこと、 之は 〇孝順帝陽嘉四年夏 A.D. 一三五年、 疏勒國獻釐牛師子[漢書西城傳] 此の外鶏跖集に載する所 及び洛陽伽藍記に載する (七九)

の唐

十年、 **黄師子、白貂裘、波斯錦等の奉獻を記して居る。** れた所に徴すると、 に姚璹 七、世紀に各々若干の入貢が行はれたが、唐中宗の代 でないが、前漢武帝の征和三年とするならば れ等の他に幾何の將來が行はれたかはは の備を以つてしても遂に養ひ得なかつた難物と知 輸入を最初として南北朝より唐代に至る迄第五、六、 後漢章帝章和元年とするならば の上疏によつて波斯 他の諸獣と異つて大唐宮室の **D** らの容獻を詔 A.D. 八七年の かり して停めら 知る可 A.D. 勿論 関囿

ル

连

然ら 虎 は b 旣 匆 0 先づ第一に 形 形 で 係によると決 行 せず又その よつて行 め 態 成 あ 厚非 數 影 神 右 7 は K 漢代 の遺品 響で され 牛、 'n 道 ば 狮 かぇ 0 10 非常 た 依 子 Ö ſij て居たがそれ (参詣道 る筈 つて はれ 風が より カゝ 馬 品 ä が ŏ 考へ な變 現 機緣として支那 らその生態等 移 が 獅子 入は 知 羊等の禽獸で し あ あ 7 はないので、 た は 6 6 佛 形 る 得る如く か y! L 0 て陵墓の の作例 0 像 'n を蒙つ れる如く獅子 は、 12 10 は當 るの 等 諸 111 10 附 紀 之が Ó 南 次 石 Ø が は た は 宛 の儀飾 然で ŀĊ 北 隨 7 朝 架 歐 右 あ 佛 從つて藝術に は あ し 10 0 般 断じ得 Ü は麒 る。 獅子造像 は當然の 隋 0 獣を置くことは古く あるが、 7 教の傳來に たが 南 人の表 は支那には絶對 唐の そ如 頭 として陵墓 麟、 元來支那 北 有 漢代に 作 何 朝 ŋ ない それ ے ک 龍 象 なる ىعجد が 時 Ø 0 化 つぐ佛教美 風 現 0 無 阴 外部關 鳳、 には 至 で は ıþ から し 唯 カン 0 以 以 ž つて 起つ 漠 12 1/4 前 烽 あ n 10 たそ (然と前 佛 泉 周 菲 は K 圍 る 0 10 棲息 於て 常 た かっ 代 が 到 狀 敎 係 は 或 徧 聪 瓜 關 ľ 6 Z J カン Ø 態 K 10

邟

あ

而

ららっ

は

武 縣

(A.D. 漢武帝 ¥, 事實があると言ひ得る 般的に西方との交通 のより、 八 の大西征 t より K 具體的 は安息國 及び張騫の大月氏修 Ō が な外部よりの みで より 頻繁と あ 獅 るが、 子 な 0 Ŋ, 獻納 交等 影響が存する 恐 らく を見 章帝 Ø 4 實 章 は た ځ 15 妨 和 0 此 V ţ 元 き <u>ځ</u>. 年.

建安十 文字 た縁 の墓 の足首の所 をして錢四萬を以つて作らしめたことが 書五 ĭ 態起文に 通 して現 は巨大な步行狀 氏 0 所謂 嗣 回 174 ŋ 五頁、 副 年 漢 石 Щ より 武氏林 闕 存せる獅子造像の中 士: (A.D. 二〇九) 九七圆) 省雅安縣所在)にも石 空前 より غ ل 阆 建和元年 附 三三 壊れて土上に轉落して居るが T K 0 之も巨大なる步行 傑作で 在る二基一 细 をなせるも 6 n (A.D. 回)顏貌魁 あ た旁の に卒せる益州 る。 對 ・最古の 0 で臺座 の大石 石 闕石獣あ 又之と少し 四 闕 偉體軀堂 七 8 型 Ø 太宗舉孝廉高 あ 壁 獅 0 で n o b 孫宗な ck 亚 7 は カン あ 月. お × 10 Щ (大村氏 る。 とし 刻 る。 東 < 今 胸 (大村 は四 遷に るも 5 'n 此 之 て 7 n

胺

O

옗

O

氏

前

七〇 頤

獅子造

像につい

れた獅子を表はす中にも、前二者は殊に甚しく、唯 る。 蒲儋、蕭景、蕭秀(本文末圖版參照)各墓の石獅が是であ Art" (Easter Art. vol. I. No. 2. philadrlphia. 1929) 來ない。東亞美術の專門家オスワルド なる獣形といふのみで獅子の特徴といふべき耏毛をさ であり、後三者は王族墓であるが、凡て非常に形式化さ 南の沃野を邁進する慨あり。 付し首を高く擡げ巨口を開け、舌を翻し胸を張つて江 各々胸側に大いなる羽翼を飾り、體の各部に過卷文を 頭に屬するが宋文帝陵及び齊武帝陵の石獸及び梁室の る南朝諸室墓陵の遺跡にある。凡て五世紀末六世紀初 として此の二者に胈る所の巨大な作例が南京の近在な るが、之は實は獅子より虎と見られる。次に陵墓の儀飾 羽翼の文様を有し明かに西方の影響を示した傑作があ へ有して居ないので、之は單に獅子と稱することは出 Siren) # "Winged Chimaeras in Earey Chinese 之等は凡て高さ一丈に垂んとする步行形の互像で 然し此の前二者は帝王陵 壯大 ľζ

> て居るが、 はれる^o 怪獸 (Winged Chimaera) として居る取扱は妥當と思 而して同文は上述諸巨石獣の岡錄を凡て掲げ 此の他になほ米國費府美術館、(挿入第 圖 瑞典スト ッ 朩 圝

绑

刀

ル

므



收めて居る。

此

等

の石製怪獣三例を

Loo & co) 里廬商曾 (C. 極東美術館、

收藏

部に連つて四肢と共に强靱無比、 をつけ背には椎骨碌々として現はれ、宋は巨大なる尾 に盛あり、 頰に髯あり、 口を開き胸を張り肩には羽翼 體の所々に花瓣様

頭に角踉あり、 非ず、長さ約六尺

首

虎に非ず、

獅子に

非ず、麒麟に非ず、 はあるが總て龍に 三者各若干の差異

上述の諸像を紹介して、之を"lion"

と稱へず有翼

飛 の如く、水に入りて矢の如く、 10 文様を裝つて、 ڗۼ؞ ある鋼鐵發條」 が如く、 漢代藝術の特色を十二分に發揮して居る 全體は正にシレ の如き緊張を示し、 時に唸を生じて虚空を ン謂ふ所の「仲展狀態 地 を行くこと風

mj

して之を文獻の上に對照すると、

迄

(A.

Ö.

一四七

一六七)である

b)

此等石

銘せり。(集古錄跋尾三。 二石獸を列す。 尾を曳く。膊上に刻して左に「天祿」右に「辟邪」と 帝の時の人なり。(後漢書九十七黨鎭列傳に見ゆ) 劉州南陽の北に御史中丞汝南太守宗資の墓あり。桓 高さ八尺。角と鱗とあり。 廣川書跋五)」(大村氏六五頁) 鬣を分けて 墓前 K

君の 官にして後漢書 百八 ح ک は州苞とすとは誤なり)の家あり。 辟邪」の字を刻せり。(水經注卅一)宋の歐陽修が を去ること一丈許。 一碑を得たること、 **撃縣故城の北に中常侍長樂大僕去成侯州輔** (同六五—六頁) 金石錄 十五。に見えたり。 宦者列傳 及天祿のその頃 制作甚だ工にして、 曹騰傳 州輔は桓 兩石獸甚だ高壯。 付民 にその名見えた 帝の時 に毀たれ 左膊 ()或 上 の 宦 州 頭 L Vζ U

> 5 が 圖 の二記あり、 出來る。 れるので此の石製神獣は天祿、 のものとい 而して 此の宗資幕及び州輔幕の石獸は前掲の かにも同制を示すものであ 桓帝の在位は建和元年より永康 辟邪、 と見做すこと ることが 元 認 揷

が、 と考へられる。(因みに北朝諸室の王陵は今に於ても殆 室の石獸は此等より約三百年の後にあ 年は先きの武氏祠石獅の建立 一統王朝を以つて任ずる南朝として更に然るべ 矢張り此の風を繼承したものと見られ、 の年であ る。 たるも 先の 漢文化 のであ 南朝 きこと 0 る

の制作年代も第二世紀中葉と考へられ且

A.D. 6

рŋ

Æ

んど知られて居ない。)

なつたと見ることが出來る。 子がその驥尾に跗して支那工藝史上に出現すること」 飾の石獸中に天祿、辟邪と稱する瑞獸が登場して、 <u>ታ</u>ነ くて元來は龍鳳麒麟虎牛羊犬の類で あつた陵墓儀 貓

重ねて大村氏前告(六頁)より援用するならば、

胡元の世

陝西

0

耕夫太康

禹の弟

0

慕

別

對府

太康

縣

獅子造鰯について

東南二 長徑四寸。 里。 (河南通志十九)を鋤いて玉辟邪[高ニサニ分 (古玉岡下)。 桃拔一名符拔。 鹿に似て

誾

長尾。

善く星變を知る。(集古錄跋尾三、廣川書跋五)]を



得て書鎭となせりといふ 得 延祐中趙子昻これを

九六卷西域傳鳥弋山離國の と稱するものあり。 と雖も、 今俄かに信ずること難し の資となす。」(挿圖第二) 姑く收めて後考 又漢書

長尾、 孟康日桃 而有桃拔師子犀牛 角者或為天鹿、 拔一名符拔、 証 似鹿 兩

とあり。 茸音 人庸反。 之によると天祿辟邪は元來西域に在る鹿類の獸でそ

(fantastic animal) と見る可きで、純粹に厭勝 些か非自然科學的な馬脚現はれたる如く、 といふ」(浮屠は素より佛に通じる)といふに至つて が集古錄跋尾三、廣川書跋五に重ねて「無角を浮屠 の一角、二角によつて稱を異にするものと考へら ある。故に先きに換げた十洲記卷七、 の動物と見るよりも鹿形を基礎とせる漢人一流の瑞獣 〇征和三年武帝安定西胡 ○有獅子 長師 光無常 -[] 辟邪繁幽 能為大禽之宗王 天祿長牙 (中略) 乃玃天之元王 獅子名猛獸、 銅頭鐵額之獸也 聚窟州 是等は質際 の記 辟邪之 0 **然神** 具 χĺ 1

とて猛獣獅子 0 しめるに至つたので、 荒誕無稽の慮である。 に超自然的外貌と辟邪厭 その根本たるや、 勝 有り得べき所 0 魔 力を負は

次に掲げる挿岡第三は、 故ラウ フ 7 Ì 博 1: (B.Lau-

犯 黃有傾

也 後音

执晋步葛反、 大如斗、

耏亦 無旁毛也、

lúj

耐 酸

尾端茸尾、 祝音侃,

ÁÐ

古日

獅子即爾雅

加所謂狻 : V7

者角或爲辟邪、

獅子似虎正

掲げ fer: 糎 Jade. pl. XLIII) た木草集解に謂 高さ十二三糎、 の示す綠黃色の玉製 長 ふ所の 幅六・七糎の玉 「尾端茸 辟 尾大如斗」 邪で 正に * + の狀 先 K ti

をなし、

且ラ



ゥ 大官の邸にて して居る と疑なしと稱 代に属するこ 技巧、共に漢 之を得素材、 (同页三一二 Singan」府 (所在未詳)の フ ァ 1 が は

兎に角明かに「獅子」となすことを得、 作と稱し得るものとは思はれない。 齊武帝陵の大石獸は殆んど此の邪辟を起立し擴 併し此 且前述 の辟邪 江 大 南 は

0

Ę

漢代の傑

0

獅子造像について

が し 法は南露西亞クミレヴァ ふ?「豬此 獅子であ た感ありへ前出シレン氏、 のラウ b, .11. ファー所載の辟邪の背腹の毛の處理 一辟邪であることを證するもの モ 第二圖參照)。 ふゅ (Chmyreva Mog-以つてそれ と思

ila) と全く同様であることを付記しておく。」 "Scythians and 出土の希臘製黃金圓板上の人面(E. H. Minns; Greeks." Ġ 16 fig.58)の奨料の取扱法

はれ、 宫中、 に、 厭勝性を附する考へは以後も繼承され、 はかん~しき記とも考へられない。 を畫いてよく之に祈禱すべしとて與へた所、翌日師子 ものを見出さないが、 したことを志怪錄より引用せるものがあるが、大して しるし也」、植松次親著、 口中に淋漓たる血あり、 猶獅子の厭勝性そのものについては革めて記したる 畫人顧光質は建康の人陸灌の瘧を病める際に師子 又順德院御製「建歷御記」 南殿に 「かげの狗」 唯淵鑑類函、 神明馮談 とて繪にかき 灌の病癒えて時人之を異と 南殿篇 ――狛犬考五頁)とい が兎もあれ師子に 獅子四に載 K 我國に於ても 「邪氣を避る せる 肵

O

「御帳間戶畫''獅子狛犬'障子上畫''負書之龜'(下略).

(狛犬考三頁)

のものである。(なほ狛犬については後に革めて詳記すが、之等すべて、狛犬に神秘な厭勝性を認めた同系統り、是余社に希也、是をかげの犬といふ也、子細神秘及「上加茂の社とまいぬの後の板に同犬を繪がきて有

るが、

にあらず犬なりとして居るのは明かに過誤である。)

此の神明馮記及び自井宗因二説とも狛犬を獅子

のに對して、是等は蹲踞形をなし、今日神社寺閣に觸は漢代作例が武氏祠石獅以下凡て步行形をなして居た祖孝陵は皆互獅を有して居るが此處に注目されること唐代に及んで非常に盛んに行はれ、徳宗崇陵、又明太唐代に及

連續線の中に獅子が護法の聖獸と認められた佛教美術

前方を直視する姿態をなして居る。

此の様式學上の不

目のとほり、

後肢を屈し腰をおろし、

による形式上の影響が潛んで居る。(未完)

獅石蕊秀造王康成安室梁

Щ 0 神 仰

機 能 的 方 法 によ る 神觀 念の 研究

序 說

料

数の名 黑山 行事 其の雄. 驗道 仰 者を祀るものとに大別出來る。前者に就ては月山、 が明かにされる る 合には、 現狀 我 :行事が到る所にあることによつて知れる。 行事や信仰から想像することは困難であ 湯殿 國の古文献 等に關連して は山に登つて行事をするものと、 Ш から究明し得ると思はれ は 大洋を見、 Щ **祟高さに長敬を感ずる所謂山嶽崇拜** 伽 シニ論、 越中立山、伯耆大山、吉野の大峰 かも知れない。 によつて古代の信仰生活を檢討する場 有名でない地方々 日月を仰ぐと等しく、 る。 然し現在 太 山に關する信仰 山 0 行なは Ш 林 大山を見て る。 山に登る信 原 とれ を初 野の支配 'n 0 事實 は修 てね め多 33

> 析 明か か、

行ふ。 nial customs 精練を行ひ。 論的にでなく、 の究明に新らしい方向を提示し度 法まで一變しなければならないことに依ると信ずる。 い。後者は今迄學問的な研究が行なはゐない。それは資 が民間の行事信仰 吾人はこれを新らしい方法に基いて研究し、 分類を重ねて、 にするに當つて、 その出發點となる立場に就て一言する。 吾人の扱ふ行事や信仰は集團の社會生活によつ 杉 次にこれに基いて夫々の神々の ceremo Þ 論文の實際を見て頂けばよいのである beliefs impressions にあるので、 浦 先づ事實の綿密な觀察とその分 の意味の 健 對象は勿論、 ٤ いと思ふ。 interpretation を hypotheses 方法 神觀念を 研究方 神 觀念 は

理

八九

て規定せられるものである。從つて例へば胃や腸など

ĮЦ

O

胂

信

仰

考證されてゐるから此處には述べな

學的究明をするのであつて、 從つて現在殘つてゐる事質の觀察から社 つの るかを明かにすることによつて目的を達の度いと思ふ に於て、行事や信仰が如何なる 0 で如何なる function を行つてゐるかを見る樣に、一 synthése sui generis organ が 人間と云ふ全 organism によつて出來てゐる社 その歴史的檢討を行 function を行つてゐ 會學的、 th O 心理 ふの 會

7 る神格に對して、 水 -論文に於ては 人々が行ふ行事 Щ 即ち 山林、 原野、 、信仰の機能から、 H 畑 を支配

山

ではない。

生 活 に即し た山 Ø idin 終り

ある。

信州

上伊那地方では事業家が山で仕事を初

める時

その

意味を研究することにする。

聯 活樣 L 10 を 挪 式を Ш 明 カン る意味 の神の保禮を觀察する。 カン 初 にすることが必要である。 め 一 0) 般の 山 の神 習 に限 俗 信仰と山 定して考へると、 の神 そとで質生活 の信仰との 第 一に生 10 卽 關

八 嘗 十餘筒所も 7 湔 宏川 山 縣 內鄉 0 神 村 と云ふ名稱の 0 古地圖 を見た所、 あるのを見て不思議 村 0 内 12

r h

Щ

天り

L...

と云ひ、

職人等の案内で山に行き、

唯だ獵 11 等仕事の種類によつて、 の山に多數の山 先づ山の神を祀らねばならないのである。 に思つたと云ふ話 にがある。 の場合、 木を伐り出す場合、 の神の祀り場のあるのは當然である。 がある。 祭りの場所にも、 然し 山 で仕事をする場 Щ 加をつくる場合 從つて一つ 様式にも變

炭焼をしたりする時祀る山 で必ず祭りをするから、 の神 T (1)非縣 の許可を得て、 山を買つて材木を伐り出し 君津郡龜山村 その士地を拜借すると云ふ意 では山を買つて仕 一つの山に幾つもの山 0 が神の たり, 事をする場 薪を採つ 0 햬 が

髙 とが密接に 推 常陸新 \mathcal{V} 所 す事業家が に石を置いて 治 **- 關聯してゐる。此處では山左買つて薪を伐** 那地 山で働く職 方の如きは、 山 0 神を 人と仕 仕事の契約と山 祀 排 0 契約なする の神 祀

標準

Ш のしるしとする(郷土研究)。 大きさの 神を祭り、 新を五十木伐らせ、 消寒をなし、 賃銀の その 協 Ŀ 定を行ひ、 12 御幣を立 取引 7.

(2)獵に出て獲物を得た時 祀 る Ш 0

姉

下 -或は石 H 德島縣海 向 では _F. 部 コ 10 ゥ 獲 鄒 物 -1*j*-地方では猪、 キ Ó 4 と云つて心臓の先尖を切つて供 を切つて、 鹿を取 Ш いつた時 Ø 裥 12 供 は近くの る。 樹

る (後狩詞 記

を祀る に抜き取つて木に 遠 処州では (民族卷二) ヤ ブ 力 ケと云つ 掛け、 こて鹿 或は石の上に置い Ø 胃 Ø 右脇 0 て山 臓腑 を第 の

神

鹿兒岛縣肝 神祭りをするのが多い。 命中 猪 دمج ・鹿は獵の場で屠つて分配するので、 L を 付那 所の又は足 では猪を獲つ 0)蹄の後 從つて前述のも たら、 0 毛等を取つて 必ず ÚЦ Ď ح 0 0 外に 斾 O 丽 祀 時 で空 彈 ŋ Ш 文 丸 0

に向 (3)つて飛ばし Ш 畑 を つくる たりし 時 祀る山 て 祀 の

ш

O

崛

砲を放つ。

更に赤紙の大きな幣を立てたり、

赤紙を風

徳島縣 焼畑をする。 海 部 那 木頭 山を焼く時 付で は、 -1-地北 杉の 使用させてもら 植 林をする前二三年

423

m

云 ふ意味で山 髙 知縣 香美那槇 0 神 山 Ö 村 祀り場をつくつて祀る。 Ø 奥では稗栗を作つて常 食とし

てね 一嗣は る。 な (い)山 ここでは最初 の神 祭り Ó 12 П 山を焼く時 (十一月 祀 0 初 0 8 た Щ に 祀 0 神 を

(4)山 の 神 から FFI 0) 裥 となつて降つて來る 0 を田 0 水

L1

で祀る祭り

15 云ふ)。田 安藝で 座を設けて、 の水 は H 11 植 柏葉又 (= Ö) 紙の 初 め は桐葉に飯を盛り、 御 に 幣を立て或は竹木 H 鰰 を祭る **つ**サ Ź で闡 瓶 バ に酒を入 イ b ٤ 间

n て供 へる (藝藩通志卷 项

信州でば田

の

鰰

を祭るに水

口を三

個

所高くして

木を立て、祭る。 BIT の奥では \widetilde{T}_{i}

波

海

部

那

月

田

植

10

Ш

0

神

を

お

ろ

す。

そ

カン

5 n Ó は 薬を栽 田 0 水 口 に稲三把置 五粒 £, る。 その Ŀ に木 の葉又は

世、 米 供

Ш

形縣

加卡村

では

H

植

0

終

う

た

日

田

0

部

K

把の

九

苗を七株に植え、 カメと共に載せて供 て二把となし、 箕の上にキナコ、握飯、 後直ちに之を取り集めて、 へる (民族卷三) アサツキ、 よく洗つ ヮ

(5)旅 人が 峠で祀る山 の 神

ある。 作り山の神と彫付けて、 Ŕ 知 る なつたものであらう。 と見るべきであるが、これも山の神と考へられ Ш る所は勿論、 云つてゐる 縣 0 (西遊記) 神と云ふより 額 山 や境を通る時小枝を折つて捧げる靈地は何處にも 羽後 の神を祀るとは考へてゐない所が多い。 田 郡 雄勝 松平村でも橋のたもとの道祖神 (駒形日記)。道祖神や地藏さんを立ててゐ と云ふから道祖神に近いも シバオリサン又はハナタテバと云ふ所で 郡では、 Rite de passage 伊勢では、 村 これを 里の出口には必ず立てて 「山の神 石を將棋の を受ける境の神 のである。 Ö 花立場」 を祀る場所 駒 本來 る様 0 形 愛 あ ع 10 12 は

(6)あ る 虑 石 0 むべきこと又は怪異のあつた場所に祀つた山 酮 を 山 ノ神サ ンと云つてゐる。

rc

0

一個一日本の日本の日本の日本の

ある。 の怖ろしい真裸の山 陸中遠野の町外れの辻に山の神と刻つた大きな石 これは嘗て或人がことを通ると赤い背の高 0 神にあつて氣絶した。 その ため いい眼 が

石塔を立てたと云ふ。 (遠野物語

日向の山村では里人がコバキリ

(燒畑)

をする際、

る(郷土研究卷四)。 つてゐる。駿河阿部郡の奥にも、 から堕ちて變死などし た所は木を伐らず山の神と云 これに似たことがあ

木

て祀る。 (7)との中には山 山 林に於て一見奇異な木又は岩石を山の神 の神の祭り場もあるが、 座所と云ふ観 とし

と云ふ(山村語彙續編 薩 摩の長島では Ш [の神 Ø 依坐となつる木をコ クラ木

念の明白なもの

į

ぁ

る。

の神 の木として残してゐる。

茨城縣多賀郡では峰

の三岐

0 木、

澤の二岐の木

を山

木として手向をする 33 後増田町では燈蓋木と云つて三岐木を山の神 (雪出羽道) Ö 神

云ふ木が山 三河と連州の境の地方ではヒドホシーシメギなどと の神の木である。(民族卷二)

十二月十二日に自分の領分の木を計算してメの記號 して木を拗つたものだと云ふ(人類學雜誌三二ノ十) Ш 陸中遠野では二岐に分れて扱れてゐるの 0 神のオシミギ又は愛木と云つて伐ると罰があた は 山の神 ٤ 1/5

斯

特殊な岩石も又多い。 て山の神祭りをする木は全國に見られる。木でなくて ると云ふ木、 以 上に於て實生活に 或はシメツリ木などと云つて注縄を張 即した山の神祭りの分折的

erpretation によつて、その意味の概要を示し得たと 信ずる。 int-

た。

Щ の神の祭り場所

れるよりも、 上述した様な山の神祭りは、 に 山 問題となるのは、祭りの行なはれる場所である。 の神祭りを function 元來土 隨所の樹下、 地 の神を祀り場は、 から研究するに當つて、第 石上を祀り場とするものが 常在の祠寺に於て行なは 時と處に臨んで設け

神を總

山の神

とし

7

山の Ó

П

の谷

10

あた

る

所

0 道

の傍

の大木の下などに木

祠

を置 入

 \bigvee

て祠

る。

цЦ

0

神

信 仰

> られる。一度祭り場となると、 て臨時の祭り場から常在 次に祀りの行なはれる場合はこれが利用され くて常在 の社祠 を 持 0 Ш の祠社の方へ近づいて行く。 0 神に於ても、 神聖視 される様になり 存在場合の る。 斯 <

の神 人々の生活 0 社 fini 基體である山 が 如 何 なる場 所 林原野を支配する神 1/2 あ るか と云ふことか 格即 ち 6

檢討が性質を知る有力の手段となる。

Ш

觀察することにする。 (1)生活に即して、 隨時隨所に祀る場合は旣

に逃

所に れ等をまとめ (2)德島縣海部郡木 祀つ 山口 た に總社として祠る場合前述の如く隨 Щ 7 0 神 頭村では一つの山にある多數 山 は一 0 つの П に總社を置 山にも多 數 \vee あ て祀るも る。 便宜上 0 Щ ح 0 隨

の大木を總山の神として祀る。 高知縣香美郡槇山村では谷口 や鎭守社に近い道の傍

九三

九 29

部落 神聖な場所と云 0 0 で K 0 場 機 Ō はなく、 ある所 (3)福 山 所 能から云つても、 山 0 島縣大沼 0 は親 神 に多数の山 Ш 落 より總山の神か を 0 山へ少し 持 神 0 ち 产 が 附 郡三谷村 後つ ふ印象が 近 き山 それ の神を祭た様には見えな 0 登つ ż Ш 總 0 等 あ の諸 × 强 た所に 仕 Щ とも思はれるが、 は る K 幾つも 事場 S の神らしくない。 同 部落では (石祠)。各部落は 様な祭りを受ける。 *Õ* あ る。 0 部落に 部と云ふより Ш との 0 舳 \ \ \ \ 場 地 近 が その上そ 方に 所 ĮЦ V あ その神 山 が つ る Ú は 谷 Ŧî. b Ш × łζ 口 々 0 O

ひを受けて 及び祀 ない。 あ 部落に幾つもの 愛知縣額 分 るの りの機 祠) 鎭守 は 奇 が 田 那 とすべ の如く唯 る 能 あ 松平 0 ŋ カン 部落の ら云つ K 春 きで 秋二 村 は 色 百 0 7 は Ш 明 囘交代で祀る。 尽 K な 0 0 山 では部落に二つの 腿 原 神 口 \vee るも の總社 が 因 が あつて同様の取り Ø あ ではな でない 0 と れ 7 カン 樣 V も祀 Щ ら幾 Ø 10 り場 神 は --つ 扱 云 Ø

0

0

0

酮

b

(4)

鎭

守

K

對

立.

して

部落に

つあるもの

鎭守の 島縣 社とは別 大沼郡 中 0 場 1 所 Ш に相 村、 當な社 東川 村 を の諸 持つ 部 た山 落 K 於て 一の神 から

必

福

ず一つ宛あ

(5)

Ш

0 神 る。

が

鎭

守となっ

0

て

ね

る場

合の は總 以下 守となつて居り、 祀つてある所に聚落が出來た場合が多 ると云ふことであるが、 神 神 昭 ば たつた經驗では、 如何なる性質のものかよく分らない。 信 祭り 0 O 和 山の神のあ 州諏訪の或る地方で てさうであると云 小 洞 村 部落で 大岐、 0 が鎭守に進んだのみでなく、 H K は山 德島縣 る場所 行 その新舊によつて部落の È, 一の神 鎭守となつてゐ ふの に出 然 海 は 吾人は實際調 し を鎮守としてゐる。 部 で 山 郡 山 來たと思 は 木 0 O 神が 神 ない。 頭 は部 村 はれ るの 鎭守となつた # 鎭守の祭り 查 未だその ヶ \vee 洛 様で る は、 吾人が調 Ū 野 0) 新舊が 氏神 福 7 0 從つ ぁ る 如 島縣 Ш る。 な 他 き 卽 0 大沼 神 0 は 7 + 查 \vee 细 ち 場 Ш 例 鎭 Ш 0 K Ø n

郡

で

あ

(6)鎭守 0 境 丙に合併されて ねるも Ó

は

說

明

かい

付

z)

な

 \vee

樣 \$ 意志によつた 15 10 た様である)。斯 に祀るも 拜 15 ح 殿を利用し 美濃國武 n 鎭守 1 0 は 色 Ò 儀 境 或は高 4 ķ て、 かる制 內 那 0 Ø 種類 牧 で 0 大木 あ 開くと云ふ様にし 村 知縣 地 度 る。 が ある。 方 の上から起つ 0 香美郡槇 明治 下 O ŀΞ 如 維新以 最も多 總 く 山村 Ш Ø Ш 神 後 ĺ 0 て、 O たものを除いて 奥の諸部 神 のは爲政者 から は甚だ多か 祭り 坐すとする 鎭守の境 Ó 洛 酒 闷 0 宴 -O

(7)家の 內 で 祀 る Ш O 神

もの

等色女

ある。

10 0 神 祭るのは山 屋 一數神で を祭つ 7 は ね 小屋のみで な るの Vか ら屋 ある。 數 内 K は絶對 山小屋では何よりも にない 0 家の 山 內

が く唯大神宮 Ш 德島縣海 0 神 だけ 部 0 は棚をつくつて丁寧に祭つて お 郡木頭村の 札 が 竹 に挿 山奥の小屋では他 んで さし \overline{c} あ る に神 わ 0 る みで 佛 あ は な る

0

小 屋の 氏柱 に竹筒を懸け、榊、柴を挿して祀つてゐる。

鹿兒島縣

付郡

首引で

は普通

の家の床

柱

K

あたる

Ш

ታነ 内

ない。

ш Ø 神 信 仰

Ξ

Ш

0)

神

に闘する行事

は

る。 關東、 物を得 に行なはれてゐる祭り な場所にある常 する場合隨時、 (二月と十 (A) 第 東北 たとか 山 __ は 0 亿 Ш (神) 月 かけては正月二月或は三月と九、 の講叉は から 在 隨處で行ふ祀りの外平 焼燗をつくるとか、 諽 最 0) É 社. (定斯 で Щ 酮 __ 般) に於け の神祭り あ Ø る。 で 山の神祭り) あ る 期 る。 と云つて最も一般 Ш 木 П 0 は大體 を切 裥 цí 時に前述し 祭り 部 ŋ 地 ٦į 春 を観察す 鵾 秋二 + より、 す 獵 等 た様 C 的 獲 + 回

京、 手、 或は十二月の十七日、 福島、 神奈川、 新潟等では十二日 山梨、 長野等は十七日 及び十二日 がゞ 多く、 が が 多い 多いの 群 馬 栃 秋 不 IH 岩 東

と十月又は十一 中 П に於ても部 から 部地 多い。 方より 落によつて違ふ所もあ 勿論この外例外はいくら 近畿、 月の七日に行 中 國 四 ઢે 國 九州 は る Œ ታነ É で 月 あり、 は十 5 或 は 様 K 同 月 は行 0 村 月 \mathcal{H}

扨春 多く得ら 秋二 'n る の山の講 d' 他 は何 0) 習 慣 處にも行なはれる 信仰と混 合して甚だ複 ので資料

を

2

ゐ

る。

L

て

頭中

Ø

各戶

より

白米

Ťi.

合

を

集

め

費

用

は

お

頭

0

け 雑な 祉 n ば 形 會 ならな 形 態から Ŋ 生 これ等は家々で行 活、 從 思惟、 つてとれ 感 を研 情の様式まで 究す ふ場合も Ś r ある 考慮し は 各地 Zit な 方

か あ る。 般 E 宿 この集 は部 で行なは 落 團 的 組 を n な祭場が主とし Ö る 他 カュ 0 0 Lin. 集 别 團 を單 カム して社嗣 6 位 話 を進 とす で行 B る なはれ る。 祭 ŋ 山 O る 7:

神

祉

핾

で行

ふも

は

祀

b

に特色を持つ

て

D

る 0

が 酮

講

宿 Ø

で行 內又

35-8 は

Ō

は

他

0 0

信

仰

行

事と泥

合し易

カュ

はし、

次に熱燗の酒

が出る。

頃

を見計つて當

\$

否 と波

から

挨拶 み

10

出

7

__

同

に酒

をす

Ĺ

め

る。

氼

に飯

が

出

る

V 0 を見る。 福 社 で行 ۶. 4 0 は後 述 することとし 7 誹 宿 で行

和

州

洞川

では二月

7

月

Ó

ŧ

日

15

宿

に當つ

た家で

Ш 酒宴をする。 0 才 神 と稱 = ŧ を供 して榊を鏡 ح 0 種 Ш 0 0 10 掛け 神 Ш 天明 0 講で to 所 裥 最 ٤ を 唱 揣 b 整つ V て拜 た掛圖を祭り た形形 式 終つ 0

2

Ō

他

鹨

惯

が

渾然たる複合體とな

たもので

あ

る

댰

Ó 0)

複

L

た

O

伽

(ii)

な 0

Ŀ は、 ・六日には當番三戶の主人主婦が頭屋に集り、 と十一 信州 宛當番をす 示 月十 縣 ₩郡武石 る。(從つて十三回日 -ti 日 に行 村堀之內 Ċ, Fi 組 數三十 0 Z, に元へ Ď 六戶 であ ı, Ó る。 つぎる 1 組 備と か 隣 月

> 大山 の庭 會計 座 10 午 前十 す。 膳 に大山 として K 祗 着 時頃 座 神 席す が定まると頭より始め 0 頭 軸 酒肴をとる 祗神の幟を立 屋に る。 物 を 先づ世 集り、 かい け、 Ō 話役 挨拶して 神酒 て、 へる。 が 床 を供 の間 輔 + 7 裥 後 Ė 前 酒 る。 に神 H 10 1は早朝 を 샾 同茶を戴 各家の 座 し、 盃宛 を設けて、 年 より 次 攴 主 々 順 人 頭 15 次 は

飯 刀を 飯 رغج は當番の主人が 升 賴 h は 殘 で食べても して はい 盛 6 17 b, ない . 0 高盛りと稱 か ح ら n などは 食べら ï 鎖守 n 7 山 な [盛り \bigvee 脖 にす は 779 助 宴 太

心とし 诉 して行 合 ,\$. かい な 朋 Ш か 神 10 して、 祭り は 分析 的 る分裂集 interpretation 團 を中

をする 地 緣 111 側 -1-地 9) 神 9) 然 i) , C. あ 13 か E, IÚI. 緣 115

例とは全々關係なく、

部落

业 んは組

4

Ó

地

緱

1

開

7

行

(1)

なつて はれ る。 To るも 地 緣 Ď 集團の重要の祭りとして、 もあ 戸主の行 事と

Ė

する所があ の神 て つねる。 (2)は女性 性 從つて女性を忌むのは勿論 る。 C 嫉 必ず男性で女性は参加 妬 深 V 神 で ある と云 猉 ふ信仰 しない。 物も 男性 と結 とれ が び 調 は 付 理 Ш V

嶖 (3)による集團によつ 年齡 青年 て行なはれる所も 0) 7> 0 山 O 龍 小 供 あ る。 の山 0) 誹 と年

n 最も樂しい П H H カン 月 茶碗 を 十 Ш が 0) 6 山 Щ 夜 0 华 神 まで遊ぶ。 の神祭りで、家々甘酒をつくる。 0 10 O <u>ー</u> パ 神 月 祭りをする。(天草島民俗誌 Ш がの社 日の一つである。 O 0 イの + 神 祭 に集り、 青年にとつては、 日 米の粉と甘酒を持つて若者小 i) が Ш 酒を飲んで夜を明かし、 Ø 福 神静で 島縣大 天草島では十 あ 沼 ح る。 郡 111 Ø 青年等はこの 青年等 П 1 Ш が 月 ---村 は前 F 年 で 0 4 は HE 12 1/1 集 ゔ 0 夜

供 は n 祭り 7 ね る程 西三河 小供 擧 に關係深い祭りである。 母 ш 邊では山 の講は 山の子」 小 供 等

Ш

O

信

仰

分れて、 ぜに三 藝郡 は十 て錢と藁とを集めて、 のぜにしょ、 を祀る石 時頃から夜明へかけてウチを焼く(民族卷二)。伊 き三 神 本伐り、 <u>ا</u> 間 栗眞 一把あげ 程 神 Ø 行で 小供 ے دار に 燃料を集め、 初頃から宿をつくり、 のピラミツト とく Ŀ は 間を騒 子供等が の集め にしせ -|-机 月と正 た M よい 他方村總代立會の下 山の神前で火祭をする んに藁三把、 紅殻を一 型のウチをつくり、 燃料と村 で廻る。 ガ六 面 ÍΙ バ 铈 有 地 に塗りつけっ Ł 日 П で刈つ 0 お家はごは 10 宿に集つて、 は小供 Įζ Ш 行 0 神 た柴 に松 夜半の十二 <u>ځ</u>. がニ ૃ んじよ 山 Ш ٤ 0 勢河 云つ で高 木數 組 Ш 0) 祗 斾 命

で行なは 小供祭りには火祭り n が伴ひ、 道祖 神祭りと同 Ľ 形式

(4)職業による集 團

休み、 K 十二月十二日 包んで 農家の 白米を搗いて粉にし、 山の Щ の神 晌 山 に備 祭 0 神祭りを行 0 へる。 越 後 (子をつくるは男子に カラ 北浦 . ة コ 農家はこの 原 那 (團子) 笹 阁 村 を造り 日 澤 仕: 10 7 46 阯 藁 は を

П

K 植 に持つて行つて山 る)。天草島では十 農耕 Ö 時の稻をくる 一型の山 の神祭りの る の ŀζ 神 月 丑 に供 用 特色がある)。 ふ。(供 の日 へる。 Ħ 物の藁を 酒とシトギの苞と一 シ ۲ ギの H 植 苞の藁は ŀΣ 使 ふ所 處 HH

賀神 は狩 7 云つて、二月と十 前志賀島では山の神 て狩をなし猪、 祠 月 部落は 獵師 Ö Ø 社の社人等も参加 、等が 前 Ŧī. Ø 日の 以 Ш 10 備 前 の神祭 Щ Щ は 0 神 7 鹿をとつ の神祭りのためには前 各戸皆狩を渡世 形 b O 月 祭りを山譽の祭り 前で奉射を行つた。(民族卷四)。筑 ば かり Ĺ , の たと云 た。 **茨城縣** + の洒宴を張つ 五日 當日は に行つ 久慈郡 ځ. として <u>(山</u> そ た。 村 又はシ わ O \Box 八 た。 溝山 語彙) 頭 山追 た。 とれ O 叉と 二月と十 ひと云 シ 皮 附 ガ を剝 *اح* 近 は ij Ō 帮 志 ع Ξ 0

に

入るのを忌

* P

農家も木樵も炭やく事などなし候故戶ごとに祭る事 仮 弌 二日 Ш (秋田風俗問狀答)。愛知縣岡崎市地方では大工、 を 仕事をする者の山 物師 山 の神祭りと云 など祝 ふ事にて神供は薬を十二備ふる U, の神 祭り 金 銀、 銅 秋 田 0 では十二月 山師、大工、石 业 指 +

Ø)

(B)

111

に入ることを忌む

物師、 木樵、 神を祭る。 を二つ藁に通 び九月の十七 O 講と云つて 砂 石工、 防工夫等山 神奈川縣津久井 し 日に行ふ。 材木商等山に _ たも B 仕 仕: 事 の)、御 事をするものは仕事を休み、 を休み生 山 散米、 一の神 郡青根村で 關係ある職 丹 1 は **戦二本を供** 餅をつくつて、 御 は一 酒 業 の 月、 76 魚 0 (鰯など Ŋ は、 炭燒 月 Ш Щ Ш 及 _の

は大夫 て 山 丁 る。 寧な人は毎 特 の神に 九 ł٥ 州 Ш (私の 持の Ø 供 戒島では山持は各自 神 へる。 月 み自分の 主 七 Ħ 德島縣海 祈 に 禱 持 Ш 0 山 神 厭勝を行 O 部 を 山 那木 まつり、 酒と御幣を持つて行 O 神祭りをする所 頭 جي 村 K で 持 年 は Ш łΞ 山 持ち 0 Ш 已 8 程 0 あ

食事 をするも 蒯 山 Ö O 小 初 棚 尼 まる前、 O 0 は、 終り 扣 Ţ. 每朝, を 御飯 打 0 岩手縣雫石 でを少し 毎夕新ら 供 許り る L 地 鍋 方で Ш \vee 御飯 の 村 Ŕ 煮 は (俗誌)。 が にとつて、 山 出 小 來た度に 屋 で仕 Ш

痈

の所に行つておがんで貰

چُرُ

B 向 南那 珂 郡 福島村では十二月二十 担しと云つて山 H D 山の神祭り (鄉土:

研 ĮΨ 0 究卷四 日 H を を 一山 Ц ノー)。筑前の 0) 0 神 神の節洗ひ」と云つて山に入らない の洗濯 海岸では十二月 1-入ら + рġ ない 日又 は二十 Ш

は 村 語 山 彙續編)。壹岐 0 神 に竿をあげる」 へでは Щ と云つて洗濯をしな 姥の洗濯日」 筑前早良郡 で

との 搜してゐるか 山村語彙續 講を行ひ、 相 Ħ 州 內鄉 は 山 村 編 との らとて入るを忌む では正月二十 0 Ç 神 遠州磐 日 の冠落し」と云つ Ш に行くと山 H 那 日 が 光明 (土) の神 枦 Ш 7 7 0 香三 神祭りである、 が頭巾を落し は二月七日 Ш ķΞ 卷ノ六)。 入るを忌 に 7 山 む

(1)

農家の

Ш

入

t)

ĪF.

月

0

初

め

年

ijŧ

12

使

ጱ

噲焚日」と云つて山に入らず、 0 香をかぐと死 豐後直入郡 地方では十二月二十四 ¥Ω と云 ځ (民俗學卷 と の 日 H) Ш を 五 に入つて Щ 一の神 味噌 0 味

0

美濃國 州諏 と木にな 陸 訪 rþi 武儀 遠野 で る は 那下 で Щ 或 は Ø ・之保で 神 ú の弓 Щ 山 「の神 の神 は を につれ 射 Ø 山 木算へ日」 0) る 誹 IJj げ K て行かれると云ふ。 山で白狐を見ると悪 になるとて入ら とて、 Ш ĺζ 入る åЗ 信

山

O

詗

信

仰

事 H が あると云つて入らぬ。 この他 色 × Ø 理 由をつけて

に入ることをタブ 1 L てね

79 Ш Ø 神 10 闘する行事

る行事で 15 O 行 (C) 山 事 0 裥 で Ш ある。 ある。 入り ΙĊ 向 けられ 本質 ح ñ Щ る 的 は 0 のであ には 祭り 神 講と共に全國一般 新年 と云 る。 Ò ふより、 儀 禮 で あ Ш る に行なは 入 が それ 初 め n

けて來ることは全國同じであ である。 0 他 0 木 その年 0 切 b Ó 初 明の方を向 Ø الح て 言いて木 る。 Ш 0 神 を切 K 挨拶 ij, 10 シ 行 メ を掛

紙 ح メを山 に ることに關 シメをつくり、(男の數と云ふの 0 'n. 稲 シ 山 を 島縣大沼郡 この神 メ Ш 0 で山 神 0 の祠 係が 神 と云ふ。 [の神 サ ある) 地方で にも参つてシ ン の紐と云 Ø 德島縣海 ₹ r 木 使 ゲと云 TE. を切り 月二日 *&* メを置いて來る。 部 (岡 جُجُ 那 シ メを掛 į 口 地 10 家 縣文化資料 岡 方で Щ ゟ Ö 山 神 は紙 け 男の數だけ 縣 邑 7 が 女性 |人郡 來ると共 O と の シメで 卷ノ では で

九 ル

四。)德 て各戸から米を集 那 賀 那 8 H 野谷では正月二日 之を苞に入れ て神 Ø 一木に 夜 0 しつる 行事とし

K 7 刨 b 米 0 散 亂 が仕 方で農事 を占 <u>ځ</u> 鹿兒島縣

肝 牛を曳いて山 付 郝 置引で に出 は Æ. 掛 月二日 げ、 何木でもよい を _ Ш 0 П あけ」と云つて、 から四本切つて

唯だ羽 來る。(こ 云つて小正月 後 由利 0 切 に門口 那 っつて で Œ 來 月六日 た木 立てる木を切つたり、 . Ø 處理 を 初 が Ш 支は 問題 70 Fr あ 靜岡 松迎 る が 縣周 略 <u>ر</u> ع す。 智

野

K

起つた事件は總べて山

一の神

に關

係する。

例

ば

死

ceremonial

customs

K

6

原

者を出すとか、

怪異が

あつ

たと云ふ重大事

は勿論、

鉈

獲物で 七日 (2)10 ハツ 獵 山 Úili 0 神 ヤ 0 を祀つて食ふと共に 7 Щ オ 入 ヒと云つ ł) 德 て猟師 島 縣 海 部落 Ø 部 付: 那木 の人々にも分け 事 初 ፲፲፱ 村で X を行 は Ü, JE. 月

् いて 那

で初

Щ

と云つて木

を取

って立

一春大吉又は

十二月

と書

立

てる等、

門松との

關係することを注

意

し

7

置

0

特殊

な祭り

Ŕ,

特殊

Ø

供

物

が

起つ

7

一來る。

た

10 食を供 111 (3)心 \mathcal{U} 木 i を行 を切 Щ る 7 人の の神を祭ると云ふ 111 に行 Ш 入り 1 共 年代らうとす 喜界島では (趣味の喜界島史)。 ・る木 JE: 月 子六 F Ħ

> 00 が

2

の仕 事 初 めに あ たつて、 Ш 0 神 0 sanction を

00

年

竝

邀に 得て一年 般に行 あつたかを示すと共に、 なは 間安全に仕 れてゐることは、 事 Ò 出來る様にと云 般 111 生 0 活 神 KC 0 加 徻 ふ行事が全 何 理 程 161 质 琙 Ś から À 那 國

つ、深く關係してゐたかを物語 定つた るも ので 胍 ず、 あ Ш 林

直 を失つた ちに山 たとか 0 神に祈禱する。 變 な音 を明 斯くて山 \bigvee た とかい の 神 云 10 جۇر 對 //> する 事 作 に

が、 (D) 神 の觀 Ш Ø 念 斾 ٤ 0 離 华 るべ 殊 な がらざるもの l) ح n Ø は 7 數 擧 阻 げ b 無く る。 あ る

行事と考 10 Ш 降つ 0) 11 山 神 H 0 b Ē 0) 15 神 'n 加 翮 田 ٤ 係 田 てゐる所が 7): 0 神 111 す 0 に外 舢 る。 となる 卽 0 2多く のを 7 ち Ш 夵 林 Ď 迎 H 0 る。 9) 原 Ш 神とな る祭り Ui. 0) 胂 0) 祭 み るの なら で b あ は を送る ٠Ĵ. Ш Ħ 0 秋 痂 圳

まで

H

(1)

上 節 山 (民族卷二)。 Ш つて里の神となり、 の講に山口 神卽ち農神と山の神とが交代する日であると云つ 何 盛岡 る 村では、 へ歸へす。 の神を迎へ、 ・ガミ團 12 (むつ二號) 一市の Ш に入る、 に下つて 子 Ш 南郊籔川 陸奥西 信 の神は二月初寅 を作る 秋ソメ 州 Щ 岩手縣雫石地方では三月十六日 H で の神 は 村 津輕郡大戸村では山 秋 と田を兼ねる神である Щ 春 の山 (案山子) 祭りをして田 の祭りに昇つて となり、 H 村民俗誌 植 の神は春の祭り の日に にミナ 十二月十二日 Ţ 田 ク 美濃國武儀 (1) に下り、 チ の神 0) 7 胂 ŕ ッ (民俗學卷 は IJ となる。 山 をし 秋 「から降 10 Æi. Ø 歸 Ø 那 に 月 Ш Ш 7 里 Ø 7 牧 を \sim

とれ

が山

0

神との交代であると考へら

れてゐ

稻

の生育と收

穫の時期に定期

0)

山

0

神

祭り

753

あ

ŋ

ることは

注 (D)

意すべ 神と田

きで

あ

る。

月 团 0 被 が 一つて田 來て春田打と云ふ舞をする。 七 0 お 更に藝能の方面 神 H 间 であると云ふ (7) に早變りする。 賀 をつくる處作をす J-. 野 地 より見ても、 方に行な (民族卷二)。一 美しい はれる る 方が カン 盛岡 初めは若 最後 田 曆 カ Ø 地方では正月 特 痈 ピ には眞黑な ۲ 殊 で、 W キ な神 美女の 飕 で 4 v ある 醜 は 方 萬 面 īΕ が 女 を 嵗

> ~ こ れ Ø 神としで勸 頌文を唱へて, ば山の神の神木にシメを結 請する祭りであると これを引く。 び付けて、 これは 云 ځ. Ш 村の 20 亷 を 男 H 7/5 Ж 畑

を焼い と云 を掛けて夜逃げし で損をし 神の火祭りを同 芳賀那道 の神 への道 道樂神、 (2)山 「ふ説明 雨者を の神の支配する領分は 祭りが、 て道 |祖神に夕食を持参し合つて、 山 て、 Щ 0 さても 説話で解い 畆 村木幡で 同 神 まか 道祖 神 じも と道 袓 10 なひ のと考 た。 神の火祭りと同様に あ お腹がくちい 神祭りと同へ式であることを述 加 は十 げる。(旅と傳說二ノ九)。更に 加 てゐるも それで今も祭りに火事をする」 が つか へてね 月六 山 旣に火祭り のみでなく山 なくなつ ね る地 E のもある 15 と歌ひ 藁を焼き「 方もあ 山 を伴 た爲 一 山 Ø 神 (三河 日の神 なが Ę る。 め ふ小 云 原野 家に 酁 から 5 Ш 0 栃 供 小 7 酹 Ш Ø 木 べ 0 神 賣 0 石 坪 縣 た 山

Ø

ベ

が

二ノ十

)₀と云

ફે_ર

Ш

O

詗

信

仰

ある。 mountens 境の神道 領分とし、 祖 K 꺠 FH 限 の領域まで食ひ入る。 畑 らず ^ 45 EH god of earth 0 神 農神と Ø 斯くて し 代表的 7 力 を及 god なも ぼし Ø of で

 \emptyset 10 りとな B 習俗との闘 (3)觀 念を知 るも 非常 Ŏ に特殊な行事 係が を擧げ るに大切 0 \bigvee る。 て なも な 勿 論 \vee 0 ので略す。 もあらうが Ш ح ح の神 K あ の觀念を知る手掛 H Ź 現 V 在 \$ は O 地 0 方 t|1

人の小 賀郡 行く所に人身 熟を祈る祭り 消生 つた男女の 山 作 村梅 7 農神 物 那 . の П ラ木 北比 野谷 とし 伽 供 ょ 何 İΖ \bigvee 人形、 では正 K 持 樣 都 村 7 御 だと云は 佐村 た 10 Ø 0 步 と云 供などを想像させる、 機 1: ヤ 藁櫃 二月七日 て if1 能 地域は豊饒の 7 ふ意 を持 Щ 4 机 0 Ш 15 ヶ てね 入 を山 咏 Щ ic っ 0 神 AL で Ø 附 Ш 神祭り、 に供 た飯い る。 の神と云ひ、 あらう。 隨する作 0) 胂 補 b 人形 \sim る。 青竹の弓矢等を七 L 芋競 や弓矢を持つ 滋賀縣栗太 物 t, brutality 前 ح Ø 述 何處の 松ノ木 . 占 ひ。 şι べ 0) 徳島 は 神 Ŧĩ. 41. が 穀豐 郡 7 i, ŽĽ 縣 0) あ 作 棐 州 那

> 拜むぞ野 云はれる石が る)。實際陸前 民族卷三)。 知らぬ る ある 到の 線° が 野 比語 あつ 黑川 を、 の嶽こそ山 て、 地 よい米とれる様に拜みます」 の國」 方で 植付の時に此 は 0 一の意をよく表現した言葉であ 中 村 0 łζ あ Ш 0 る 微に れを祭ると云 田 唄 K 作 ح の神」と と云 n から ځ ځ.

Ø

が

=; 係なく 秋の と御 南佐 Ш 酒 山 久郡では山 10 狩人は山 人る者 (<u>_</u>) 神 供 祭り 物 0 の神として矢弓等を納めるも の神に鐵 外に弓矢をあげ 10 へ物を取りに入つた時災害の は木 製の劍と鉾を納 .製の弓矢を奉納する(民族卷 る。 三河 t, 北設樂郡 又祭事 0 な V 様に 信州 と翻 では

鳥に餅をやることを儀禮化 呼 入 に挿 んで 鳥勸 餅を食ふ行事がある。 l) んで投げる所は多い。 0 歸 \Box 請 る。 若 三州 木 Ш の神 を 渥美郡 讱 b, Ø 使 脳 シ ひであ メを掛 栃木縣芳賀郡 L 江. て、 呵 る鳥に で 小 げけ は 供が鳥の眞似をし Ш 「鳥來 ΪĒ 0 遊川 裥 月 際祭り V 0 餅 村 / 0 で を は山 時 シ ع ×

4,

ψ,

祭り ح Ø が 外 あ 0 みで る が 省 なく習 Ø Ш 俗 Ø 亷 Ł Ō Ø 關係 花 あ いそび 心も明 !__ かい で か な 刮 Ø ν, 忘 特 味

殡

な 分

が

L

7

14

數

の箒

が

ä

げ

τ

あ

る。

更

に又

お

產

Ø

胩

困

ると馬

- (\mathbf{E}) 特殊 の供 物と 山 0 神 0 觀 念
- 出る様 あげ (1)る。 片足 に御 茨城 んの草 願 縣多 を カン 鞋 賀 ける時、 郝 高 Ш 阁 0 片足 神 村 で K は大 0 は、 草鞋 **八きな片** 山 をあ で失 げ 世 足 物を る。 0 遊. 鞋 し 7 を
- Ш 如きも 木綿をどで 云 (2)0 0 6 神 た れてゐ と云 は のをコブ \exists ブ 何 です 乳 <u>ک</u>ہ ク るとと Ō п ク 形を Ш カン 1 17 秋 0 z と云つて、 神 聞 0 つくり、 田 纫 が女性 縣 いたら、 'n 曲 Ø 利 は興味 で 7 那 士二 Ш 臒 あ 矢 繪 Ė b \varnothing 神に供 一人の女房で あ 10 町 Ш あ ることで 0 奥 姥 る 檜 ٤ へて Ш 澤 姥 あ 致 あると あ 0 Ċ る は る。 乳 し 7 O 紅
- 來た (3)時 Ш 山 0 σ 神 神 Ö 產着 10 天 ŧ な産済 想山 客問 をあげ 集によると子 て安産を祈 供 る が 111

畑

る。

(7)あ

(4)

4

ホ

ゥ

キ

神

丰

神

等

と云

つって

Ш

O

神

10

馤

係 云 \$ あ 傅 る 神 說 Ш から が あ あ る。 る。 神 2|5 ح 信 III n 仰 が σ 山 產 0 n 舳 70 子. 0 社 0 運 1 は安産 を授 铲 に行 0 派 くと 願

Ł

才

 \exists

- کے

あ ゴ

神を 10 鞍を置 つて家へ歸つて來る風習 迎 へて安産をさせて貰 Vて行く、 馬が 止 ると山 ځ から 0 あ で る。 あ 0 とれ る。 神 15 によつて 乘 6 た 0) だと Ш

見ら は (5)IJ カガミ 'n 陽 る。 物 色 (天狗) 々 0) Ш 神 0 一神に陽 で と混合され あ る。 物をあげてゐる 信 州 7 ある 4 越 後 が、 0) 最 Ш Ø は 4 0) 纫 諸 裥 Ō 方 卽 Ø 10

ち

Ŋ

カ

ガミ

-IJ-

7

K

は、

多數

一 陽

物が

置

7

あ

と同 添納 Ċ (6)せら 亨 H 樣 一來る 矢は 燒 獵、 ń 畑 科 作 獵 る。 Ш 師 燒作 1) 栗 獵師 0 D. 0 場 11: b 類 合は から ŊŢ 0 道 獲 道 老 物を得 必 米麥等 具 具义は ず とし 穂 て、 得 0 0) た時耳、 法 如 たも き穀 7 カ 供 ギ 0 物で 臓 は を ると云 鍬 捧げ 胎等を供 とし なく、 るも ج\$. 所 山 0

る ィ E Ш チ 10 は 馤 Щ 係 す O 晌 る と共 食物 10 山 10 Ш 生 小 活 居 す で る 0 御 人 々 馳 O 走 好 で 物 あ る

(1) は 如 何 な る 理 由 カン 0 知 b な \bigvee が Ш 0 神

Щ O 神 信 仰

O

四

くて の最 オ 出してくれ 入れて、 ť はならないも も好む所で、 は山 その附近に行き、 の神 たら全部やると云つて祈願する風習が 失せ物をした時などは、 のである。 の供物として、 少し出して見せて山の神 山に生活する者にな これを懐に あ

る K

五 Щ Ø 神 0 觀 念

度は することの强 を中心とするものである。從つて歴史的吟味をも要求 すことは、 emonial custom K 直接あらはれてゐるものとの二つがあ Ш intetpretation 行 應區別 神 事、 の觀念は 信仰 困難であるが、 した方が O Þ 傳說、 社會學的、 前 によつて知るものと、 で行事信仰 好い様であり、 述した如 belief 背噺 現在の資料の狀態から云つ と傳說や苦噺とを切 は 心理學的 ceremonial custom 取り 且又否人の 扱 interpretation る。 ながら、 ひに差を付け 傳說や昔噺 勿論 研 觀念 究態 り離 cer-

(1)女性であるととし 信仰に於て一般的であるの

オイベ

スサ

マは骨無しだから、

恥ぢて出雲に行かな

かれ

たあと祭りをする。

それは山

0

神は片

Ц が出

片足

る必

嬱

が

ある。

そと

と關連し

は、 ίĵ

Ш

の神とオイベ

スサマとは

十月

凡での

鰰

の様相を列

擧するに

il:

め

る。

みでなく、ceremonial customs の方にも明 めだと云つ る。 の處と云つたり、 岩に大人の一 片足の草鞋をあげることで知られるが、 は力添へをおしまれないと云ふ信仰ともなつてゐる。 たから、 に他方では非常に醜女であつて一生結婚が出來なかつ 夫婦そろつて参詣してはならんと云はれてゐる。 は多數ある。)一方では醜女で慾深で女をひどく嫌は ならんこと等、これを實證する ceremonial customs シメは男の數だけつくること、 はれてゐる。(女が祭りに參加しないのを初め、 (2)それは山の神が一本足だから通つた跡をかくすた 片足片目の神 女の守り神となつて結婚、 たり 本足の迹がある、 して 或は山 る。 片目 片足の神であると云ふことは の神祭りの 0 供 方の ح 'n 物は男がつくら お産等女の大事に は昔 云 日には必ず雪が Z 傳 傳說とし Ш 一の神 ٤ 山入 にあ 0 Æ 7 然る 6 7 は D 跡

(3)キガミ 黍箒などをあげて安産を祈るが、

傳說 ミサ (4)とし ン が行つて産れた子の運を授けると云は 夕 **、カガミ** こては、 子供 サ 7 が生 (天狗) れる時道 山に 祖 神 しねる ځ' 煺 damon ∼ n K 7 ハ わ 丰 る ガ

T

山

の神

٤

處

10

にされ

たの

で

あ

b 50

行事、

信仰

は

- と れ が頗る多い。 この外山にゐる怪物と山 によつて 以下に カ ガミ 略述することにするo サ マ 0) の神とが一 そ れと一 致する様になつ 一致し てゐる例
- n つの山男を (5)兩者が一 Ш 男 山 の神 致してゐる言ひ傳へが非常に多い。 Ш とする 中に出る怪物として山 如 ė は 兩 者 0) 混 合であ 0 神と連聯 る。 眼 さ

10

考

7

わ

る様であ

る

從つて 從つて兩者の あ **ゐるから、** る問題 (6)Щ Ш [姥と山 まで提 姥 山男と結合するより 關係 出されてゐるが、 0 Щ には体 神 0 裥 との結合に は 説の 本質 歷史的 的 は は には女性と觀念され 根深 ここには略す。 研 山女と結合する。 究 V K 45 よつて興味 0) から あ 寬永 る。 7

+

九

年

高

角に

異人が

出現し

た時も山

ミコと云つて

Щ 知 城

0)

裥

信

仰

怪物も に送り歸へした。 山女と云つて畏敬し H 向飫肥領山中 た。 山 Ø) で獲つた赤裸の女 $i \, | \, i$ i いねる女 怪

437

Щ

Ø

0 浉 は皆んな山の神と關係を結ぶ傾 物 Ø \vee 如く とは、 (7)Ö Ш て見ると神 觀 0) 念は民 ш 補 Ш は 彦 0 かすかながら區別 神の觀 売 山. 間 2 꺠 操 には +)-念が 7 ン ٤ 强 Ш 0 崩 ガラ 山 くある。 致 瞭でない 0 ソパ等 つさせ、 胂 してゐる。 ٤ Ш 间 ががでさ 怪物 が强 0 山に居ると云 怪 0 鳥取縣 物 ő とし 山 然しよく聞 0 神 神 7 Ø) とは غ O ふ怪 地 Ш

力

0

别

7

物

- を る。 に送らせ 於ては、 (8)山 0) 秩父の三峰、 神 狼 或 Ш た事と云 へはその Ø 神 Ш が宣法 0 遠州 神 77 使者と考 傳 或はその使ひとして信仰 師 夵 野 6 の琵琶を開 へてわ 12 Ш 7 を わ 初 る所 る B $\sqrt{}$ た時、 は多い。 オ イ ヌ 歸 サ されてゐ Ð 7 É 噺に 狼 狼
- 本武藏の は村人に (9)狒 活 人身御供を要求して苦しめ、岩見重太郎や宮 之 **、** 躍となる。 大蛇, 猿 され 等の brutal な Ш O 斾

ら

その中 の神 る。 ح に歸 n に山 等 依の心が强くなると共に他の は怪物と山 [の神的 性質も混入してゐる。 の神とが identify 性質を包掛す 神の觀念はそ されたもの で

結 語

and of る。 が vegetation する神であること。③物産を豐に與へる神である 昔噺等との一 時に交代することは、annual growth and decay of ٤ ば customs や beliefs より interpretetion を行ひ傳說、 研究態度は 次の如くである。 10 以 (4) 稻 致する大地女神を思はせること等 然し吾人は日本の し得たと信ずる。 上に於て所謂山嶽崇拜とは別 the wild であると結論するのではない。否人 (或はその他の穀物) の時期と神の 致を確めて得た山の神の觀念を要約すれ Frazer (1)女性であること。 山 機能方法によつて のそれとは全く違つてゐるか 0 神が death and resurrection を植える時と刈り取る spirit な山の神 が目 cf. (2)出産に關係 ceremonia の意味 the 立つてゐ corn を明 ح

> 觀念を機能的方法によつて、具體的に研究し、 を繰り返へして演じないことにある。 統一に重きを置く宗教學が屢々犯した悲しむべき滑稽 女神たることを主張することではなくて、 もあることを强調したい。吾人の目的とする所は大 などと同列にしてゐたのに比すれば、 的な用意を持つて、 と云へない。然し今迄宗教學者その他の人々 結果に同じ傾向が出ても、 その一部分を觀察して、 意味は全々同一で 大地女神 總べて П1 が、 概念的 の意味 緑崇 が神 槪 ある 地 念

調査の 意を表す筈の n ことをお詑びして置く。 てゐるもの 直は資料は柳田國男先生の下で行つてゐる山村生 同志の得たものを中心とし、 所 を補助とした。 紙數の都合で省略の已むなきに至る 報告者の氏名を付して敬 それに今迄報告 活 z

序 言

極僅 書解 ある。 多く 毘磨の教義を、 あつて、 BB 所 6 過言では 未だ其の の貴い な 毘 南傳 達磨 說 カン は と言 昨 共 0 0 紙數 秋刊行 敎 の教義 敎 阿 無 勞作であつて、 は、 Ø 義 義 毘 ኤ S 形 闲 だ就 Ø 止 Ø 式 達 8 中 然し乍 せ 产 之れ 難 研究では 0 的 な で、 方面 られ 方面 いて の諸論書に就いての今迄 稍其の全貌を窺ひ得 仕 K の縟 Ġ よつ 事 總ての論書を解説しなくては た水野弘元氏の「南方上(1) K を主として 於て始 無 此 Ò 本書は元來論 爲 7 \mathbf{V} 0 0 組 に 爲 書によつ た研究は に、 織 めて處女地を 南方 的 論 そして C て始 極めて 綜合 Ĩ 書 た 一座部 0 B たと言つて 又限ら 0 的 X 0 少い 研 に把握 解 É 崩 所傳 で 究 說 南 座 拓 あ 樣 0 n 傅 L 部 0 は 阳 な 70 で 4 論 7 す Ø た 7

Ø

的 摘 1 1 捆

敎 織 を 0 は

出

寧ろ其 較の上に於て特に興味深いと思はれるもの、 義を全體 ることは に述べ から み得 特徴を全部 部 し す 0 る何 7 特に注意すべ 南方所傳の阿毘 内 な 特徵 涎 に於ける 的に知ることが出來るとも思 て見やうと思ふ。 V であ 等の豫 此れに對する皐見を加へつゝ だ容易で 舟 と言 網 羅し らう。 備 教義發展の過程 ふ様なことより き ない 得たと信ずる者でも決 知識をも持たずして本書 橋 達 今私は、 そして又興味 磨の教義の特徴すら完全 Ø 勿論之れ 4 なら 共 ず、 を跡 は、 0 K Bri にはない よつて 付 有部教義 ある諸點 檿 恐 出來 らく H 達 哉 して 磨 得 南方 叉は し る丈 10 る 0 此 接する 敎 な 4 O ٤ Ø 育方 叉共 組 丧 Ĭζ 方 V O み Ø 0

者 に關

は、

面

K

就

 \sim

7

の卑見を述べることが、

此

 σ

稿

O

Ħ

的

で

あ

Ŀt.

上:

座

南

阿

毘達磨

の数

義に就

ける補足に過ぎないものである。 て、 言はゞ、 水野 氏 0 解 說 K 当す る或る部分に於

悲論 配列せられてゐて、 磨の發達した教義を知る上に最も重要な論書であるこ 利上 が中 説く部分は俱含論 詳細なことである。 で あるからである。 とは恰も有 を以つて纒められ 力はしたが、 とを除く他 は 論書 殆 隔 次 ど興 りを感ずるの 座 心である。 に共の資料に就 其の中 部所 皌 殊に俱含論等に 心で七品 傳 が無くて倶含論 部に於ける大毘婆沙論 でも殊 何 0 阿毘達磨 何故なれ と言つても清洋道論 唯此 は、 Ø た所のも の大部分に相當する 界 所が 然も其の定に闘す に悲の地 \vee ċ 止 の清淨道論 根 親しみ 址 0 0 ば佛音の清淨道論こそは、 は成るべ 教義 で言 の定に 論 のであつて、 世三品に相當するもの 0 bhūmi 組 がが ある我々が、 ばそ 闘す とも く廣範圍 織 に於て、 始めて體系的 から 即 ち Visuddhimagga 所 比すべ Ō る部分は る部分が 戒定慧の 巴利 定 の清淨道 有部 腰の對象を 品 に亙る様努 或る意 きも と破 0 順 な組 我 極 所 ßnJ 毘達 傳 論 我 氼 8 厅 0 巴 で m 10 て ic 咏 で 織 0) Ø

> べる各項も出來る丈俱含論等と同じ順序に從つて あつて我々には此 の部分が最 も興味が 深 S 以下に 配 述 列

Œ

L

た積りで

ある。

佛 敎 红 鑑 **贴社發行** 一佛 教大學講 座 筇 + [0] TC. 本

刀 大 糆 色

標準が 對する 恒に 爾傳共 あ て南傳に於ては、 持攝熟長であると爲して一定してゐるが、 tarūpa る。 VЦ 共 大及び四 b 無いことく、 の自性は夫々堅濕煖動 「同様であるが、 12 0) 就いて注意すべきことは、 から 種 大所造の 决 10 清淨道論等の説明を見ると、 及び水界を觸處より除くことゝ 訛 其の中で四大郎 カン 色 れて 3: 色蘊と名付けることは わ であ 7 b 共 非 有 Ø ち大種色 間 部 Ø 作業は の論書 之れに反 1 定し 之れ bhū• 夫 南 で K 16 で た し ÷ は

とが何 或る法を説明する場合に、 pasa と起 であ るかを示すことによつて、 paccupatthāna と足炭 其 0 と 法 の î 簡單 相 padatthāna に其の法 lakkhaṇ a

と味

141

大は自己以外の三大を足處としてゐるからである。ゐる。但し此處に足處が示されてゐないのは、夫々四に就いては、其の相等は次の如きものであるとされての常に用ふる所の一つの型であるが、今四つの大種色の常に用ふる所の一つの型であるが、今四つの大種色

火界-水界 地 風界 界 こと。一滴り流れる ъņа paggharakakkhala-支 uņhatta 熱きこと。 固いこと。 和 持。 と。 建立處たる ること。 成熟せしめ blūhana patițțhāna paripācana 擴がること。 動くこと。 (味) と。 な でするこ maddavān-ること。乾燥せし sampaticc. を容するこ と。出すて sangaha hana uppadāna 起 Ď

2れは清淨道論の第十一章三昧品 samādhiniddesa

samudīra-

abhinihāra

南傳阿毘達磨の敎義に就いて

共の外に有情と稱せられる質體の存在しないことを知 するに我々の肉體も分析すれば四大の結合に過ぎず、 く中に出て來るものであるが、其の四界安立とは、 に於て四界安立 catudhātu vavatthāna 處 つて、我執を離れんとするものであり、 である。從つて此處に言ふ四大の相等も質は四大一般 では無からうと思ふ。然し乍ら次に述べるもの 見て、矢張り之等の説明を四大の一般論と見るも誤り 蘊品 khandha niddesa に於て、大種色一般を說く場 する要素としての四大に對してのみ妥當性を有するも に就いて述べたものでは無くして、 の一般論では無い様である。 り」(Vism P. 443.) と言つて別に說いてゐない所より 合、「其の相と味と起とは四界安立に於て旣に言はれ のであるとも考へられるが、 kammaţthāna の中の一つに數へられてゐるも 卽ち淸淨道論 然し清淨道論の第十四章 我々の肉體を構成 彼の四十 の修習を説 に於て四 は四 の業 팿 O

硬い相のもの yam thaddhalakkhanam は是れ

安立を說く中に更に又次の如く言ふ。

る相のものは是れ風界なり」(Vism P. 351.)と。相のものは是れ火界なり。支持 vitthambhana なる相のものは是れ火界なり。成熟 paripācana なる

叉言ふ。

ābandhahhāva 或は流るゝもの dravabhāva は是 samudiraṇa 或は熱きもの るもの を爲すもの れ水界なり。 。 此の身に於て硬いもの thaddhabhāva kharabhāva は是れ地界なり。 vitthambhanabhāva 成熟せしめるもの は是れ風界なり。」(Vism P. 351-2.) uṇhabhāva は是れ火界なり。支持 paripācanabhāva 或は動くもの 著するもの 或は堅な

立され āpvdhātu pathavīpatiţṭhitā 火によつてて離散せず、摧破されない。……水界は地に於て建いる 風界によつて支持せられ vitthambhita てゐ

と。 又、

「此の身に於て……地界は……水界によつて攝受せ

lalakk・ 守護され、風によつて支持せられてゐて……(火界風lalakk・ 守護され、風によつて支持せられてゐて……(火界風lalakk・ 守護され、風によつて支持せられてゐて……(火界風lalakk・ 守護され、風によつて支持せられてゐて……(火界風

cca を夫々次第の如く、 界をば固き kakkhala もの、 962--6 を見るに、 bandhana と成熱 paripācana と動 samudīraṇa とで あると爲してゐる。 udhanattaṁ rūpassa、火界をば煖なる 水界をば濕なる つに分つて、其の一々を説明してゐるが、要するに sineha 🗢 ⊘ 🕻 色法を地界等の四と所造色との五 次に法聚論 dhammasangaṇi 受持 堅なるもの 色の結著せること ban samdharaṇa usmā kharagata と結著 もの Ś 地

にその

こ々の

特性を見るならば、北傳の共れと比較して如何にる。之等によつて南傳の阿毘達磨に於ける四大各

tattam thambhitattam rūpassa

として説明してゐ

風界をば色の動揺すること、膨張すること chambhi

じ語 を除く残り全部は南傳の阿毘達磨中に於ても亦其 の言ふ堅 攝 或は其の類語を見出 sangraha 濕 熟 pakti 長 vyūhana sneha 煖 uṣṇa し得ることにも氣附くであ 動 ırana の中、長し 持 0 Ϊij

らうら

無對であつて、 言ふに之れは法處

唯

意識の對象となるのみである。

Ż

0

輝で

あ

る。

從つて共れ

は不

ΪIJ

見

D 所

攝

で

あ

る

かと

法聚論 除 garuka 輕、lahuka……」と言つてゐるから、觸處は kakkhala 軟、 挪 三大の外に周 大を攝するのみである。 所造色をも含んで (☞ 648) では觸處を分類して∵地界、火界、風界、 は觸處と言へば四大全部と及び其の外に、滑澁 水界が常に觸處より除かれ カ 次に注意すべ sukhasamphassa れてゐるので、 で所 造色を分類してゐる所 軟等をも攝する様にも想 muduka きは、 絕對 **ねるが、** に許 法聚論 南 苦觸、dukkhasamphassa 滑 Z 然るに之れに對 傅 南傳では觸 n に於ては觸處中に所造 てゐることである。 の阿毘達磨の特徴として、 な saṇha V Ø (\$ 596) である。 粗、 處 は 'n して、 は pharusa るが、 地 共れ故に 火風 に觸處が 法 重等 有部で 色を 聚論 ñ 0 Į. 樂 团 ľ 0)

> 属性として解釋してゐる。 とは明瞭である。 のである。 の三大に通じ、 法聚論註 (多660) では觸處中 從つて觸處は地火風 固 等の 然らば水界は何れ 残り 即ち樂爛と苦觸とは 全部は地 の固軟等を地 の三大のみを 大に属すると言 华 掃 の三大 地大 するこ 風 جۇ_

> > 443

る。唯か」るでは觸處を有對す る時 ghattana によつて執らるべきも 堅なるもの、 如く法聚論に於て、 るか、未だ私には解らないが、 のみを特別に取扱ふのは如何 れに對して地火風の三大は身職の對象であつて、 こと」と言ふ字を以つてしてゐる事 は 唯か」る取扱ひに對する一つ 此の水界の解釋 一と爲す 火界は煖なるものと言へるに對 水界を説明するに、「色の結著せ に對 して、 は所謂假の なる理由に 此 水 の手 界を無對と爲 の爲に法聚論 0 であ であ 水界とは餘程 懸りは、 0 よるも る。 て、 抓 比 地 间 に於て のであ ζ して見 してね 衝 異 界 水 述 る 駅 松 は 0

南

傳

阿

毘

達磨

の教義に就いて

た、

言はゞ「色を結び附ける性質」と言ふ様なも

Ď

を

身識によつて識られるが、 斯く論するならば風界をも水界と同じく無對とすべし 界を説明する時にも、 意味するのでは無いかと想はれる。之れに就いては風 對象では無いからであると考へられないこともあるま の動揺すること、 \checkmark との難も有り得るが、然し色が動揺し膨張する時は、 膨張すること」と言つてゐるから、 同處に於て水界と同じ様に、「 色の結著せることは身識

の

飪

ĵ 清葎道論の英譯者は相等の四を次第の如く、</br> te cause と譯す。 racteristics, property, manifestation, proximacha-

- 2 Vism. P. 365
- 3 Vism. P. 443-1
- 4 業處とは四禪を修める場合、 中する所の對象になるも 十を敷へてゐる。「 解說」 のを言ふらしく、 九 其れに向つて心を集 九页參照。 之れに
- $\stackrel{\frown}{0}$ 大の所作として説明されてゐるも 低しこれは 腰等 0) Ъĩ. Ø であ 根に割す る。 る

Ρij

五根と、

及び色の積集等の四つの相色に就いては次に

以後の論書は心事を加へて丑四とし

ayavatthu

を除いて廿三を數へ、清淨道論及び其れ

してねる。

jį: Ø 中で

5

辭書になし。英譯による。

7 從つて觸處は粗 olārika であり、 るに對して、 であるとされてゐる。 水界は細 sukhuma であり、 近 santike であ

廿四所造色

處には所造色を含まない 處の一分に牧まるから、所造の色も同じく五根と五 攞の色(但し前述の水界を除く)とであつて、共の法 四境(觸境を除く)と、及び無表色を含まざる法處所 無い。)之れに對して南傳の阿毘達磨では前述の如 の色である所の無表色とであるが、 廿三の所造色を立て」ゐる。 處所攝の色に十五或は十四を數へて、合して廿四 (但し觸處の一分を除く)と無表色との中に攝せられる。 、此の無表色は、 有部では色蘊と言へば五根と五境と、 有部特有の教義であるから南傳に から、 即ち法聚論では心事had 所造色と言へば五 四大は其の中で 及び法處所攝 一或は 根と べく觸 は 慖 境

める 根 弗阿毘曇 注. 有部と殆ど同様、 よりは餘程抽象的であり、 土臺となるものである。 る。次に心事は清淨道論に到つて始めて所造色中に 攝の色としての命根は、 後に言ふ心所法中に攝せられるので、 と無色の命根との二種に分れるが、 ける意趣であるらしく、 象的なものとなつてゐる。 男根は、 5 は 四境に就 意すべ vacīviññatti れたものであつて、 般的に言 種 |論の解釋が最も之れに近い様である。次の命(4) 有部の考へ方と比較すれば、 の精氣とも言ふべきものを指して、斯く名付 き點のみを指摘するに止めて置く。 いては特に注意すべ へば、 の考へ方は、女・男根と同様に有 次の色の輕性 rūpassa lahutā 南傳の阿毘達磨では有色 次の身表 意界意識界の據り所、 其の有色の命根の方の 北傳の諸論書の中では、 次の空界 ākāsadhātu 即ち女男をして女男なら きものは 其の無色の命根 kāyaviññatti 此處なる法處所 南傳では餘程 無 V_o 色聲香味 足場 み 次 の3 女 Ō で 命 は 語 部 加 あ は 抽 根

あり、最後の段食は亦有部と比較すれば餘程抽象的なañāatā の三つは極めて通俗的な考へ方に據るもので軟性 rūpassa mudutā 色の堪任性 rūpassa kanım-

夫々項を改めて論するから、

此處では其の他のもの

7

蘣

1

もの」樣である。

集部七、 rūpassa santati √ 色生は其の原語が (Vism P. 450) では異執として排せられで居り、 睡眠色 middha-rūpa を立てることは、清淨道論 と色生とが餘分に加へられて あらう。 の説明より見て、 upacaya と同じものであり、 ٤ で 脱道論では廿六の所造色を立てゝゐるが、 げられてゐる -11-(Vi-sm なつてゐるから恐らく巴利の色の積集 色坿長は、 四所造色の名目は |参照| 干渴龍祥氏譯、 解説道論で廿六になつてゐるのは 450) 後に之れを說明してゐる所では が、 恐らく巴利の心事と同じもので 説明は全く省略されてゐ の舞である。 に隨ふ限り色の積集と色の j**ā**tirūpa 「解説」一一五頁に纒 解脫道論二〇四頁、 界處色又は處色は其 **ゐるからであ** ならば、 (國譯一切經、 清淨道: rupasso る。 るが、 睡眠 共 め 7 作.

南傳阿毘達

際の教養に就いて

四

2 ٤ ことは注意に價する。 ι 類 めて凱雑なものであつて、 整然と分類 有部で色處等の 頁に出てゐ 形色とを自らにして其 其れでも色處の説明中、 を列擧し 想するも 九頁以下に於ける色處 赇 たに過ぎないも されてゐるのに Ø) ح で る ٤ 'ある。 Ŧī. は 處 精 之れ 海道? (觸處を加ふ)が 其 祭 は O の 論 唯漫然と其の 北傳の所謂 比較すれば、 法 明 で 中に含んでゐ のであるが、 O 聚論 四處 は かに法聚論 四四四 の説 の説明 顕 夫 眀 伙 種 極 は

3 其 女男根以下段食に到る十一と、 大種を足處とするからであらう。 處に足處が説 道論で所造色とせられてゐるもので と顯示すること、itthi ti pakāsana の中、 味であり、 の積集等 itthibhāva 先づ清淨道論四四七頁では、女たる狀 裝ひākappa の因たること kāraṇa 女根に就 が其の起であるとされてゐる。此 の四つの相色との十五が、 カ 女の根 linga が其の相であり、「女なり」 れてわない いての南傳の説明を見る 相 nimitta Ø は、 後に述 男根は あ が其 る

> 有部 頁上) は、「云何んが女根なる、 ゐ とか言つてゐるのとは大いに其の 右)とか、又は「女根の 處少しく餘處の身根と異るが故に」(俱舍三卷三丁 たら く女男根は南傳の阿毘達磨では、女男をして女男 る所のものが女根である」と言つてゐる。是くの 女たること、itthatta 女たる狀態 itthibhāva であ を爲してゐ乍ら、 女性女勢分女作用 し鼓縢の如し」(婆沙十三卷正藏計 女に取つての女根、 あるとされてゐる。法聚論一四三頁でも同樣に、 根に順じて同様である。 根)の潛色の如くに一切の身體に逼滿せるも 部分其 るも が 身 のである。 B る 根 Ø Ъ *の* 種 のを言ふのでは決して無い。 部 の精氣を言ふのであつて、 其の次に到つて、「此れ復云何。 を別立 法 なり、」と極めて 蘊足論十 女相、女の行儀、 極微 して女男根を立て、「此の そして之等女男 は女形中に住して猶 **a** 謂はく、 趣きを異に 南傳に近 藏廿六卷四 七卷六三頁中) 女の裝ひ、 女の女體 根 從つて 肉體の い解 は 九 L 九 7

(正藏廿八卷五六〇百

受を發生するを、

是れを女根と名づくごと言

て

是の處に於て男と交會すれば、

ıþ 7

は合利弗阿毘曇論五

體的な考へ方に陷つてゐる。

はく

臍輪の下、

膝輪の上、所

有の

的身筋 平等領

納

う。 あるものが、南傳の考へ方に最も近いものであら 形、女相なる、是れを女色と名づく」と言はれて 上)に「云何んが女根なる。若しは女、女性、女 上)

- (4) 命根に有色と無色との二種を分つことは法浆論に
- 5 有部でば身表の體は形色であり、 共 ĸ すのでは無く、 面 二三―五頁に據れば、 反して、 身語表に對して、 して卻けてゐる。(俱舍十三卷二丁左以下) であると爲して、 れを身語表と爲したも 傳へることを得る、 に顯はれた相 清淨道論四四七—八頁、 其 جه 斯る外面的なる觀察を爲せるに 行動を身表の體と爲すを異執と れ等によつて自己 語音のみを取つて、 其の間 南傳の O 7 如 に 阿毘達磨 ₹ 又は法聚論 証 種 で 信の力を 患をの體 あ の意趣を他人 る 身語表と為 では單に外 認め は音楽 有 註三 部 T
- 6 ? 有部 之れは は香 ĸ 頁 であるとさ 其 ~ に於ても 味觸 れ は では段食に粗 1有部 'n 斯くの であ ょ れ 空界と名付けて、 の空 つ 如 て ると爲してゐる てゐるものであ $\hat{\langle}$ 有 ākāsa 情 粗細を分つこと無くして、 細を分ち、 が生命を持續することの出來 即ち 其の 虚空無爲と異り、 が á 明 闣 清淨道論 粗なる段食の を體とする顯色 四五〇 一様 體 有

が無い も拘 然し 能力あ る所 ば 粗 であるらしい。 粗なる段食と同じく、單なる食物と言ふ位 食なるべし)の上に想定されたる所の、我 細 4, らず、 を 影光炎凉塗洗等のことであるが、 作ら法聚論 我々の言ふ食物(これが有部の所謂) の荣養素 oja Ø 分つことは る一種の精力を意味するものと想 は全く不 南傳 0 次に有部に於て細なる段 (8 646) 可 阿毘莲勝中に之れに對する説 阿含尼柯耶以 が解であ のことであると為し 迄遡ると, 來の常識であるに 斯く段食に 殆 ☆食と言 ど有 は 々を養ふ 籼 O れ ts 意 . る。 る 部 赇

三 有資糧限と淨色限

色限 は共 ckkhu 肉眼 單に「眼」と言へば此の有資糧眼の方を指さずして、淨 明を見ると有資糧限は有部の扶塵根に相當し、 を有資糧限 法聚論註六一五項に限處を慧眼 の方を意味すると想はれることも亦、(3) の勝義根 mamsacakkhu との二つに分ち、更に其 との二つに分類して説明してゐるが、 sasambhāracakkhu と浮色眼 に相 當するもの ⊿様である。 pannacakkhu 有部 そし pasāda 典の說 して普通 淨色眼 説が扶 の肉 ٤ 服

南傳

Бij

理

達磨

O

教義に就

v

て

勝義根の考へ方と同様である。以上のことは眼根

註

以外 根、

の他の四根に就いても同様であらう。

1 る。 + 法聚論註の説明によると、 と想つて してゐるとされ、そして更に次の如く說明してゐ 世間 廣說すれば四十四の では白き大なる擴がれる廣き眼を眼 資糧即ち 有資糧眼は略説すれば 構 成要素を有 なり

第である。

3 Vism. P. 445

四 三相 一説と四

相

da 住 jaratā 色の無常性 rūpassa aniccatā 名付けたのである。次に四相色とは之れも斯る熟語は 苦無我の三相のことであるが、此處に言ふ三相 入してゐること、 る南傳の けたのである。 於て、(清淨道論 (P. 452.) も同意らしいが、)相 阿毘達磨義論 abhidhammatthas-ngaha (P. 27) 存在しないが、 と異り、 lakkhaṇarūpa と言はれてゐる所からして、斯く名付 られてゐる所の色の積集、 **清淨道論で三相** thiti 滅 bhanga を、有部に倣つて假りに斯く 有部の四相説に相當する所の南傳の生 阿毘達磨に於て、 即ち此 南傳に於て法處所攝の所造色中に數 換言すれば南傳に於ては、 tilakkhaņa Ø 項 所 色の住、 謂三 は、 と言へば必らず無常 相說と四相說 清淨道論を中 色の老性 rūpassa の四つが、 清淨道論 とが は之れ 心とす uppā• 色 攝

かる。

住して居

ŋ σ̈

腱の糸によつて脳に縛り付けられて

す

憂で

(真の)

眼を想はず、(斯く真の眼

0

土

(所の其れ等の)ものを眼なりと想ふ。

れ

は ある

內

塊りであつて、

H

akkhi と言ふ家に

又其の原語も知り得ない。職者の御教示を待つ次 の上に、 未だ其の語あるを見出し得ず、

75

製作された頃三相説より

3,

らちと思ふ。六是獲智より正

班

顯宗に到る有

あるらしく、

恐らく支那の

註

釋家の は餘程後世 の諸論書の上にも

創造せ

る所

のも

O

2

勝義根、

扶塵根の考へ方は有部

patibaddho 所のものゝことであるとされてゐる。

資糧眼中に閉ぢ込められてゐる

ettha sito ettha

と言はれる」と。之れに對して淨色限とは此の冇

ば黑くなり、……其の眼が是れ有資糧眼

痰が増大すれば白くなり、

膽汁が增大

なり

顯はれてゐるが、然し斯る名稱

448

四相說へ移らんとする形勢

ふ譯であつて、言はゞ之れは一つの臆説に過ぎないと然し斯く斷定するに就いては少なからざる不安をも伴つた? と想はれることを言はんとするものである。を示したが遂に所謂三相説を脱し切ることが出來なか

も言へる。

却つて生住滅のことが諸(2) を見ると、 を採用してゐたかに想はれる。然し乍ら再び清淨道論 第の如く生住異滅 生に配當することが許されるならば、 配當するも誤りで無いことを信ずる。 道論の説明より見る時は、 あつて、これには相當の困難もあるが、 が 何人も異論 色の無常性を夫々四相 れより推論 如何に 先づ四つの相色に就いて見るに色の して「生」に配當し得られるかと言ふことで 生住異滅のことは何 すれ の無い所であらうと思ふ。 ば、 0 四相に相當する譯であるから、 南傳に於ても有部と同じく四 説の住異滅に配當することは、 處に說 大體に於て之れを「生」に かれ 處にも説かれて居らず てねて、 問題 住、 そとで今之れ 四つの相色は次 然し私は清淨 色の老性 は色の積集 之れが共 相 之 說 を

描なり jarā つて、 にもある如く、界說論 dhātukathā れたるものであると言つてゐる。之れは校訂者 498 ff)その有爲相としての生老死とは「生は二蘊の らざる生老死とあることを述べてゐるが、 單に有爲相とも名付けること無く、 三つを立て乍ら、 kkhana 雑にするものは、 となるのであるが、 色の積集等の四つの ことには殆ど疑ひが無い。そこで之等生住滅の三つと の説明よりして、有部の四相説に相當するも とされてゐる。之れを佛普の註釋 界の攝であつて、 死 marana に夫々有爲相としての生老死と、 即ち界說論一 jāti dvīhi khandhehi sangahitā」 等と言は の考へ方である。 之れ等を三相とも三有爲相とも又は 南傳に於ける有爲相 三蘊十一處十七界の攝ではな 五頁によれば、 此 相 の問題に關聯して更に之れを複 色とが如何に關係する 即ち清浄道論では生 (一一九頁)では「色 却つて生 生老死は二蘊一 に出づる句で sankhata (Vism jā ti Ö 住 で 7, 下 間 あ 滅 a P ぁ 註 處 老 題 0

南傳阿毘達磨の敎義に就いて

の生は色蘊の

(攝)

であり、

無色の生は行蘊の

(攝)

る。

之れより見る時は佛音の頃の南傳の教義として

老死も亦之れと同じ方法である。」と言つてわ

である。

有爲 心所法 なる。 [/4 所 性 ならない。 7 行蘊の攝なる有爲相 てゐたことになる。 を意味することになる。 0 性身軟 言ふ色の積 ねるので**、** 擬してゐるに對して、 にのみ之等四つを立て」わるのであるが、 0 相に色蘊 を別立して心所法中に描することを爲さず、 色 の軟 即ち淸淨道論では前述の如く一方に於て色 0 抻 積集等 そして其の各々に生老死の三 10 從つて此の色蘊の攝なる有爲相は、 攝 性、 其れは必らず法處所攝の色法でなくては の攝 心軟性、 じ 集等の四つ 色の堪 O .7 四つに對しては る なる有爲相 と同一 F 此の中で 任 Ė 身堪任性、 他方後に言ふ如く身輕性、 性を別立 そこで更に次のことが の相色と極めて接近し 0 同じく法 處 ٤ 色蘊の攝なる有爲相 同 行蘊 心堪任 し 無色の 一處所攝 て法 0 種があると説 の攝なる有爲 界に 處 性を別立して 積集」 の色で 所攝の色中 攝 遡つて界 問題と たも 今此處 でせら 练 帷 の輕 あ は、 相 は 14 O る Ø N V.

> 死であると言つてゐることである。 色薀の攝なる生老死と共に之等を有爲相 れて居り、 説論に到れば、 には充分なる解答を與へ得るだけの準備 次のことだけは想像出來ると思ふ 清淨道論は之れ等無色の 行蘊の攝なる無色の生 之等に就いて 生 老死を取つて、 老死もあるとさ が無いが としての 今私 生 老 伙

し

三札 含で **属すと考へられて居り、** 經說を引用して四 sankhatassa sankhatalakkhanāniであると言は tassa と言ふことは阿含や尼柯耶に於て生 uppāda 住異 見ても明かであ ゐることによつても想像せられ、又俱舍や婆沙で此 なるか二なるかに就いて論議を生じてゐるに 般に四相説よりも三相 は三 よりは生異滅と言ふ三相の方がより古いであらう aññathatta 一相説を廢 る。 相 L 壞 そ四 今生老死と言 説が佛教なることを證し、 vaya 三相 相説を建立する爲に、 説の方が古い時代の成立 説の中でも生 の三つが有爲の有 ふ有為 和 住 は 此 诚 更に供 を言 住異 よつて thī• 生 n 10 は \$

住異、

壊に相當するものであるか

5

有爲相としては

易の 有爲 易共 易其 等の て ? 更に なる生 最古 が 相 事實として 意味する様であ らう。 ijτ 說 뒘 で 相 0 四 傅 相 0 清淨道論 あると言ひ 恐らくは其處に有 てゐると想はれることは前 カコ のもの を有 では 法聚論 老死 \$ Ъ を ħ に於て必ず 色蘊 た所 のでは そし Ō 爲 無 四 は恐らく此 に屬する譯である。(但し有爲相 こ北 扣 V 或は變易の 相 Ø の二蘊の 0 K @るから、 5 得ら 無く、 說 廿三の所造色を 攝なる生 と名 が、 說 今言ふ所 明 しも同一 の場合之等色の積 に據つて解釋する結果となつた 諸法 れる 付 を見ると之等色 色法 攝 け 部 れ た の上に 原 若 カン 老死 等 0 なる 界說論 理で 四 でない。)然るに此 b 0 否 派 L i. 有 0 生 0) カン 0 のみ教義的 とすれ K 列撃す Ø 一老死 あるとすれ 爲 ĮЩ 纐 述 色相 相 灦 就 0 は 相 所 集等 n を は 0 $\sqrt{}$ 說 說 如くである Ø ば 積 た具 7 る 中 0 有 \$2 0 ૃ 集等 部 た は 0 41 影 に發達を遂げ で、 之等 體的 變易 ば 明 [/Ц 種 脈 0 響をも受け Ø 0 <u>色</u>の 槪 の生 の連 色 加 0) かい は、 00 をも有 之等は 念は なる變 で 蘊 界 ĮΨ かい く 0 有爲 關 相 は變 ので 積 老死 6 說 無 0 攝 悄 漇 を 集 を 諭 V

あ

0

集等 とる。 19 於て、 ł) 行蘊 く 前 色の 11 爲相と言ひ得るであらう。 かい \bigcirc 言ふ行蘊の 考へられ Ø して別立されなか 無色の法には變易の相 積 有爲相 6 爲 も大なる原因 老性 和とし یَ 0 集 0 0 7. 身輕 共の 常 ĮЩ あ 等 攝 場合の方が事實に Ö な は ると想は K 詂 たる所の老であ Ø ĮЩ ての生 性等を心所法と名付けてゐ乍ら、 る 攝なる無色法の生老死 解釋とよく一 非ざる老 7) つの原理 共 を別 心所 内容として 0 の一つは、 儘 n 九 つたのは、 法 一老死で 因で とし 共 る。 は、 Ľ の背後に 7 が見られない かくて これ あ 近いで 壊れ の生老 7 致 ると言つてゐる此 は 然し つたで 後に言ふ如く旣に して 0) 無 を心 ---たる歯 清淨道論 V 四 法 無 あらう。 わ 死を説明するに、 と言つて居 清淨道論 聚論 所法 が、 る所 色 相 はあらうが 說を豫想するもの Ø からし khandicca と言つ 積 より 清淨道論 K に言ふが 出づる色 集 次 P. 見 の解 Kζ b 之等 と青 法 等 て 界 て、 498-50 更に 共 ね 聚 如 に於 說 0 粿 奪 共 無色 خ. ح 恐ら 諭 0 な 韶 174 n が 共 積 ŀ ٤ T չ は

南

傳

111

毘

蓬

M

教義に就い

τ

では決

し 7

無

V が、

少く共清淨道

論

に於

ご此

O

ĮЦ

を法

に 16

處所攝 ることに 一相說と四 傾 V てゐることは略明 の色法とし b 亦 相 說 疑 とが Z て解釋してゐる其の解 Ø 餘地 混亂して入り込んでゐると想は が 瞭であり、 無 S 從つ Ē 粿 南 が 傅 四 K 於て 相 n 說

註

1 を 立 ٤ 以 は b hinibbatti わ ٤ 四 upacitarupa を足處と為してゐると言ふ。 ٤ ر ۲ ya を相と為 浴道 五〇頁には「 る 萷 Ø なし、導くこと niyyātana 或は成滿されたる → pubbantato rūpānan ummujjāpana paripunnabhāva を起と爲し、 の古 仨 が、 集 註釋 atthakathā (恐らく七 攝である。Jと言つてゐる。 てることも 旭 論 upacaya レ 其れによると先づ色が最初 註なるべし)を引用して、 四 Ø) liri つく pц į が 九 ある 堆 あ 他 廿四の所造色以外に生色 頁に據れば、 と住 pij ` 積であり、 るが、之れは 0) 際より 4, のが積 santati 0) ¥, 集で 亦 して色を生起せしめる、色の積集は堆積 ac 1: 之 との差別を論じて 偷闹論 起 ぁ 等の 色の 論に對 積集され ŋ U 堆積 積集と J: 0 に生ずる ab ふあ に他 四四四 更に之節 する佛 jātirūpa ācaya 又同 九页 る (T) 色の た を Ø) ¥, る z: K 諭 色 る` Ø 0) 住 狀 账

> b 理 相 511 說 MC ること *6 0 積 積 ٤ 色と 毘 常すること は 併 巾 卷 솬 集 が Ĩ, を 4 29 逵 がこ 生 0) 磨義 て考 示し pq 背 類 丈 此 Дli 住 七耳 は 似 は 色 何 O 異 れて ڼ て、「以有爲相義 諭 b 眀 0 ts 堆 滅 へべき 中 ø 11 ĸ カュ 嵇 る 積 Ø 0) — 集が 游 ~ **ねること、** 就いては、 理 を 生 では、 | 秤道論| で あ rΗ 相と爲してゐると ĸ ある。 ,時間 資料たり得る 相當する譯 る。 による 其 ~~ 尙 的 れ等 及 逆に ح ĸ カゝ ٤ 色の 色の 不明 び解脱道論 Ø T が 四 色 ~ 5 相 積 譯 0 0 住 あ で 集等 言は 積集を「 より 7 0 らら 色と言 で あ 相色と Z あ る。 るこ (正藏 ŋ 以 れ が、 O) は 24 riff 何 7 生に ٤ れ つ 뗃 K れ ゐ 色 が る

- 2 次項參 ÃU
- 3 V١ ٤ 老に就い 0 あ る ح ٤ T 玄 は 唯 說 < 0) 有 爲相として み ۍ • 界 說 諭 σs 老と然らざる を 引 加 1. て ZЭ

氏

4 5 署し 三相 **清释道論** 佛 四職者、 教學協 說 Ł 會年 12 P9 **大德法教、** рų 相 九寅に 報第 説とのことに 气 於ける色の老性の解釋に於 童受、 七 就 喻量 六頁一七頁) V. 論 7 0) は 研究」 宮本 参照 _ E Œ 鯙

住

であると言は

れて

る

ర్మ

從つて

厳密に言

ĸ

達

義論

9

29°.

Į۲

出づる所であつて、

は

Ш 層

ટ

は

e(c) vana の刹 部教義の一特徴である所 計算すれば十八刹那となるら 有してゐると言はれてゐるが、 は暫住するものであると爲してゐる。 く生住滅 る ば、 法 る Ď と想は のに 那 7): 之れも生と滅との刹那を加へると九刹那になる 心 を加 心法 利 ō の三つを立て、 對して、 ぶかれば 'n 如 は最 那に具 3 叉色法 小 は通常? 三刹 匠 清淨道論 (有する所 利那 那 は 然も刹那滅を説かずして法 0 -|-を有する譯である。 刹那 住す 六 -6 Ø P. 刹那 0 四相であると爲して、 (Vism っるか Ō 滅との矛盾を會通 613 f) 心の であ ら 量郎ち 即ち一 るか 7 では前 共 601 P. ¢, Ø 生と滅 般的 -[-速行 同 刹 述 心して 675. 那を に計 樣 0 ja 體 **7**i Ł 加 15

şι

鈓

1 北 0) 遪 うり文 意 稍 ijj 瞭 扩 絥 < ŧ, 斯 解

大 14 聚

義であ 之れ る。 は南傳阿毘 今色聚 滨 rūpa•kalāpa 炒 0) 特徴とも言 と言ふ名称 કે. ~ き重 は攝 上要な教 阿 毘

> 義論 毘達 說明 は諸

70

說

南

傅

Birl

毘達房

の教義に就いて

隨一不滅」説にも比すべ odha を一にし、 る數の上に於て一 と言はれるのであ 合して存在するものであつて、 と差界とを除く) と言ふ。卽ち四大及び四大所造の色法(但 も見られる。 注意を要する。 くに存在するもの てわ 赠 明に當て填 に説か L 處に於て之れに關說 幾多の 義論 た がが ない れた 迄下 無い 色法 *1*); 攝阿毘達 6 めて見るに、 所依 般論を以つて、 が存在する場合には決 然し なくてはならな ので、 所 致 る。 が夫 して が 八々生 此 從つて供含 では無く、八乃至 nissaya を一にする意味で |磨裟論の解釋に従 思想とし 72 之れを理 して きものであり、 0) 法 る uppāda はゐるが、 相 Ď 此の法相 共の結合 K は、 ては既に清淨道論中 解す 就い 清淨道論 S 0 偶然の 有名 を一にし、 る爲 5て清淨道 共 に翻 0 之れを纏 殊に「八」 十三種 Ĺ Ĺ な 0 へば、「色聚」 する限 には、 ご 掃 醅 規 四 八八 に散説され つの 合とは Snf 則 論 事 一づ」結 毘 から 獨 滅 nir 但 攞 X 俱 相 あ 達 15 な ſñĵ て 10 聚 部 生 丝

清淨道

論

磨義論に據つて、 決して矛盾しない様であるから、 さて南傳の阿毘達麼の諸論書 此の教義を簡單に窺ふこと」する。 (清淨道論及び共れ以 今は暫らく攝阿毘達

從へば、寒とか熱とか言はれる所の、火界のことであ 言ふ「時節」とは、 後?)では、色法は四より等起 samuṭṭhāna ると言ふ。所で廿八種の色の中で、 心 cittaと時節 のであるとされてゐる。 其の四とは、業 kamma と utu と食 āhāra 攝阿毘達磨義論(P. 28.)の説明 とであつて、 四つの相 色は何 此處 するも 12

就いて等起の關係を見ると、業より等起するも より等起するものでも無いので、 心より等起するものに十五、 残りの廿四種 時節より等起するも のに十 の色に

の色法があることになる。即ち表示すれば次の如くで のに十三、食より等起するものに十二、合して五十八

Ŧī.

+

四の色法

る

| 業

等起色(18)— 男根, 味、 眼、耳、鼻、 地 命 水、 根 舌、身、女根 火、風、空界 心事、 色、香

=

色の軟性、色の堪任性、 身表、語表、 聲、 色の輕性

心

等

起色(15)-

味、地、水、火、風、

容界、 段食。

塵、色の輕性、 色の軟性、

時節等起色(13)-

水、 火、 風、

地、

色の堪任性、

色

色の輕性、 色の軟性、

色の

食等起色(12)-

堪任性、 但 香、 味、 地

水、火、風、空界、段食。

が必らず共に結合して存在するかを分別するもの 以上の五十八の色の中で、四つの容界を除く殘 が夫々存 在する場合に、 少く共 殺何 が つりの 0 此 色

之等十七種の色法が幾何かづゝ有機的 等起する十 七種 0) 色法容界 左除く) に就

いて言へば、

先

15 業より 處に「色聚」と言はれるのである。

ある。先づ色澤 vaṇṇa(色に相當す)、香、味、紫養結合して存在する其の場合々々を數へて見ると、九つ

色 avinibbhoga-rūpa と言はれて、純なる八者一具 su-素 ojā(段食に相當す)と四大との八種の色は不分離

ddhatthaka を形造つてゐる。卽ち此の中に攝せられ

てゐる八種の色法は、 恒に俱行 sahavutti

してゐる

3

法が存在すると言はれる以上、之等八種の色は必らずれば之れは色法等起の最小限度である。即ち茍も色必らず之れと結合して存在しなくてはならない。換言ので、之等の中の一つが存在する時には、他の七種も

であつて、其の伴はれる色法の種類によつて次の九つらず、之れ等に更に幾らかの色法が伴はれて生ずるのと食とより等起することはあるが、業等起の場合は必ないのである。所が此の純なる八者一具は、心と時節其處に存在する譯であつて、之れより少くては有り得

、命の九者一具 jīvita•navaka.

の場合が成立する。

根がある時には、「純なる八者一具」も恒に俱行

命

南傳阿毘達

磨の敎義に就いて

へて九種の色法がある譯である。 するので、共れに命 jïvita(命根に相當す)を加

455

2、限の十者一具 cakkhu-dasaka.

するので、十種の色が共處に存在する。

眼根がある時には「命の九者一具」が必らず俱行

―6、耳、鼻、舌、身の十者一具、

限根に順す。

女根がある時にも命の九者一具が必らず俱行して7、女性の十者一具、itthibhāva-dasaka.

女性に順ず。 8、男性の十者一具、pumbhāva•dasaka.

十となる。

9、事の十者一具、vatthu-dasaka.

して十となる。 心事の存在する時にも命の九者一具が必らず俱行

の如くである。

次に心より等起する十四種の色法に就いて見れば次

1、純なる八者一具、——不分離色のみ存在する時。

2、身表の九者一具、---身表と不分離色。

3、語表の十者一具、――語表と聲と不分離色。

色の堪任性と不分離色。色の輕性等の三は必らず4、輕性等の十一者一具、——色の輕性、色の軟性、

倶時に存在する。

具と色の輕性等の三とが倶行する時。 5、身表と輕性等との十二者一具、――身表の九者一

一具と、色の輕性等の三とが俱行する時。6、語表と聲と輕性等の十三者一具、――語表の十者

次の如くである。 次に時節より等起する十二種の色法に就いて見れば

2、聲の九者一具、——聲と不分離色。 1、純なる八者一具、——不分離色のみ存在する時。

3

輕性等の十一者一具、

――色の輕性等の三と不分

4、聲と輕性等との十二者一具、―――更に聲を加ふ。離色。

2、輕性等の十一者一具、――色の輕性等の三と不分1、純なる八者一具、――不分離色のみ存在する時。

雛色。

的な一般論であつて、實際に色法が存在する場合にはして述べたのであるが、之れは前にも言へる如く抽象以上は攝阿毘達磨義論の說を私の理解に從つて敷演

所には、四十四の色法が有機的に結合して存在するとる。清淨道論五八八頁に依れば、苟も髮 kesa がある之等のものが錯雜して極めて繁雜なものとして存在す

時節と食とより等起する色に各々八あり、合して四十とになつてゐる。卽ち業より等起する色に二十、心と

も身處の有る所には恒に身根と八つの不分離色と命るが、身處は必らず業より等起せるものであつて、然四の色となる。其れは髮は先づ第一に身處の一分であ

て存在する。然るに髮は必らず女か男かに屬するもの

が五ひに結合して身の十者一具

(E)

(根)との十の色法

者一具があるが故に、合して業より等起せる二十の色であるから、共處には同様にして、女性或は男性の十

457

から出來上つてゐることになり、殆ど想像も及ばざる 前 する三種の純なる八者一具で合して二十四色、之れを 等と共に純なる八者一具を形作つて存在する。然るに は 业 のであつて、其れは八つの不分離色として、他の香味 あるが、色虚は業、心、 四大、段食中の何れかに属するものと爲しても同様で 一の範圍 上の如く計算すれば我々の身體は莫大なる數の色法 の二十色と合して合計四十四色が存在すると說く。 無い。從つて、此處に於ては心、時節、食より等起 の純なる八者一具は前述の如く業より等起すること 時節、食の四より等起せるも

鉟

程

に属する。

(H) Vism P.364. P.552-3. P.559. P.588. P.623.etc.

六 異熟と色法

無いとされてゐる。有部では我々の身體は勿論、 でもなく、又異熟生法 vipākadhammadhamma でも 七論以後南傳 (の阿毘達暦では總て色蘊は異熟vipāka 山河

南傳阿毘達磨の敎義に就いて

得ないので、 様に想はれるのであるが、 kā (mancdhātu)」と言はれてゐるから、我々の考へ kammassa katattā」と言ふ語が用ひられてゐる。 くの場合心法なり)にのみ限られてゐる様であつて、 大地の如き器世間に到る迄、總て業の異熟であると考 にしても色法を異熟としないことは、 就いては未だ其の詳しい定義を南傳の論書中に發見し の中から省かれでゐる。 方よりすれば、色法を異熟であると見ても誤りでない である(意界)、kammassa katattā upacitattā してある所の、積まれたることよりしてある所の異熟 とがあつて、其の場合には「業の爲されたることより の語は法聚論で異熟を言ふ場合にも加へられてゐると に何時でも、「業の爲されたることよりしてある所の(3) 業所生の色法を言ふ場合、法聚論では異熟と言ふ代り へてゐるが、南傳では異熟と言へば恒に心心所法 其の他のことは全く不明であるが 南傳に於ける異熟の考へ方に 何故か色法は何時でも異熟 南傳の阿毘 vipā. 達磨 何れ (4) 此

の一特徴と考へてよいと思ふ。

南傳阿毘達磨の教義に就いて

ーニ六

- (1) 法聚論、分別論に於て特に明瞭である。Dhs
- (Φ) Dhs & 653. & 655. & 746. & 749, & 877. & 879. & 8 (N) Vism P.580. 81. § 883. etc. § 584, Vibh P.62. etc.
- 唯識に於て阿賴耶識を異熟識と爲すのと、同じ考 へ方に據るものかも知れない。

6. § 562. § 564. etc.

5

4

Dhs & 431, & 443, & 455, & 469, & 484, & 498 & 55

74 分 ٤ 四 緣

四

縁とは、

云ふ迄もなく、

緣

gung 終とする。 係を生ずる。 能生の種子と能熏の現行であるとしてゐる。第八識中 親しく果を辨するものと云ひ、 增上 の自らの現行を生ずる。 O 結果の生起を制約する、 ずる作用の中で、最も根本的なものをいふ。因緣とは 種子 一縁の四 が、 を意味する。 刹那 またとの種子は因緣の合するとき、 縁である。 との前念の種子を後念の種子に對 太 々に連續するとき、 故に唯識論には、 そして先づ因縁とは、 との種子生現行の關係に於て 最も根本的な作用 因緣、 またその體を出して、 等無間緣、 種子生 因緣を有爲法の die Bedin 種子 結果を生 おの 所緣 して因 の關 お ×

> 唯識説に於ては、 の現行熏種子の關係に於て、 種子を現行に堂 とするのである。 刹那に於て、 富 めて因縁とする。 以上の關係以外には 貴 凡そ諸法の親因緣となるもの 自類の種子を第八識 原 現行を種子に望めて、 また能熏の 軰 にない。 ŀΞ 信 熏ずる。 倶含等に 現 行 は は

因 ح

现

行の

(一)卷七、二七右

倶有因、同類因等の五因を因縁とするのとは別である。

縁とは、 他のもの 後のために無間に縁となることであつて、 れを生ずる緣となること、 は、齊等にして開導する義、 次に等無間緣とは、 生起してゐる現象が、 1入る餘地のないことを表す。 唯識疏に依れば、 そして無間と云ふは、 前念の心々所が後念のそ その生起の過程に つまり まづ等と云ふ その 等無 Ц お nig 前 fiii が

唯

識四分説に於ける二の

問題

別を 有 諸八識の一聚の心々所を、 開導して、その果を生ぜしめることを云ふとしてゐる 自 1 は 係に於て、前刹那 るとき、 とを認めず、 (二)七未五三右 心 部 關係ではない。 よりこの縁は、 0 カン 次に所縁 等無間縁であつて、 支所の 前 し K 咁 聚の心々所との間にも、 あつて 斷に連續しつゝあること 滅の八の現識等が、 開避引導して生ぜしむる作用 識 現起に 々とは、 Reihenforge 說 同一 ŀζ は お 現 識聚の前後にのみ、 前刹那の一聚の心々所と、 のみあり、 の一聚を等無間緣と名ける。 いては、 緣 行 ずるも と現行との相望であつて、 異識聚には開導の作用 後刹那 諸識の俱轉を許し、 後の自類のために、 を表す。 0 色法の現起にば存しな 等無間緣をみとめる 所 die の同一の識聚に望む 故にまた唯識論に 依となり、 unmittelbare この縁をたてる がある。 後刹那の との 八識 この關 丽 無間 あるこ 種現 して が 緣 各 V 10

れる。 分に對する相分の如きものを表す。 ح 或は相應との、 を定義して、 は所縁々に外ならない。 この所慮であり、 \mathcal{O} 0 固 初めて成立するとすれば、 了別作用は了別するものと、 本質となるものである。 なくとも、 疎所縁々とは、 所緣と能緣との依屬關係に於て、成立すると考へら 0 は、 より所緣に外ならぬが、 所緣 故にこの意味に於て、 所慮でもあり、 々には、 見分の觀所緣々なることは言を俟たな 若し有法の、 能緣とその體は別であるが、 所慮所託たるぞと云つてゐる。 親と疎との二がある。 所託であること die 所慮、 所託でもあると云へる。そして 親所緣々は一般に、 故にまた唯識論には、所縁々 玆に了別されるものとは、 とれ己が相を帶せる心と、 しかしその了別作用 所緣、 所託となるもの、 了別されるものとに於て また無爲法 即ち了別されるも Abhängigkeit 親所縁々とは すべて よくその は相分 即ち見 そして ح 0

またその縁するものに依て、 **縁**旗されることである。

とれ

又この所緣々の第二の緣 pratyaya については、

能縁に具

را

おるが、

L

カン

し疎

所縁は有

無不定で

であるが、 するか、 を所託の意味とするか、 らく略する。 謂ゆる南北兩寺の諍 L かし今これ等のことを兹に記すことは暫 或は四縁の (あらがひ) 0 縁の意味と 存する所

1 1

Ġ

(三)法相灯明記、 六五六七七)。同學抄七之五、 內明十義中、第五。本文抄第三十三(大 所緣々第二字之論 11 C

何 あるものを增上緣とする。 有爲無爲の法を得るとの四事に於て、 法を生ずると、 とるのである。 别 縁ではあるが、 らない。 の業種が苦樂趣の種を助くる如 る勢用である。 B して考へられる點に於て、 終りに増上終とは、 切の勢用 'n の力を與ふることを云ひ、 故にこの意味に於ては、 das Beherrschende を表す。すべての しかし前の三縁は、 六根が諸識の現起を助くる如き、 住すると、 故にこの増上緣は、 果を生起するために必要な凡ゆ 凡ての有爲法を成就すると 順とは四事を成ずるに就 これを除き、 ÷ 遠とは遠縁、 前 果の生起を支配す とくにその相 みなこの縁に外 の三縁もまた増 順·違·不障 他の作用 卽 连思 ち障 Ö が 刖 圆 を 上 な

> 法より 碍 四事の成ずるに對して障碍しないことをいふ。凡そ生 であつて、 固 の生起を導きたるにすぎな し實は青色が刹那に現起、 じて黄葉たらし より 障碍 考ふれば、 現法が刹那 は現法 別に何らの緣を待たない。 73 の生起、 また順緣でもある。 々々に生滅するの 秋 霜は青葉の遠縁である 相續を遮し後法の \ \ \ \ **相續するを障碍して、** 故に遠縁といふも、 は、 また不障とは、 秋霜は青葉を變 有爲 4: が 法 囚 . の となる 黄色 自性 後 か

(四)卷七、 前引 る。

く餘の法に於て、或は順し、

或は違せるぞと云つてゐ

増上総を論じて、

若し有法の勝れたる勢用

あつて、

また必要な生緣となるのであ を見ることは出來ない。

る。

放にまた唯一(四)

識

15 ቷ

b

が、若しこれを障碍する遠縁の生ずる場合には、

故にこの意味に於て、

不障も 論

結果

縁といへば、

たゞ順緣

0

力のみにて充分のやうである

唯

識

四

分説に於

ける二の問題

凡そ以上に於て、

四縁が如何なるものであるか、

極

し今は直ちに、 について考ふれば、 を十因、 めて大略は記されたであらう。無論、 十五依處との相攝關係、 か」る四縁と、 なほ明かとなるのであるが、 四分との關係に就て考 或は現起の分別 四縁は更にそれ しか など

自證分、證自證分であるから、從つてこれ等の四分と 分について考へよう。凡そ四分といへば、 因 亿 相分、 見分

たいと思ふ。

而して先づ弦には、

0)

同

體

の四

一縁との相關々係を考へるには

Jυ

I 相分に約する場

I 見分に約する場合

IV 證自證分に約する場合

II

自證分に約する場合

の四

.類に分けて考へられる。

(一)百法問答抄卷三、二一右、覺夢抄補 飲法門 卷上等參照

するとき、 而してこの はまた三に分けられ (ⅱ)相分か自證分に對するとき、 四類の中、先づその第一類を考ふれ ري دي ه 即 ち i 相分が見分に îii ば が

> 場合の中、先づその(i)相分が見分に對するときを 分が證自證分に對するときの三である。 て考へる場合であつて、若し種子を相分とする點より は唯識論にもあるやうに、 考ふれば、 所縁々と増上緣との二緣がある。 同一體の、 しかも現行 ま此の三 尤もこれ に就

すれば、 にまた分量決にも、 因緣の一緣 この一縁を加へるのである。 の加はることは言を俟たな \checkmark 故

(三)卷八、九左

緣の一緣が加へられることは、 る。 の餘の分のためには、 たゞ増上の 次に(ⅱ)相分が自證分に對するときを考 尤も種子を相分と考ふれば、 縁あるのみ。 但し 故に唯識疏(四) ・増上のみとなると述し 分量決にも、 前 に同 には、 また四分 ふれ 相 更に は見分 E ば、 因 ゎ

(四)八本四八左

義私記にも記される通りである。

義私記には、 これにもたゞ 次に(iii) 增上: ح 相分が證自證分に對するときを考ふれ 0 iiの場合は缺けて Ø) 縁あるかみ。 尤名分量 ねるが、 しか 四分

たな 分が 識疏を見ると、 此 總じて云へば、 やうな諸縁がある。 られるのであ の場合にあつては、 但し増上のみありと云ふ點よりすれば、 い。因よりこれ等の關係は、 證自證分に對する場合もあると見てよく、そして 相 相分に約する三の場合にあつては、 る から、 (分) は 増上の一縁があることは言を俟 從 つて等無間 (見分の) 餘の分の 同 刹 緣 は 那において考 あ やはり相 b ため 得な 次 15

T 相分に約する場 合

相分→見

分(因

緣)、

所緣々、

增上緣

ii 相分→自 誻 分(因 緣)、 增上緣

iii 和分→證自證分 增 上緣

(五)八本、 前引

するとき、(ⅲ)見分が證自證分に對するときの三に分 (i)見分が相分に對するとき、(ⅱ)見分が自證分に對 次に(Ⅱ)見分に約する場合を考ふれば、 と れ K は

帷

識

四分説に於ける二の

問題

きの逆であるが、 ときを考ふれば、 のみ。故にまた唯識論にも、 所緣々はあり得ないから、 はあると見て妨はない。また四分義私記には、 L 何にも記されぬのであるが、 増上のみありといふ。而して分量決には之につい し とれば間 かし見分が相分に對するとき 從つてたゞ增上の一 より相分が見分に對す 見分は彼 しかしやはり増上 (相分) に於て 縁ある 址 ると ŀζ の場 緣

但

7

(一)四分義私記卷下 (四緣分別門第九) 十二左四 合に、増上の一線があるとしてゐる。

こ の 相當する文、 うていこの儘であつては**、** 但し が(十三右七)、 てはならない。 る。板本(十二左四)には、 この脱落の部分に、 にあ 何絲耶とあるが、 この一門には、 って 門の終りの ł, 即ち見於第 しか 丽 ح 部 して O 古本に 間 分にある點より考ふれば、 し 多くの l 法隆 版 以 かし分量決におい 人見分等 四.... 本では脱落してゐるの は 亭 意味 寫誤、 問以見分、 0 和上の ・唯一増上の文は、 間 の文は、 の通じがた 或は脱文が 以 見分、 校本によれば、 更に後に τ, 於證自證分、 ポページ 望第四 此 あ また私 分もあ ŋ で Ø ある 更に

有

記

け

られる。

いま此

の中まで(i)見分が相分に對する

於第 と改めて、 Æ る 前 有 カ に從つて、 O 機 私記の問以見分、望證自證分等の文は、 四等の文を釋したも 縁等とあり、 若しは字誤がある理で 引用したのである。 この文を間以見分、 カ> ĸ Ø ٤ ح あつて、 考へられる。 の文は分量決の、 望於相 いまは和上の 分 し 無用 して見 有何緣耶 カゝ ~ ると Ø 校 あ 見

自 と増上緣との二緣がある。 次に 證がためには……二縁となると云つてゐる。 (ii)見分が自證分に對するときに 故にまた唯識疏にも、 は、 所 見は 緣 太

終りに

iii

見分が證自證分に對するときには、

た

は

とが、 ば、 何にも記さないが、しかし法隆寺の和上の校本によれ ゞ増上の一 増上と云つて、 見分が第四分に對するときに 訂 定附 縁あるのみ。 加され、 増上の一縁のめることを記し、また また分量決にも、 四分義私記には、 は 増上縁の 見能第四、 これに あ るこ 就 唯 7

> 見分に約する場合に於ては、 I 솟 0 如 き諸縁 あ

る。

i 見分に約する場合

見分→相 分

增上

見分→自 淤 分

仌 緣

增 上緣

ii

iii

見分→證自證分

增上緣 所緣

四

第三望第一分、 故にたゞ增上の一縁あるのみ。 分に對するときを考ふれば、 分に對するとき、 いから、 の三に分けられる。 て、 (主) 自證分が相分に對するとき、 次に(Ⅲ)自證分に約する場合を考ふれば、 何にも記されない 從つてこのときに所緣 唯一 îii 増上とある點よりす いま此の中まづ)自證分が證自證分に對するとき のであ 相分は自證分の る 四分義私記 々があるとは云 が、 (i) 自證分が (ii)自證分が見 分量決に於ては れば、 には之につ 所緣 これに 當然に でな な 相

とれに脱落があるとせられ

ない

また前の場合に同じい。

總じて云へば、

刹

那に ととは、

おいて考へられる點より

すれば、

等無

Ĥij

緣

0)

私記に於ても、

之に相當すべき文がなければなら

ない

いま和上の校本を見ると、

縁のみと云つてゐる。

而してこれ等の關係は、

同

唯識疏

K

見は第四

が

ためには、

また但し一の

(增

V

ない。 對するときには、增上緣の一緣のみありと考へて妨は 文が附加へられてゐる。して見ると、 第三分を相分に望めては、 故にまた唯識 疏には、 唯一の増上縁があるとい (後)二(分)は相分のた 自證分が相分に ٤.

(一)卷下十二左八

めには、

但し增上のみとなると云つてゐる。

(二)八木四九右二

但し增上のみとなると云つてゐる。 にも記され、 上の一縁あるのみ。これは分量決にもまた四分義私記 次に(ii)自證分が見分に對するときには、 また唯識疏にも、 (後)二は見のためには たゞ増

(三)前引

は 増上絲とあることを論じてゐる。而してこれ等の關 の二は展轉して、ともに二縁となると云ひ、 四分義私記ともに記され、 所縁々と増上縁との二緣がある。これもまた分量決、 終りに(ii) 同 刹那に於て考へられる點に於て、 自證分が證自證分に對するときには、 また唯識論にも、 等無間緣の 餘 所縁々と (後) 係

> に約する場合に於ては、 ないことは前の場合に同じい。總じて云へば、自證分 次のやらな諸縁があ

Ш 自證分に約する場合

自證分→相 增上緣

i

自證分→見 自證分→證自證分 分 所緣々、 增上緣

增上

(四)卷八、 九左五

iii ii

五

めには、但し増上のみとなると云つてゐる。 私記にも記され、 ビ増上の一縁あるのみ。これは分量決にもまた四分義 證自證分が相分に對するときを考ふれば、これにはた に對するときの三に分けられる。 證自證分が見分に對するとき、 れにもまた(i)證自證分が相分に對するとき、 終りに (Ⅳ)證自證分に約する場合を考ふれば、こ また唯識疏にも、 (ii) 證自證分が自證分 いま此の中まづ(i) (後)には相分がた îi

一)八本四九右二

唯

「識四分説に於ける二の問題

唯 - 識四分説に於ける二の 題

これもまた増上の一縁あるのみ。 次に îi 證自證分が見分に對するときを考ふれば 四分義私記には之に

記してゐる。 四於見、 ついて、 唯一増上と云つて、 何も記され また唯識疏にも、 ない のであるが、 増上の一縁のあることを (後)二は見分のために 分量決には、 第

るときには、 増上の一縁のあることを記してゐる。 但し增上のみとなると云つて、

證自證分が見分に對す

で 緣

あらう。 の中、

いま、 a

因緣

(三)前引

n ば、 終りに これには所緣々と增上緣との二緣がある。 iii 證自證分が自證分に對するときを考 pq ۶,

而 合には、 餘の二は展轉して、ともに二緣となると云ひ、 義私記にはこれに就て、何も記されないので に於て、 してとれ等 かし分量決には之を記してゐる。 所縁と増上との二餘のあることを記してゐる 等無間終のないことは、 の關 係は、 同 刹 那に 前 また唯識論 おいて考へら の場合に同 あるが、 との場 VC 'n \$

として全體を表示す

'nι

ば、

たの

如くである。

增上 所緣 等無

D C В

IV 證自證分に約する場合

證自證分→相 分 增上 緣

增上

分

證自證分→自證分

凡そ以上に於て、

同一

分が相

對するとき、

四

所緣之、

增上緣

如

何なる縁

が

あ

る 體の四

かと云ふことは、

記された

iii ii i

證自證分→見

三四

能 見 相 所 D 机 D a 見 C D D a 自 C D D 心

496

如

き諸縁がある。

總じて云へ

ば、

浴

自證分に約する場合に於ては、

次り

放に 見分が相分に對するときに と論じてゐる。 てみな所緣あり。 分に對するときには、 三通緣四なることは、 る 所 る四分に於て、 凡そ以上 緣 ま 尤も相分は能緣とならな が、 K た唯識論には、 非 し るをば かし 10 記すところは、 ま 果位の 除く。 た よく過く縁する故に。 みな所縁 増上線につ 淨の八 前に記 川 所緣々は 相 分は遍緣する。 分の は、 尽 、識聚 因位 \bigvee 0 した通りで 所終 いては、 理 カン あるにしても、 あることは言を俟たな V は 6 10 能総の 就 々 は 自 從つて相分が見 \bigvee 見分の相 しと他 あり 果位 應に隨つて考 ある。 7 用なき故に 考 得ない。 と展轉し Ø しかし 故にか 四 た 分が (分) 0 で

> O 几

あ

(三)卷八、九左

ふべきである。

が

四 分 0 種 生

雅 識四分說 に於ける二

O

問題

ある。 間項でもある。 ある。 别 證分ではなく見分である。 了別するのではない。 うであらうか。云ふ迄もなく相分は、 ものと、 すのである。 るものゝ像をうつし、 以上に於て記されたであらう。 て云へば、 て云へは、 中 分は識 種生で 四 分と四 無論、 終ずるも 相分と見分とは、 了別されるものとの間に存する、 ある 作 縁と、 崩 見分は 自證分に異る。 自證分に離 放にこの O かに就て・ 見分は一 Ø pq は 簡 それは如 作 一般 の分量、 崩 了別者はその内面 意味に於て、 との像に於て、 同一 考へて見たいと思 であ れないが、 般にこの中 に 見分は相分を縁じ、 何 つつて、 縁ぜら 和分を縁ずる作用 の種子より生ずる 分限であ なる關 次に四 從つてその 相 し ·間項を緣ずるので n 係 內在的 分は、 るもの 分は かしその 彼々の分別を起 る 10 に、 が、 あ 內在 . څخه 同 る 了别 了别 を 種 な所縁で L か 相分を 用 體 は 的 固 7)2 生. 凡そ K 直接 もと な中 する され より 10 カン 自 0 0 ۳

ねる 。

相分は識でなくなり、 别 ば、以上の如くであるが、 解する點に於て、見分を緣ずるのである。 自照して、證解、 見照するのである。 角を生ずるやうに、二の相分見分に似て生ずるのであ より生ずると考へられる。 10 故にかく考 種子より生じなくては、 あり得ない。 及び自證分を、 ふれ 審決する。 ば、 の識自體分が、 而して自證分はこの見分を明了 能緣、 從つて唯識の 相分と見分とは、 加之、 ある。 しかしこの相分と見相 自證分は見分を明了に證 もし見分が識であれ 所緣の關係に於て考 柏分と見分とが 作用 理は 宛も一の は 成立し 體性を離 凡そ相 同 蝸牛が二 の種 ない點 とは ふれ ば n 同 7 7 iz

> (一)唯識疏一本五七左參照。 卷上十一左引)。 字) 言有二分者、 牛頭、 牛頭馬自證 卽須 分 飯 牛角彎見相二分 叉 本作謂字) 顯幽抄云、 定有自證 若 (四分義私 (版 本作 分 不

未二二右

龍河軍、 摩境はなく、 が、 自身の善根力が親助 説を立てる。 て、 記したやうに、 た新羅の記を引 そして秋篠の増明記を見ると、 しかも彼は佛不說法の說、 親光とも傳へられると云つてゐる。 無性、及び佛地論 從つて佛が およそ前十五界唯有 陳那と護法の中 V て 終となり、 佛 說法するとは云へな 地 の一師の説であるとい 論 にこ 皷 間に位す 如 との同 來の慈悲本願 漏 は のことは 前 で あれ + Ϊī. る論 無 種生の説は、 ば、 原唯 性は 記記され $\stackrel{\checkmark}{\circ}$ 间的 果位 前 Ž, が 化 で 增上 にも あ な 漏 ま 0 0

498

それ 现 (1)

が如來の を 種生で

0 ٤.

體法におい

ては、

和分、

見分の二が同 見分の三が同

終となつて、

自の第八識の中に存する、

壁り

種小

尘

いて、

有體法に

‡3

いては、

本質,

相

分、

られる。そして義灯を見ると、

との同

種生の

說

10

0

やはり相分と見分とは同種生であると考

見分の二が同種生といふ說と、

この二説が舉げられて

Ļ

自の第六職の上に文義の相を生じ、

說

及

び有體法、

無

體

法とも

相

分、

繋發し、

現行 を生

43

L

85

る。

そしてこ

Ø)

徝

汞

見分との三を生じ、 聲等の種子において、三の功能があり、 こゝに三法同種生の説が成り立つ 本質と相分と

親光と考へられぬでもないが、しかし凡そ親光が、 れると記してゐる。して見ると、 就て考ふれば、 考へて妨はない。 故にかく考ふれば、 る。而して增明記には、 師 の説であるとい 親光は云ふ迄もなく佛地論の著者であ またこの同種生の説を親光とするに Ü, 無性は三法同種生の説を立てると また傳說としては親光ともさ この同種生の説を、 この佛地論の一 佛地論 師は 佛

0

を考ふれば、やはりこの相見二分が同種生か、 じく、 ષ્ટ્ そしてこの如實義者の說は、多くは護法と一致するこ かに就ては、 及び佛說法、不說法については、親光は護法に同 不說法ではなく、 尠くとも同種生の説でないことが知られ むしろ說法の説をとること等 別 種生

地

論に於て正しいとする說は、

如實義者の説であり、

引

唯 識四分説に於ける二の 問題 まゝ奉するとも考へられぬが、併しそれかと云つて、

る。

たとへ

親光は護法の

門人であつても、

師説をその

を見ると、 護法と全く反對の説に従ふとは云へないっ 同種生の説の下に、 親光菩薩の義なりと夾 四分義私記

あるが、 しかし凡そこの説は以上 の

註してゐる。

思ふにとれば増明社の第二説に携るの

ج:

如く考ふれ

ば、

T:

しいとは云へないのである。

(三)卷四 (大正六五、三九○)

、四)義鏡云、 唯有眞女及眞如智、 金剛軍皆同此尺立 龍軍論師者、 死色歷等、 即是舊翻三 本文抄第三(大正六五、 廉 和功 身論主、 德 彼說、 懸慰 四二八 諭 Αij 佛 果

(五)佛地論卷一(大正二六、二九一) 名我聞文 白善根為起、 本願增上緣力、聞者認上文義相生、 而就强緣名爲佛說、 云 围 11 此文義相、 有說、 根力自心變現 如 雌親依 來 慈 悲

(六)唯識疏一本四左、 (大正三三、二八)法華玄養卷一(大正三四、 **西**叨、仁王疏卷上本 義林章 (大正三三、三六二) 本出四右、 理趣分述讃卷 六六三

(七)唯識論卷十、 (八)學抄一之三、 九)唯識疏一本五右 二〇右 無性教體之論義

一〇)卷下十三右

三七

一)法隆 説を以 寺 Ö 7 和 Ŀ 百 O 也とし 四分義私 7 記 O 朱註 K は 增明 記 Ø 第

また唯 一識二十論に依ると、 その第八頌に、

境 相に似て轉ず

識 い自種より生じて

佛 かれを說て十 -となす

内

外處を成せんとして

とある。長行釋によると、

色に似て現ずる識(了別)

は、 他の種子より轉變し、 變現して生ずる。 而してか

轉變して生ずる。 處とである。 の種子と、 及び所見の色とが、それら、眼處と及び色 乃至觸に似て現ずる識は、 而してかの種子と及び所 自の種子より 鋧 の觸 たとが

故にまた。 眼處乃至身處は五の內處、 それる一身處と及び觸處とであるとしてゐる。 は Ŧī. 識 の外處、 所現 の似相、 -1-即ち 帷 識 五境に外ならな 疏によ、 また内根は識の種子とするのであ 即ち五根、 種を名けて根となし、 いが 色處乃至觸處 し d) 16 との 固 粗を 外 より る 境 は

名けて色となすと云つてゐる。

そしてこの第八頃は、

唯識論 師とは、 師 の引證の文として擧げられてゐる。 ||の第二 唯二 識型 一卷に、 疏にもあるやうに、 **倶有依をとく四** 難陀等であ 師 固よりと O 中 る その 0 第 第 V

まその釋文を見ると、 五識の種子を眠等 の 五 根とし、

に於ては、 從つてこの解釋は、 また五識の相分を色等の五境とすると釋してゐるから 眼等五 根 が五識 唯識二十論の說と變らな 0 種子 なる 點に於て、 V Ŧī. 難陀

0 俱有依とならないと云ふのであ

二)所有ゆる自

Ø

種子より了

別が

生じ

牟 此 又た所有ゆる境に似て現ずる了別 庀 の種子と似て現ずる了別との二を は了別の二種の性に由て がこ 4: す

荻原博

1:

課

性相誌第二輯

所

收

左

(一三)卷上四二右

(一五)四未六五右、 (一四)同卷十四 太賢學記 卷四同之(寂藏八〇、 рŋ t 也

生とい とがあるとしてゐる。 L て更に唯識疏 ج د 7. 0) H 種について、 に依ると、 この これに見分種 顔文に、 識 と和 從 11 槇 Æfi

ΪŊĴ

見分種とは因縁となる自種であ

唯 識四分説に於ける二の m

なる ない。

種子であつて、

それ故に見分と相分とは同

一の自

種生と云ふより、

むしろは種生とする方が

難陀

の説

併しまたとの

自種

とは、

見分ともなり

凡そ以上の二解

は

自種をそれ

人見分種、 從つて、

である。故

にかく考ふれば、

色等五境

分種に限つて解釋したものであり、

眼等五根は種子であると考へて妨はない(義灯第二解 く考ふれば、相分と見分と別種生なることは言ふ迄も かもそれは外境に似て現ずるから色等五境とされるの 分識に離れない點に於て、境ではなく識であるが、 その見分種より生する識は見分識 所帶の似境が五境であつ 從つて相分もまた は所變の相 であらう 故にかく考ふ それは必ず境 その自種 いま自種を 分識は、 若しは相 相 かくの如 分とも 分、 (義 見 L ŀ 7 常して起るとすれば、 15 種より生ずるとも考へられる。若し見分と相分と同 識 故にこの意味に於ては、 分を生ずるが、しかしこの相分は執せられて、妄つて K 何 ಸೆಕ 所造の五根等はあり得ない また種子に於て眼等五根を說くのであつて、 分が見分である。そしてこの相分に於て色等五境 0 しこの内識見分は自種より生ずるとき、 はまた内職に轉じて外境に似るとあるはこれを表す。 我法の外境の相に似て現 心質境處の説を立てる。 も何 门秱 かく考ふれば、この第三解は自種の意味を同種生 を存する意味に於 れが正しいであらうか。 いて解釋するのである にも記されてゐない。 より生ずれば、 7 所生の Þ 唯 -内識見分は轉變 が はりこの相分と見分とは、 虚なる外境を遮して、 これに就て唯識疏にも義 る 識 のである(義灯第三解 思ふに のである。 それではこ 訦 0 理 の一分が相分、 は 成 難陀 立する 唯2 Ō 必ず相 L は 設論 て依他の 前 別に大 記 他の 分を變 實の內 K 0 0 し を 加 t[1 或 81 相 K 故 秱

灯第一解)。

また自種を相分種とすれば、

て、 n カン

心外に別の五境等を立てる要はない

ば、

見分種が五根であり、

相を帶して起つてゐる理であつて、

の所執の外境に似て現ずるのである。

あり、そして既に見分識が現行すれば、

b

相

分種

とは所縁

々となる自種である。

501

見分種とすれば、

り生ずる識は相分識であり、

そしてとの

和

四 \bigcirc

じく、 表す。 世親の説と變らないとすれば、 そ以上の如く考ふれば、 カュ 分とを倶に自種と名くとあるは、 Vo の つては相 同 そして唯 難 故にまた同學抄に 陀 種 應し |生の說と見て妨はな 師の實義とすべきなりと云つてゐる。 融二十論 いと考へられる。 4 難陀は同種生の說と見て妨 0 第八 ح やはり 50 頌 Ø 唯識 同 この同種生の意味 に於 種 7 生 疏 111: 親 0 に、 も難陀 難陀 釋 を以 見分と相 0) って、 に同 釆 凡 بح は を

また 陳 那 0 觀 所緣論 0 最後 0) (第八) 頌〔 K は

考

へて妨は

ない。

そして唯識

疏

K

よると、

この頌文

0

陳那もまた、

難陀に同じく、

一の說を立てると

六)四未十

カン

Ŀ

0

色の

功

能を

(一七)前

(一八)泉抄四之二云、 分同 種義、 見分種子、 私云、 灯三 云釋成見云 解爲勝歟。 则 は 學抄依二

五根と名くること理 10 に應せり

无 始 より Ħ 10 因 とな

功能と境色とは

とあ る。 長行釋に依ると、(1九) こメニ 色(0) 功能とい

ふは

解

 \mathcal{O}

にとの三釋

Ö ήī

前

の二釋は別種

生、

後

の釋は

同

種

生

カン

第四 と色識 識二十論の第八頌とともに引かれてゐ とは、 そしてこの種子を眼等の五根と名ける。 第八識において、 あると論じてゐる。そしてとの頌文は、 一卷に、 互に展轉して因となり、 (現行) 倶有依をとく第一 Ł, よく眼等の色識を生す また能熏 五根唯種 師の引 (現行) と種子 一異であり 證の女として、 る。 また唯 0 種子 る種子であり して見ると 非一異で <u>£</u> 五 根 根 帷 0

功能を釋するにも、 また二十論の自種に同じく、 見分

識は變じて色に O 種と相分の種とに分けて考へられると云ひ、 似る から色識といひ(第一釋)、 また相 見分の

分の色は識に不離であるから色識といひ(第二釋)、 た相分を色、 色識と種子とい 見分を識となし、この二は同種生であ ج\$. (第三釋) としてゐ る。 思ふ る ま

説であ ٤ る hi が、 7 あ し b か しまた此 そしてこの三 の三 釋 釋の が 中難院 前の二十 は 前

陀等の説であり、 また前 またそれは といふは、 故に凡そ以 によつて、 やはり同 L 行相とい も之に同じく、 記 た したやう のであるが、 に行 種 ふ説は、 共に認められてゐたと考へて妨はな 陳那、 固 上 生の説もまた、 相 اح より の如く考ふれば、 所 同 [ii]見分名行相は護法の説なることを記 無性、 佛不說法家の論師 今と」にそれを考へ合せてみれ 唯識説に 緣 種 種 华 0 生の説をとるとす 行相を考へるについて、 の説であると考へて妨は 難陀等を指すとも考へら 世親、 おいては、 增明記 陳那、 であ 世親、 に佛 'n 3 無性、 ば、 が、 地 陳那、 また陳 諭 相分名 難陀等 ない。 L O V, れる ば D) 師 難 L 那

> 褷 b

(二一)義演 (二〇)唯識疏 (二本十三右) 識 Æ. 見相 識 種子、 云 此 種子、 與烷色、 此 名為五 (陳那) 以 八同種改、 **光始時來、** 一根文 師云、 云 此 識 若約親 能 相見種依 沿衛 香所香、 八識 所 終論、 成 處 也 互為田也 義、 功能 陳那 說爲五 文 者 五 卽 빐

(一九)大正三一、八八八、

秘四本二九右引

カコ

れば、 てはならな ٤ る。 られた色(本質)の相分は、 考へてみよう。 る種子が、 を生ずる種子と、この三を熏じてゐる理であつて、し に、 八識の見分と同種生か、どうであらうか。 ,義灯第八相例失)。 種生であれば、 もこの本質を生する種子、 所變の相分に外ならないが、 色境を緣ずる場合、 生ずるのである。 V 本質を生ずる種子と、 及びこれを縁ずる見分と、 この縁ぜられ ま更に それは第八職の見分を生する種子と別種でなく 问種 V **眼識の見分を生ずる種子**と同 例 そして若し第八識 生 同種 た色 0 げ 説に また三法同 固よりこの本質は、一般には第八 生 能熏の眼識 眼識が色境を稼ずる場合、 (本質) つい O 説は 相 眼識 即ち第八職の相分を生ず て 分を生ずる種子 種 成 ٤ それではこ 此の三は同一 Ίſ 生で ŋ に於て、 は所熏の第八識 0 立 寫し 體的 内面に寫し出され あれ た 出され な 種 な例 ば、 相見二分が V 0 であるとす およそ眼 扣 のである ٤ Ø ic 第六 分は第 種子 よつて た 見分 緣 和 O 識 中 ŀ 分 ぜ

から

唯 識 四分説に於ける二の 問 題

が頓に十八界の諸法を縁ずるとき、

十八界の種子はお

别

また二法同 七轉識と第八識とは、互に因とも果ともなるとあるに " ح 離鼠失)。 相違する(義灯遠教失)。また欲界にあるものが、 互に果性ともなり、 て藏せらる。融(果)も法(因)に於てまた同なり。 生なるために 本質は別種生なる場合もあり、 O (見分)と、上界の眼根等(相分)と同種となる 本有 'n 天眼耳根を起す場合、 諸法雜亂失)。 考ふれば、 は相見二分が 所緣の相分、 0 别 種子より生じなくてはならない。 で 種生 凡そ以上の如く考ふれば、 はなくなり、 は、 Zb. 阿毘達磨經に、諸法(果)は識(因)に於 七轉識が第八識の種子を熏ぜず、た 同種生であるとする。 次に二法同種生について考ふれば、 同種より生す 亦つねに因性ともなると云つて、 卽ち天眼耳根は上界繋である。 何 n 諸法 能緣の見分、 4 虚理の は雑亂するであらう(義 そしてこの本質が別 れは、 說とは云 三法同種生も、 即ち第八識 ·F して見ると、 然るに 界の へないので (義灯界 第八職 更に 上界 は欲 此 若 種 O

> 一)四分義私記卷下十 四左参照

b る。

識疏、 ある。 とれは護法別義、 の説であるとも記されないが、 ついて、 のであつて、 る説であるが、 に通ずるのとは別である。 ねる。 義灯 次には相分と見分とは別種より生ずると云ふ説で Ď, 凡そ別種生の說は、 事業ありとする説であつて、 及び樞要は、 のみではなく、 佛に 增明記、 ح ا に佛地 五蘊 從つて義灯の しかし此の別種生の または 分量決等を見ても、 有體の相分について別種生と云ふ 十八界等あり、 論 また唯 Ø 佛地 前 そして此の義灯の第二説 别 師 Ø 種生の 識 同 とは、 諭 Д 0 種生の說と共に、 疏 護 分義私記を見ると、 師 說 説については、 明 法、 また實に說法 及び樞要に出 カン ø とくにそれ 0 親光 説であるとし 1 有體 佛 說法 等 0) され Z 無體 說 O D が 誰 唯 あ

る

は、

後にも

記すやらに、

或は同異の說をとるのるであ

尤も

ح

0 種生の

ことに就ては、

護

法

IF.

疺

として

他 で 7

あ 0)

如く、 そ以上の如く考ふれば、 義であると考へ してまた佛説法の説に通ずるとすれ カ 從つてこ 同 種 生 の説を親光とするのであるが、 られ の 뗈 る。 種生の説は、 同種生より、 また四分義私記 正義説ではなく、 は むしろ別種生 やはり Kζ は しか 護法別 前記 :し凡

Ø

ų,

そ

505

利 本 他 願 地 起轉根所 粉上 論 卷 緣 一(大正二六、二九一) カ 起 名爲佛說、 如 來識上、 文義相 **聞者識心、** 云 生 此文義 有義 雖不取彼、 開者 相 然似 是 춀 佛 根

相

分明顯現'

放名我聞

文

說を親光とする方がよいであらう。

(D

なりともある。

そして若も相見二分が別

より生ず

'n 無

自體 種

は質に

極 極

故にこの意味においては、 緣ずる場合を考へると、 麁色を微 ない。 缺點を 極 b 而 して義灯を見ると、 微の相分は別 無生無滅であつて、 そして若し相見二分が別種より生ずれば、 かに分析し、 あげて批評して に種子を熏成する。 それを極微と觀ずるので ねる。 ح 極微は唯識說に於ては の別 觀行者が假想の慧によつて 極微の體は 初めに第六識 種生の説について、 そして若しその 無でなければ が極 ある。 無體 微 Ξ ح な で を

あ

0

5

0

唯

識四分説に於ける

三 の

問題

種子を熏ずれば、後にその現行が生ずるとき、 ろの極微はたゞ假想を以て立つるのみ。 微は無生無滅なりとい 微を建立するは、 のとなるであらら(假法種生失)。 體あるに由るに Ü, 或は顯(また瑜伽 揚論には、 は 非ず。 渝 ح 有體 もろ 15 0 故 0 10

ば、 れば、 凡そ義灯に示され ずることはできない。 らら(遠聖教失)。 點を生ずるのである。 てこの相分を見分とは別種生とすれば、 本質の場合においては、 L かもこれ等の缺點 有體となり、 假法もまた能熏となるであらう(假法能熏失)。 諸論には無**體とあるに相違する**で る三の缺點は以上の如くであるが また極微は假法であつて、 は 然るに相見二分が別 故にまたこ 無本質の場 相分は無體となるから、 0 合に起る。 舠 種 生 以 種より生ず 上 0 種子を熏 說 0 般 加 がき缺 從 K 無 司 0

(三)卷一八 (二)卷五四 (大正三一、 (大正三〇、 五 五 ガ六九し 九 せ

種生に同じく、

盡理

の說とは云

へない。

74

ある。 境といふは、 **緣の第八識より生じ、また能緣の第七識よりも生ずる** の見分が、第八識の見分を緣ずる如き、 見分と別種生なることは言ふ迄もない。 0 それは更に別に記したいと思ふ。そしてこの或同 帶質通情本である。そしてこゝに性境、 おいて別種生とする説である。 或同或異の說とは、 について或同或異の說が生ずることは當然でもある。 說にしても、 へない。故にこの理を盡す場合においては、相見二分 説が、 ては、 ばならない。 かくて前の同種生の説にしても、また後の別種生の 無體なる空華等の相分は、見分と同種生でなけ 増明配にもあるやりに、護法正義なることは 更に委しく考へなくてはならない 謂ゆる三類境であつて、 これを嚴密に考ふれば、 獨影唯從見である。また因位の第七融 無體法において同種生、 實體ある五塵の相分は 盡理 との三類境に 獨影境、帶質 その相分は 性境不隨 が、 の説とは云 有體法に し 或異 かゝ 心で 所

> 第二説は義灯の或同或異の説に通ずるのである。(四) ると見て差支はない。また樞要にも、 從つて義灯の三説では、 縁ずる點に於て、 勝れるとするのであるが、しかしこれは五塵の性境を 相見別種生の說を於理爲勝といつて、 同或異の說が正しいのである。 て相見二分が同種生 しかし樞要の第一說は義灯の同種生の說、 との説が記され、或同或異の說は出され 言を俟たない。 また唯識疏には、 別種生の說を立てるのである か別 種 或同或異の説の或異の邊に當 生で あ 前 る カン K 同種生の說より については、 も記したやうに 同種生と別種 ÝΩ また樞要 の で あ から、 る d' 或 ζ 0 が 生

(一)卷四(大正六五、三九二)

(二)一本五八右

(四)學抄一之六相見別種是此正義之論義(三)上未二左

五

で

は本質と相分とは、

同種生か別種生であらうか。

てゐる。 が **義灯を見ると、** ふ説とを撃げ、 各別なる點に於て、 第六識が第八識を縁ずる場合、 これに就て、 そして親所縁と疎所縁とは、 別種とする説が勝れてゐるとし 同種といふ説と別種とい 相分と本質 その種子

即ち第六識の相分と第八識の見分と、この二が同種生

非慮失)。 であれ 緣慮の法 ではないにしても、 の實用をもつてゐるが、 たものは、 は、 分別 ば (第六相) 因緣變 變なる點に於て、 同一の種子より、 また服等五根において、第八識に變ぜられ なる點 と生ずることになるであらう しかしそれかと云つて發識取 しかし第六識に變ぜられ に於て、 たとへ 縁慮の法 根としての發識 龜毛等の如く (第八見)と非 境 無體 たも 取 (慮 0 境

と 同 質用があるとは云へない。 (二身根等俱失)。 ること」なつて、二の身根は相等しくなるであらう。 には實と假とある 法 種生であれば、 (第六相分) また と生ずれば、 のであ 假法と實法と同 種 るが より 故にとの意味に於て、 實法 し 種 カュ し若し本質と より質と假と生ず 一の種子より生ず (第八相分) ٤ Ŧî. 相 分 根

> でも は、 ければならない。 を勝れるとするのである。 如く考ふれば、 あ 以上の如き缺點を発れ b, 或は別 本質と相分と同種生とする説に そして相分と見分とは、 種 生でも 本質と相分とは あるが、 ねから、 從つて別種生の説 しかし固 或は同 别 より後三 種 0 生 種 で \lor 生 7 な

٤

(一)義灯(一未二四右)云、 雖有二義、 相質種別 然相與質、一云同 理 亦 胍 好文 種

云別

分は

闻

- 種で

あ

る

(二)學抄一之六、

相質種

別理亦應好之論義

る。

説は、 說法 諭に であらうか。 凡そ以上の説は、 ではこれ 0 おいて明かに説かれてゐな 說 同種生、 ٤ **佛說法** 周 に就て安慧は、 别 よりとの同種 種生の説を豫想せし 護法説を中心として考へたの の説とが記 生、 伽 され S. 餌 别 なる說を有 佛 種 生の める點 そし 地論には、 してとれ 說 K は L おいて 7 等の 佛不 いであ 唯 る 識 た

ρu Ŧ

識四分説に於ける二の問題

ることにもなるであらうへ一

種生假質失)。

故に

かく

義灯 三說 樞要に於ては、 相 はなくして、 KC, し 關 ふれば、やはり に於ても、 |古來の學者は、 傅 よそ同種生、 か 接 び樞要である。 通 しそれ す の中、 の第三説 の説である ĸ 類境の頌文が擧げ る 同 Ō 種 有本法 この であ 生、 にしても直接に説かれてゐるのでは 玄奘三藏の印 即ち 此 同 别 る とも考 别 唯識 そして が 10 種 Ō 種 種 種 或 同 生、 生 生 生と別 お いて、 同 へら 種 0 L 疏等の別種 0 . 或異 生、 b 别 極要に於て、 説の出され 説が かしそれは兎 度相 机 ń 種 種 別種生 :示され 或異の點を示すとして、 0 生との二説が擧げられ、 る。 生の説が記された直ぐ後 説は ح 傅 生 そして唯 O の頭文なることを考 省 るのは、 る 0 の說もまた、 頌文は、 心に角い 説が、 とも云 また後の了義灯 かれてゐる。 識 唯識 義灯 唯 疏 相見二分 ^ 識 な る 三藏 の第 及び 論 Š が 疏

故 10 あり、 あり、 この二がともに和合して、 ば、 とも考へられる。 他の自體分と、 b な るのである。 同じく、 且らく樞要によると、 てゐないし、また三十頌の安慧釋にも記さ か。 し ^實の現行を生ずることはできない。 カン V もこ 質法を生ずる種子と、 のであるが、 また之についても唯識 また種子は實ではなく假である。 相分は或は同種生ともいひ、 種より の種子とは、 して見るとこの説は、 所執の見分とを生ずることはできな 生ずる。 併し安慧の種子には、 しかし凡そ安慧の二分は所 心生 安慧は相見二分もまた自 即ち見分は自體分と同 假法を生ずる種子 起 __ 論に に似てゐるので 意味 於ては、 殆ん また別 に於て また同 增明記 假 ど護 何 れて Ъ なる種子よ 種生ともす あ とあ 種 論ぜら 執 法 伝と變ら る E より 體 る 0 種 って よれ 分に が 無 な 生 で 依 n

とに徴しても 7 は安뽪の相見二分は、 知 AL る Ø 同種生 である。 か 別種生であらう

れる。

との點に於ては、

明かに護法の說と同一

肵

執の見分と、

[ii] あ 月

の假

Ø

種子

より

生ず

Y; 彻 味 假

 \mathcal{I} TE. から

同

種

か

別

種

生

カン

に就ては、

或同或異

の

説が護法

菝

なることは、

また b

護

法

がが

種子

Ó

新

舊合生説をとる

かく考へるので あるとされる。

るが、

して見ると、

依

他 るとも

0)

Ĥ 意

分と

藏、

卽

ち護月もまた種子の

を

0

は、

508

ではな

ずることをいふ。虚なる果を生ずる種子は、 ればならないのである。凡そ安慧の説を記せば、以上 ある。また或異といふは、相分と自體分と別種より生 穀種より、實なる果と虚なる果と生ずるに同 體分と同一の種子より生じても、しかしこれは同一の い。また相分が自體分と或同或異といふは、相分と自 難陀等は、 於ては同一ではない。かくて凡そ以上の如く考ふれば 護法と變らないのであるが、併しその種子の考へ方に は、或同或異となるであらう。明かにその點に於ては の如くであるが、して見ると安慧に於ては、相見二分 同種生、別種生の説においては、世親、 同種生の説であり、これに對して、安慧、 陳那、 別になけ じいの 無性、

(一)卷四(大正六五、三九一)

云へるであらう。護法、親光等は、

別種生、若しは或同異の説であると

る。

ゃ

_

O

展

最近英米の宗教哲學界

The existent Reality 法 あ ٤ ዹ ۷ し ĸ あ O っ -|-たが、 ての Community の 終るものでははく、 る。 九世 批 判が行 紀以 然し英國思想史 最近の 來 は 0 れ 思 乖 想 カュ 心は内立 趣く O な英 把握に、 組立である。 今のところ總括 から推し | 図思 خ 在 論 ころリ 想 0 外現し て其は決 反 0 アリ (動とし 丰 潮 ズ は勿論 → Stateman Ship 的 K し ム て T O 0 所謂 內 傾 内 攻し 內 向 y を Æ 在 アリ て 帶 諭 論 Ü は 的 ズ 0 方 で

> か ١ 精

١ 丰 ĸ を \$ 獨 教授 起 葉て得ないであららが、 ińi Æ. オ ń の れる新カ ッ んはジ 危 バ クスフオードの ル 枯色 フォ 濉 ェ ント 1 學 Ō ۲, ァ 反 ズ 1 壓 ゥ 派 響として O 0 哲學思想は今後も當分へ オ 影 影響が 1 鑗 ١, は ケ 勿論强 ムプ 0 σ 超越 を残つ 門 IJ 下で Ć 神 チ わ O あ Ø る。 捉 る ケ 哲學思想 唱に が ン ブ ゥ 小 IJ ı 耽 莊 ォ 15° つて 學 ヂ ì は 者 O ヴ ル ねるの テ IJ O Ł 共に ナ 1 影 シ ヂ 攀

にとい

Ø

思想

には聖書の批判的研究から動きを受ける

ば英國 宗教思 に究 る。 として 1.英國思 方而 ì 0 神 ٤ 現 た。 柳 1 ^ カ ヾ 觀 潮 1 Ó O 在 ル O 念論 ゲ 所産を宗教と心得 宇 自 ケ 想史を一 . О IJ 靐 が なべ (人格 一宙を造 律 ァ ト 英 ヂ ì ル 図 は O O 派 宗教思 を 系統 て と言 的 思想形態を完全に ヅ 決 貫して 鯙 O 理 き ι ゟ 想 重した。 プリング は は τ 心主義 る 今佝 潮 面 その裡に質在を求めて、 忽せにすることが出來 は Ø ムブラド 相當 倫 問 を說くソ T 社 ッルバ っねた。 題 彼 理 會 の内 等は要するに ~ 的 思 . 拔け切 チソ 豣 潮 ν あらうと思 彼等 究 工 燃力を有つて 1 O 强 ン等は **⊅**5 1 V 濃厚で ı ることが カ 1 群 ボ な 教授も O 裥 自 ザ は フ s S 思 然して ٤ 我 ン あ ァ れるが、 想 人間 、質現 ケ る。 H ク ゐ = そうで 來て 'n Ŗ る K _ 歪 Ļ 此 O は かゝ ٤ 1 1 ښ ゐ T) Ħ は で カ 7 例 マ な M 的

IJ

實現 アリ な 意味 と流 るが方法を別 , 1 英國 人格 1 附 會 で ス ズ 論 思 ij 的 あ ジ チ ム 意識 とは O 想の特異 T る 3 ン 英國 か が る ン ク る。 にしてゐると思 構 ラ ٤ U 共 想 ッ ッ 觀念論者で してその 八同體、 クウ 敎 性 を異にし シ にを鮮明 グ 幁 ヰ を ル 中 东 ` 義 ル 務 た。 心 ソ マ あ ĸ 7 爲し Ł 14(3 は る。 ン ク ・等は明 IJ れ L 忠誠を語 ㅁ 刄 Ē 卽 される人格 る。 'n ゕ゙゚ たは貧に 獨立する宗 チ 5 ル 1 そ か 工 るを Ø) ٤ ĸ ス 歽 は カ ジ IJ バ 水は等 的 本 幾 ン ゥ 1 工 意識 及分接近 数 盲 ŀ ソ ì ۲ 意識 ナ حج ٤ 1 に宗 しく ル ズ 1 し 7 ラ ァ を 図 1 敎 自 て ゲ ル Ī ヂ ル

0

510

此此 材质比の思潮はプロトトーの「Republic」の項を世界を構成す て **ゐる。學者が相當に集つてゐる今のエデインバラの** 傾向を强く有つてゐるのは周 は質にその代表者である。 あるが、果せる哉、此のプレト 4)-知のこと故、紹介しない。 ン タヤナ及び僧上イ トーの思想の實現を目 テー ンデ

logy and the positive Religions) 1930 證 近く發表する豫定であるが一言すれば彼は從來の る。 ば 牛 自 對する。 に基づいて正に最近の名著である。 theological Imprication of Morality. S. 靭で 面に於いて彼の倫理觀にはブラドレエーの餘影が残つて ならぬと。 y 我の實在を認める人である。 反映も多分にある。 彼はブラドレエーの門下であつた。 スト教の根柢に思索的奉仕を續けることが ١ 終るべきものでばな 1 テーイラー ラーの近著は The Faith of a Moralist(S. I. The The Problem of は 招 越 神の 彼に從へば神 確 糨 Conduct 成の 信を 此の書 保護す 確立を認 は以上の思想的 又バルフオアー ≓ に明 に就 Natural Theo は単 ることに依 カュ 哲學であら 83 ٧٠ 命を高 中に内在 內在論 なる如く、 τ σ 私 論 見 0 め つ K 思 ゎ ね る 的 て 反 を

> ٤ П

る せんとする宗教哲學者として有 じくプレートーのアイデ ずる 歴史的井戸より絶えず人格 程かヘーゲルに通ずるも ح とに依 つて てその 個 イアを以つて人格の 性 のなしとはし 0 の素を汲み上 名 神 なクレメント 性を仕 ない 遂げて げ、 が 神聖 ゥ 寧ろカ ねる。 x キリ プ 化 が を 彼 ン ス 居 逵

> ĸ プ 本

止る。 である」と。 格が全一的個性の「振舞」を形成する一過程と見るの は人格的理想主義者として英雄のペーンメルアイディアラズ を受け繼ぐ人であらう。 (近著Webb, C. C. J. Religion and Theism; 但彼の 神性は英國思想特 ウェプは 日ふ「宗教史は全 有の人間 主義 Α が 掰 界に ıΕ 當

ム

dy of Religious Thought in England from 1850.)

別して い。 ける諸要件 1 ッ 同じく人本主義的研究としてターナーの「宗教の發達 F. ク 其他英國哲學協會 サ ス 等 ンタ : = 1 古 (哲學的及心理學的研究)」(一九三四年)は而 家の ャ アヘド、 ナ 活動、 の動きは括目 派 ㅁ ラツセル、ブラウン、 Ø **ヂ、マクヅガル、イ** アレキサンダー、 すべきも O が る マツケンジ スタウト ヂ 築 の研 ĸ 於

1 ユーヰーなどである。 ラヴジョ 者を輩出せしめてゐる。 タヤ ラグマ 米國 なつてゐ 主義研究に興味を有するもので プラツト、 ナを中心として動ける新質在論の一 は今や學 イ チズム 7 は п I クギルヴァリー、 術 研究の熱意 最早拔き切 デ アー 此等は科學的構想と分析に基 此等の指導的役割を演じてゐるの ス、 る が ۲, ととの 澎湃として渡り多くの あつて、 レーク、 Ŧ ンター Щ 來 Ħ ない ウ ド 群 ギ _ , 方法上 ブ ジ を初め嘗て 水 ルト、 エート IJ デ づいて人 ムズ 小 U 扎 IJ は 學 サ

ン

搬けて 米國 思想 見る傾向 史は が特色で 精 神の 哲學を科 あ っ て EL. 的 そ 解釋に 0) 種 胡 ŧ 依 人る字宙 は ス ŋ き

展

望

に及んでゐる。 ハリス、ブルツクメーヤー、 あつた。 ロイスなど皆その傾向を襲ひ、 アルコツト、 z マ i ソ ダヴヰドソン、 ž カ 終に今の新賞在論 ボツト、ハウイソ パルマー、 ジ 者 工

> 的 絕

は

論 が、 水 [|者に一括して考へられてもよい。 のあの長い解題を見ても矢張り科學批 マチズム以後の右の正統を受くる米國思想の特質を多分に ツキング等の系統は別に新理想 宗教哲學者として著明 然しフイスクの宇宙哲學概論全五 な x. マ ļ 主 ソ I 義 ヾ 一卷の の特色を持つので п ムズの宗教論 判の傍證に立 初頭に於け イス、サ ンタヤ 一つ字 るロ Ł あ ナ ラ 宙 1 る

フレドノースホアイトへド教授である。 人は人も知るデューヰーであるが、 米大陸には今や二人の大思想家が世界の人氣を博して居る 他 1はハーバードのアル

發揮してゐ

が、 realism-creative-novelty-Interpretation の概念に常に接する スク以來の米國思想の宇宙論をたのしくも亦いみじく大成 は素々、英國ケムブリヂよりの輸入であるが右に述べたフイ venture of Idea; Nature and Life; 三種である。此の思 めた觀がある。 に観ぎないことを脂肪してある。 ホ教授に至つては此れらを用ひて アイトヘド教授の近著はの 、等概念の 丰 米國思想にては、 概性を消去して人間主義的知識 Progress and Pragmatism-empiricism-獨 神秘主義る版に於いて 自の 形 Reality; 丽 大自然の を組 Ad識 관 想

쐐

あ O 精神的過程である。 體でなく、 な自我愉樂の型様として我が自然體の中から受取る物 「知界に咲けゅうるはしい頌歌」 自然の條件として作用してゐる直 に過ぎぬ。 接にし 自 我 創 て 造 は 超

解釋は觀念論の自我實現のそれで 究極に於て、ホアイトへドも亦プレートー その世間的解釋はプレートーの方法を再現せんとしてゐる。 法を排し「世間的解釋」を哲學の方法として採用 重んずべきことを主張し、 彼は ニュートンの力の説明を排して「說得の方法 内在論的方法や自然主 神は世界と融合を求め、 はない。 の學徒に過ぎない。 世界は説得力の して 義 を っ る。 敍述方 哲學 白我 は

と は 一 ものと考へてゐる。又、 にして、此の點でキリス 愛が實在する。 は此の世界と結合共存に在る故、 (創造力に非ず) 表象なる故、 原性 に自 る。 的富源が 1110 は彼 切 闸 して O 樂の 無制 創造以 Ø 「永久の相」と共通 生 永 一命は 狀態にあ 遠對象を含める概 限 創造力は説得力の要素として實現さる 的及び概 前では 一つは個 なく、 ト教義はプレートーの教 ること。 ホアイトヘド 念的に 人の經驗の ある 即ち 念的 顯はれたも 切 自我質現の神はなく個 ので 創造と共に 感情の 無限に O **ある。** 時、 「永遠 ので 一つは 創 彼に從 の對 生 創 造 あつ 3義に通 し 반 造 意 最 る 可 象 て 能 ば はプ する 性 τ で 絕 市市 短

レ

淅

新性

の汪

溢してゐることであつて、

それをば世界の

型態

である。

カュ

識の流 が流」 情意は籔魂 塊 れでな は であつて終に自然界に歸一するものである。 此等の生 の世界に 對する反應にして、 世界をつゝみ、 Д 檇 云はど 成して 一人の ゎ 敢て るも 經 意. O.

科學は根本的に誤つてゐて、 ts 永 を持つてゐる。 狹 久の ٧ì 白 我も 事實を認定することに依つて世界の意義價値を發見せん ٧v 減 相たる自然に同一の 野に閉塞されるべ 銀魂も世界も神も 水 アイトヘド きも 「經驗 Ь 教授の認識論は 生命を知ること の で O で あつて認識 Ø ない。 流れ」として 從 却つて分類出來 が つて近代 論 出 は 意識 來 自己統 な い欠陥 O 分類 感覺 O

に代つてゐるが、 今 **全** や因果律的世界觀は列國思想に於いて單なる の生命に歸 して了つてゐる。 *教授に於ては既にその臭味すら見當ら 可能 性 O 原

とするものである。

浪曼主 な るも ャ Ĭ (するに彼の方法は自身も云へる如く、 ナ に世界を再建せんとしてゐ U ツク、 のが果して何時建設されるか待遠く思つて 義觀念は殆ど持つてゐな ル 酷似してゐるが、 ジェー ムズ、ベ サ ルゲソ ン 歹 る。 V٦ O ャ 餘裕派 ンの影 で ナ ホ O アイ 如 デ ŧ Ø 響を受けてプ カル ۲ 理 如 想 ^ き面影は ゎ ኑ" 主 1 宗教 義 ٤ 及び 哲學 サ レ _ ı ン 1

τ

T

丽

T

め

マ

方面 して 英國にデ 續々大著を出し與論を動かしてゐる。 の研究より社會改造を志し、 新 3 刊 1 ・ヂホ 紹 アイ 介 ۲ ^ F 氏 宗教道徳の検討にも配 あつて優生學、 同姓 なる故 精神分拆

新 邗 紹

熊 野 蔉 孝 著

基 督 敎 要

義

新

生

堂

それに依 前論は基 な筆を以 'ある。 て平 する入門 基督教の教の 先に . ج P 易に あ 敬 は つて 虔 勿論著者の 督教信仰の本義とし、 t る終末論を、 辨 書として な信仰をその學識に包 坦々と書き綴つた基督教概説である。二論に分れ、 ものされた著者が、 證 なすべき生活態度を又十五章に分けて述べら 法神學概説を著し、 根本、中 は 貫くところは福音主義であり、 更にキリスト 最も手頃なも 心項目を二〇に分けて綿密に論述しる 後論は基督者生活の要義とし そ 近 の深い敎 んだ良書である。 論を、 つくは基 Ō であらう。 それぞれ 理 督 Ø 敎 理 敎 解を底に潜 理 (大井) 基督教に 該博銳利 潑溂とし O 重 要

明 治 高 僧 傅

增

谷

文

雄著

育

H 五. 本 評 扯

新

刊

ば 質として敢て難ずるまでも 圓 記 で あ あ Ħ ĸ そ 敎 ō ŧ 於 僧を選ぶに當つて、 動に多くの功 的 ゐるが大體に於て る らら。 0 身を献げた人々 は は既 と の て異を立つる人も 福田行誠、 明治佛教 讃み物として連 荊 の嵐 清澤滿之、 明治 時代 教復興も単 人嵐に抗 入り來 本著者は ĸ 人の知るところ、 ĸ O ĸ 史としても見得 練磨されて佛 新 殆 して 島 績 たつた異数異學に對して んど図 政 を残 渡邊海旭、 ĸ 0 地 旣に雜誌 載し 默雷、 新たな筆 表 佛 始 その肯 ま 间 敎 教として あ した人々で かゝる先騙者の心 るで うょ O る O ないで 原 華 眞 「眞 敎 ٤ いるも 致と統 共に 資料を巧に驅使し あ 定に於て難はな そ 加 あつた。 密に終ら は更に新 理 らら O れん、學に行に識見に 山 理」誌上 君臨する勢力を有して ある。 あらら。 一甚だし Ō 爲 で が、 釋雲照、 に戦 あ 本 あ め たな勢力となつて 書はそ 限 尤もこれら謂 る。 つて る體裁とをもち、 に明治高僧傳を 底 K 護敎に盡し、 v 著者 6 [力を把持し得るで 生 迫 選ば きる 水た人 害 れ 南條文雄、 v て各人の 0 Ł 0 0 た 稿をも 輕 る l れ 畤 嵐 快な筆 刻 著 て たる高僧 々 ĸ 法の 書の がめて b ځ. 沚 滥 ゐ 否定 井上 含ん 興味 m 所 更 甦 會 遇 た 傅 的 爲 ž 性 目 O 佛

ぐ第二輯

-

ある。

研 K

究 紹

だ態度

æ

組

繈 日

に就 本

ては旣に述べ

た

0

で ĸ

本

書

は

賞で

本

欄

介

した

宗教

史研

究 敎

翁

 \equiv

書

院

本 宗教 史研究 會編

日

寺院 濟 史

論で 就て一 は興 得な 三つが わ XZ. 埸 ŋ 罪 て 處 0 特 場 更 出金 る。 より 竹 みより には繰り 色々 まっ v 狻 ĸ 味 内 理三 深 놘 ن د O み 音 氏 は 常罪にあると指適され、 中 述べ 見て 寶官とな O 面 主 か が 世の v 孵に 返へさ Ę 方 K 要 多く扱 研究である。 氏 れ 财 る と の の成 b た [6] 興 通り **茶館成功を受ける様な上** 源 卦 v; から 福 要素 は成 戶 つて居られる寺社 る過 同じ な 功 뒥 で 氏 を 祭假考— v 豣 K ä, 以は宗 . 關する. を 功 程を論ぜら 究 部 が、 有 る 重 成 3 榮假にあ 類に励す L 功 が 要 て 敎 ح れ 视 ¥ 的 榮假 7 祢 O な場 ح そ し 亚 日 ゐ 院 中 Ó な ると言ひ得やらと 鬩 れ れが官人に於 O 本 る る 經 ĸ る合に 源流 池べ 内 H なき寺院 .. の て 寺 ことに快哉 問 齊 i れ ある。 題が新 史的 建立維持に關 院 O ¥, を贖 經濟 ĸ ば 6 人に於て ならな 硏 れ 敎 に於 榮假成 吾 発で 進の た O 史 人 け 制 Ø を 五. 人は宗 け る 卽 111 學者によっ あ っ 滿足 がする件 は 云 る 功 贖 ばざる る。 Ø ち 節 確 ٤ は 經 ٤ 以 論 勞 չ 11 れ 云 0 ٤ 財 し 文 立

¥

っ

屷

治

佛

敎

O

動

き

を

傅

へて

ゐ

る

(丸川

けすと を計 云ふ反 彩 的 ής 沚 は 瞑 と広ふ échange échange シレア。 窳 へる 會 不可であ なくと 頸 强 0 べくあ 脳或は不 る ħ :成功とを交換すること 經 月 **é**change も喜 時明 (對給付を受けることを目 11 濟 有 圭 力な手 な 푭 6 史 \$ 滅を 氏 は Ø る。 んで j)× 6 O れ 變 そ ૃ な 保證 ・段で щ 7 こ の ٤ Ø 财 な V. 化 ع が ゐる以上、本論文に無視されて なるに 物や ろ 世 Ø) 後盛 あ **企錢、** 和述ら ċ そ 興 中 す るも 、努力を とで るが、 福 ĸ 白 れ して 寺に於ける あ んになる勸進の 體が人を は は 努力を提 ず る Ō あ ح * 殘 b 亭 提 300 ښ れ ŋ K あ 脏 共 的 供 O 宗教 佛 る。 身 ī ξij 梦 7 神 の建立、 Ł 温なも 供 あ を高貴に L 敎 T ち 用水の統 加した下の たも ねる。 彼等は 的 これ ĺ 的 る。 意味 て 硘 要素を全く 維 勸 國 が O O で も こ 成 な多く | 条件や とな ح 制 進に宗教 後 枋 Ļ で K は あ 佛 れ 4 はなら 後樂假 れ は 子 る。 或 數 t[1 は 以 成 採 は 特 村 Ł 無 ょ O n 夗 财 77 的 视 成 O 不 0 财 功 な 现 滅 を受 治 Ŋij. 連 L 後 功 安 物 た k 祓 世 を を 圷 ځ 罪

維 豣 Ø 間 新 部 郭 究 熊 真琴 幬 0 題 を 訛 废 ٤ 層大き 知つて 寺 0 氏 す 根本 颌 Ø る 明 民 O ゎ 處分に III な 的 治 る人 反 佛 變形をし 維 省をして貰ふ最 新 敎 へなが 關し K 史 人に益 於 7 け な (直接でなくとも) は記 יע る す 現 る Ail: "寺领 在 錄 所が非常に多い O Ø 46 みに 뱌 ょ 0 にこれを集められ v 處分は史學 よらなくて、 諭 ∭文で まだ多 あ る。 0 人 v 傳 當 旫 々

K

犯 0

は

何

れ K

b 椨

中 木

世 を

庶民 立

٤

關

係をあら Ŧř

は 0

す 鱦

€ 0>

Ł Ľι

L 座

て、 梁

弫 豣

٤

Ш

地

7

る 寺との

ح

٤

小

泥嗣

氏

編

4

Ø)

人

說 時 治

を 5 σ 14

新

ŦI

紹

介

多きに 見ら 50 5 れてこ O 妄言多 動 文化 史學に 負 き れ れに it が な 謝 て H は v K ーっ 於 栊 關係した 付 ける文献 白 能 Ō かゝ Ė 方 複 6 檖 面 合體 迷 能 人 を 路 Ø 知 々 的 ŋ Ø) に入る な 研 Ŀ 見方に革 ぁ 心 る ح Ø) 究 0 が れ 動 泩 新 . を 出 きと云ふ様な 意して をも 一來る等 3 交 兪 6 たら み 0 全般 Иt ~ 上 な あ j に 版を見 とと いいで・ る。 Ъ 文 献 及 邻 あら れば 史 が ぼ 料 出 み z 來

op た は か ħ

は恐らく

Ų

り返

こし

O.

付

7

1

v

ح

とた

ならう。

ħ

ĸ

0

かゝ

椎 尼 辨 匡 著

佛 敎 哲 壆

大 東 14 版 址

ら う る言葉で 近著と 究 る であり、 ٤. 佛 來 め 篐 な な し 敎 る 6 カ> カュ Ц., そ Ó から、 ¥ ば ともにこの方 っ し O) あ 哲 ō 右にいふ前 た。 そ る。 ዶ 他 Ø ō っ 的 は調 標準、 最近に は 究明 究明 枫 佛 る佛教 な 敎 わ が O れ σ خ 道標 潜に をい 敎 面 6 場 わ 4、義組 未 ĸ E ئد ح れ 合 とな 處 於 ζ だ必ず 據 が 7 け って 现 施 **3**6 るべ は現 る る 椎 K そらく二つの 尼 哲 豚 通 \$ 白 l 念とし 博 酀 在に於て きもので b 史を整理、 σ 眉 とし 全き 士の 組識を考 で あ 本著 て、 る。 b て あ 0) を 方 き 55 將 は金子大祭氏 をみ ること 體 途 木 ろ ゎ 纸 があ 쾁 來 め 哲 る 化 7 佛 *6 學 ے ع する る 魅 敎 亦 で カ あ 赵 v ح ٤ あ あ

五. Ξ

新

育

中心 頃 的 在 Ó に迪られてをる。特に在世佛教は哲學だとせられて論議 世佛教から成立佛教、 序 著書の造詣がこゝでも光つてをる。 がをからてをるやうで、又成立 論 から 佛 教認識論、 發展佛教に極めて鋭敏な理 佛陀論、 質相論、人生論に分けられ 經典の解釋。 究明も若き 一路が ~大網 O

Ą)-佛 Ø) 孵 彬 質相論に於てはしかし著者獨自の見識が澎湃として られてをる。 |教の歴史哲學的解釋や右にあげた第一の態度の如きが指 き明かしてゆく佛教思惟の特色が抉出されてをる。 「質を究明するにをかれ、就中、ものの全體を心 「卷四○○頁の大册であるが、 重點は、 佛敎の認 廽 的立 ~溢れ、 第四編 - 脚から 識論 示 O

b

たことに對して學界は深い感謝をなすべきであらう。(石津) 傳道に多端なる著者が充分に良心的な本著を送られ

O

Balca, Nicolae

ses für die Pädagogik der Gegenwart Die Bedeutung Gogartens und seinns Krei

Weimar, 1934

0) 道 間 熈 題 ルル 抑 で 濟 しある。 い的政治的苦難に伴らて思想的紛亂も現世界に共通 制 禦のみでは不可能であ ゝある。 殊に獨 精神界の 乙はその 確立 щ 心 る。 と指 地 帶の一つであ 消息との 人 スタの 心を如何に 爲には外部から ŋ 苦惱 登ひ の大

ェ

最

近

の哲學の

斻

の線

O

Ŀ.

にある。

ステ

ルをはじめり

1 ť はディ

*

ŀIJ Į 'n ~ タイ的 あらう。 を以て現在の狀勢の 現下困苦の狀態の中にある人間の幻想を拂 題の呈出と追求は、 育者ではない。 されたものである。 の一つであり、本書はこの叢書の一つ(第九卷)として出版 "Pädagogische Studien und Kritiken" 何にすべきかに關しては多方面の研究が試みられつゝある。 行からとする態度は敎育界にとつても重要な指針を與へるも の言論は勿論多大な外部の壓迫の許にあるが、 であ むか、 のであり、 ない。けれども る。 そこに色々の指導原理がある筈である。 我國の現狀に於ても亦興味を以て考へ得る問題で 殊に、觀念論、自由 教育學に對して何の理論を呈出してゐる譯で 彼の世界の解釋、 中に更に一步深く人間の位置を見定めて 教育の原理としても當然問題になるべき ゴーガルテンはもと / / 神學者であり敎 主義、 人間の運命に關する諮問 叢書もそれらの 個人主義等に抗して Ų 併し教育を如 神學的人間學 現時の獨乙

\$

Bischoff, Dietrich

sophie Wilhelm Diltheys geschichtliche Lebensphilo

3 とが 質存の哲學がわれわ 質存在に於てそこに通 出 そ 來るならば、 れはわれわれの現實、 デイ れの現 ふ呼吸を究めやらとする動きである。 ル / 質を内向的に問題とするといふこ タイの われわれの世界を生に於て、鬼 それはその外割をうけ た ま

をり、 態心 гþз 心 ゎ 理 から放射して時代、社會、 れわれの現實の全體を人格にをき精神 宗教方面ではワツハがをる。 O 學派的立場から近くはヤスペルスやロ 雰圍を究める。 生活に ì 了解心理、 タツケル **‡**6 ė, そ がら Ō 型

わるとも考へられよう。

参考であり、とくにカントとの關係が詳論せらてをる。<<石津 1 は はあるにしても、そのメリツト Ī 胚 哲學は當代一方の覇である。 の著とともに彼の生の哲學を求るものにとつては好個 史に皮肉血質を蘇らしめるものとして、方法論上 の生の究め方が右のやらに歴史的方法をとり、 本書はミツシュや最近のデゲ を約束する點に於てデイ そ 0 Ø 難點 ル 仕 0 ダ 方

Congrès International des Sciences Anthro pologiques et Ethnologiques. Compte-rendu de la Première Session Londres, 1934.

叢の結果に就ては、待望してゐた所であるが早くも昨年中昨年の夏ロンドンで開催された第一囘國際人類學民族學會

London,

1934

新刊

絽

あるから省略するが、唯だ姉崎先生が出席されてゐることを最初は何れの紀要にも見る役員各國代表者會員組織その他でに、ここに紹介する報告が出版書れたことは職権事権も対象

一言して置く。

宗教、 理學と人口學及び人口問題、 アフリカDc民族誌 a解剖學及び体質人類學Ab人類計測學及び技法標定、 合會の演説を載せて分科會の記 内容としては會長の演說、 H言語及び文字に分かれてゐる。 ---アメリカ**、** D ハ a民族誌一般Db 事に移つてゐる ツクスレー記念會演說 E工藝學、 F 。 分科會はA 民族誌 社會學、 及 В び G

古の人々に於ける原始的供儀」Pettazzoni の「未開人に於け ある。有名な人の論文の名前を擧げるなら、Schmidt の「最 O. James % Chairmam するもの Hooke のバビロニャの宗敎の研究があり、呪術、 る信仰告白」Koppers の「トーテミズムに關する研究」等 念から神學哲學の關係にまで及んでゐ 特に目に立つ。古代宗敎史の方面では Murry のェヂプト、 宗教學に關係深い部分のみを略述すれば、宗教學の部 は非常に多い。S. や Coote Lake Þ Cook の如 きは呪術宗教 λ; Secretary 宗敎に は田 的

なら てゐる次第で、 究するもので、Sociology of Ritual 社 ない。 :會學の部これは宗教學にとつて非常に重要視 :會學と云つても、 宗教儀體の社會學的研究とも 宗教と儀禮の社會的 などと言葉さへ 云ふべ し 様相 きも な 現 け を研 は れ

五五五

華々しく論ぜらしてゐる。これこそ今後の宗敎學研究者にと

Chairman で、Firth が Secretary である。Mauss の係の研究、Lévy-Bruhl の加先崇拜等佛蘭西の宿將の後表に對の研究、Lévy-Bruhl の加先崇拜等佛蘭西の宿將の後表に對して爽國では、Marett の「宗教の病氣としての儀禮主義」を初め Hocart, Evans Pritchard, Firth, Raglan 以下優秀を初め Hocart, Evans Pritchard, Firth, Raglan 以下優秀を初め Hocart, Evans Pritchard, Firth, Raglan 以下優秀を初め Hocart, Evans Pritchard, Firth, Raglan 以下優秀の學者の儀禮論より、近年質出しの Mead 女史等の儀禮に最近歸朝された岡正雄氏の「目本に於ける秘密閱體」と云ふ發表のあることを附言して置く。

かしてフルペーパーの出版物を得たいものである。(杉浦)充分な内容を知ることが出來ないのが甚だ殘念である。何とる。然しこれ等はフルペーパーでなくてレジュメであるため、る。然しこれ等はフルペーパーでなくてレジュメであるため、この外心理學の部會では Chairman の Bartlett を初め、この外心理學の部會では Chairman の Bartlett を初め、

Diem, Hermann.

Kritischer Idealismus in theologischer Sicht.

Müuchen, 1934.

| 資子主義庁召と弊登よ申答、及よ視念命り庁召と、ふ引直|| 論據の根本に於ては同意したいと思ふものである。| | ものである。その意味でまた彼の辨證法神學の批評にもその

考書の一つ。(石津) 著書の一つ。(石津) 考書の一つ。(石津) 考書の一つ。(石津)

Gerber, Karl.

Ller Universalismus bei Othmar Spann im Hinblick auf seine Religionsphilosophie.

Bonn, I

1934.

た點で勢殊なものではあるが、批判的な態度で叙述されてゐ。本書は學位請求論文であり、シュバンの宗教哲學を取扱つ

v Ł 識に先行し、 され、これによつて神の さるべきであつた、 T ン 2 體 第二部に於てシュパンの全體主義を彼述すると同 義であるとしてこれに對するシュパンの批評を概見して 及 むる。 売づ 知識との結びつきは全體性 宗教社會學にも觸れ、第三部に於てその宗教哲學を紹介し の見解を述べてゐる。こゝで著者はすこしば イノ、浪漫主義、シェリング、ヘーゲル)に對するシ 主義者 びマツクス・ウーベルの昼說を全體主義に對立する個人主 r ふ。(小口) フレ) 神の概念への到 第一部に於て、 シュパンによれば、 (ブラト 形式社會學 あらゆる科學の基礎をなすものであって、 ン、アリストテレス、トマス・フオ 經驗主義や質證主義は排写され 達も全體性 自 (ジムメ *73-*然主義社會等(コムト、スペンサー、 花の 宗教 世界 證明 ル 及び質在の概念によつ は精神的全體 ヴント、 b 概によつて可能で 'nĵ 能である。 フイアカント) 性とし かり 時に **f**3 シ ね 他の あ 仰 ば て 2 ン ると こてな ななら 把握 ・ア をり は パ э. 信 パ ン 全 仰 痴

 σ

Nalinaksha Dutt The With critical notes and introduction. Pancaviņsatisāhasrikā Prajnapara-

貁

ŦIJ

紹

介

文を出 あり、 の方から 华品 今氏 する異つた註釋書として、二重の價値を有 て現存漢譯經典 して彌勒系の 表的の 系統の 開勒の 卷頭 譯本とに は一面 樹の た同類異本たることを示してゐる。從つて、 П る。 のなること 現 すの 邻 n Citi 他 經は多く 或は羅 現觀莊 114 将來本二種をとつて見ても或は玄弉譚に一致する部分 註釋に於けるのみならず亦經典**そ**の ものとして現存する。 大智度論 阩 =-M その本文と ~ C -----大きな相 版 漢課經典に し、 あ 六即 れ は âk 終 の る 11 Ti. ば ت 臌 は 第一 ځ とこの 論に ち 0) 譯に一致する個處あり、 釋 は 周 千頭般若經の何 然し、 この 11 經と註釋とを合糅した二 が 遊が存する。 细 本文中にも 章 の 品に Ø 對する異本として、 致するとは限ら 對等のも 依つて註釋 0) 事實 相應個處を指示してある 彌勒 流れを波 に該営す この一部 sarvákārajňatā 13 で 從つて、 のとなつて 萷 あ 亦 の翻 魔所に 礼 む 而も譯本系統の註 る。 įί せられてゐるの 分の ばその 嘉祥 ij, ない。 即ち 譯 が この龍樹系 出版 大師の 釋頌 Ċ 彌勒の現觀 初品 亦漢譯 | 假値を 現存 何れの あり、こ 炎で 萬五 けるも 即ち、 b b の文句を挿入せ 大品 の の 初 迄 ح 原 干颂 系註 めに あ b 有 で ので二者對 -0 內容 ŋ 帝大所藏 かも の點原 あ 0) σ σ> するもので 縱 釋 あ 典 莊 寫本の とも 一般若 釋書に 義疏 とし んは何 ~ స్ 彌 ŋ 戲論頭 しも決 のに 勒 あ 和遊 歴典に 0 る。 が Ē れ 七 Ø 颂 11U: 114 對 對 の ġ, る

泂

あ

龍

¥

版 L

して研究に

f

便である。

唯

我

々と

して

は

ع

れ

K

加

کہ

る

もの

4

帷 系 5 b ১ خ 。 の כע O Ъ ع O と云ひうるであらう。 で 對照し、 Ø を脚 あるが、それは氏に對する註文としては無理である。 の出版が近き將來に完成せらるるならば、 記に 般若研究の上に新轉囘を望むことも 附して始めて (梶芳) 研究上の完璧を望みうると考 漢譯系 亦程遠 カ> O

treya posed in the Abhisamayâlamkāra of Mai-The Doctorine of Prajňāpāramitā as Lenigrad, 1932-33.

擧げ、 する諸書を舉ぐるのであるが、 に 介 地 aśaikṣa-mārga の五種道に就いて初めに小乘に說かるる群開 經論に就いて解說を施し、 あ 概を略説するのである。 ح 散見する所謂三乘共の する。 及び緣覺地を概 ることは言ふ迄もない。 書は標 次いでこの書と關係ある二萬五千頌乃至八千頌般若等 prayaga-mārga darśana-mārga, bhāvanā-mārga, 第三章に至 題の示す如く、 説し、 つて大品 次いで -|-就中、 地及び難散經等に說かるる不共の 第二章に於いて、この 先づ第一章に於てこの 般皆經幾趣 Abhisamayâlamkāra その初めにこの書の註釋書を 大薬に於 三乘地に分ち、sambhāra-品館 いて 二十八びその他 訑 カ るる説を紹 書と 書に說く O 辨 闗 题 係

萬

內面的 評に迄 於いて は荻原 同時に 協會年 彌勒にしても旣に出來上つたも て の めてゐるのであるから、 莊嚴經論、 章に於いて重 氏に依つて出版 余の部分は之に依つて補ひ得ると云ひえられやう。 ことを無論任務としてゐるのではなからう。 dharmakāya sarvâkārajñatā 7 著 五 種の 者 は 千頭般若經等の研究の手引きとなるもの 初めて 交渉發展の歴史的 に就 この書現觀莊嚴論 氏 西藏語も對照せられてをり、之に依つて Stcherbatsky 報 進 共 出 邻 概説は旣に我が國では荻原博士に依つて日本佛 むべきである。 Ø 中邊分別論、 いて -|-版 一年に詳説せられてゐる。唯博士のは第一章 ねて上 この書と不 地に於ける前八地 O に至る八章の梗概を説明するのである。 は 八 せられてゐる原著 れ のみ詳說せられて他は未發表であるか 先が 千頌般若經乃至 华 述 O 彌 八章の 眼目 認識 子共の十 更にこ 法 然しこの解説書としてはそこ迄 勒 の著者とその體系を述べ |法性分別論の三部は O 和日を詳説し、 は龍 所 とする sarvâkārajnatā の背の 地と の降 謂五塔書を駅 のの上に於いて關 樹にしても亦 N. Dutt 氏最近の出 Abhisamayâlamk**ār**a の關係である。 開地と書 理解を通 最後 ~ 更に第四 雕 唯識 この あ l 地 る。 ららら て 保 そ 0 との 書の 绾 叉梵語と 原 交 系 0 章に 內 典 涉 し ιþ 六 咒 ح 以 6 ح 通 O を 面 大 Ø 於

、結局

後

て現觀莊嚴論を翻勒者とすることに疑問を抱き、

損益

皱

性論と現

觀莊嚴論との二部を非唯識

系とし、

れ

K

依

Ø

+

地に就いて略能する

。此處に發達史として注意せらるべき

宇井博士の論證の如く彌勒著と考へるものであるが、純粹學 内藏せられてゐたと結ぶのである。我々は旣に上述の五部は つた觀點から著したものであり、 妥協的のものと推定し、この異つた二系統は何れも無著が異 部を般若繮と純粹一元的のものと見做し、前三部をその中間 無著の内にはこの二系統

敬意を表さなければならない。(梶芳) ロサリーの上からも大なる便益を與ふるものとして充分の リーを附してあることは論の理解の上からも亦佛教梵語の 最後に附表として、梵語と西藏語とを對照して熟語のグロ 存する。

的には我々に對する異說として尊重し亦注目すべきものが

Temple, William Nature, man and God

が二九年以來ヨーク大監督の地位にある。著書としても旣に ligion and the Life of Fellowship, 1926 があつて名聲を恣 Christianity 1916; Christus Veritas, 1924; Personal Re Studies in the Spirit and Truth of Christianity; Plato and スフォードのクイーンス、カレツジに哲學を講じた事もある て最も著名なるイギリスの宗教家の一人であり、曾つてオク 知らる 1如くウイリアムテムプル(1881―)師は現代に於

> ――一九三四年グラスゴー大學に於いてなされた宗教講演の にしてゐる。こゝに紹介する「自然、人及び神」は一九三二 5**21**

りが最もよく示された大著である。 かゝる大著であるだけに問題が多方面に亘ると共に、 極

プル師の宗教著述の中でも彼の立場なり宗教に對する見解す 王座、ギフオードレクチュアの出版されたものである。テム

恩寵と自由、 啓示宗教の關係、哲學と宗教の關係、 て注意ぶかく研究されねばならぬものである。 歴史の意味等、學徒の熟讀をまつ問題 有神論、 権威と經驗、 自然的宗教と が圓熟し

た姿に於て提示されてゐる。(棚瀬)

新 Ħ 紹 介

Δ 充質した内容を盛つて第三號を送りえた。 とれを質現してゆく外はない。 いて、種々の案はあるのだけれども、 雑誌の性質上徐々に 編輯の内容につ

この號から印刷所が變り、書肄とその方の交渉のために發 行期日がおくれてしまつたことを讀者諸彦に謝する次第で

Δ

△最近の氣運のおもむくところ、数界學界を通じて種々宗教 その將來を祝福するとともに、 關係の雜誌等が刊行せられてきた。それらに對しては誠意 次號からは調子がそろつたから早く出せる筈である。 また本誌自ら の使命をも更

六册(一年)金玉(00 c) 三册(半年)金三(00 c)

〇〇〇 会送送送

込下さい。 添へて發行所へ御巾 員の紹介に金五圓を

9

東

京市

华込

ιij

吹

ħ

八所

九

八雄

,

-|- 雄

治

內部

册(會員)金五,00

T

めて意識しなければならない。

昭和十年五四 複 許 製 不 月月 Ξ -|-發行者 EII ΕIJ 編輯者 Ηî 品刷者 刷 日發行刷 所 萩 萩 岩 妨 Ą 新 東京市牛 東京帝國大學宗教學研究室教 研 究 編 輯 ... 京 邻 +-市 原 <u>Z</u> 込属 區芝 忩 麗 制 (I) 纩 公 吹町 眞 正 \equiv 図 町刷 號 Ł

宗教研究發行所

話替京 東京原東京

一芝 九公 四國

⋴ጜ版 悉番十社

錢四十料送•圓貳價定約豫•分刊旣

法弘佛佛佛佛佛佛 師教の教 研 法 思 宗宗宗 教教教話想學學學法

關西 文 立正大學教授 大正大學教授 文 文 文 文 廚 ħ. 學 図 斟 1大學敎授 博 慷 博 博 恢 士 1: + 1: 1: 馬前神小長山宇椎境 田田林野井邊井尾野 行聽隆玄眞習伯辨黃 啓瑞淨 妙琴學壽匡洋

奠 0 敎 釋 訓 尊 をあ **公原博士**の説話 りの そ 幸 のま K 明 た 瞭に現る る 原 始 。佛 典 中 其の 最 を

る

威荻

が

す。

新 刊 定價壹四 х -|-ΙÏ

文學

博

荻

原

拾錢送料十四 ήi 製 函入 鏠

パ

IJ

原

ッ 1

番一七四九一京東替提番 六 一 一 二 芝 話 電 **社版出東大** 関公芝京東 ○ ー ノ 七 所行發

梵語

界始

唯學 英梵 佛姆 音 龍教 文 始原學 椎荻 前 立 釋學 佛公 利 尾原 本资 法正 合藏 華士 文和 慷慨 大 和課件的 樹榮 壁和 大學教授 原教 B) 士: 士 ± 華授 殺境 嚴鈴 淨 心宇 空津 牟原 經施 野 哲常 井 の殺 土 Щ 觀和 研黄 宗 伯 子學著 學忠 成語 量深 洋 Ξ 存 スッ 人び自己言言 の著 究^著 の著 實著 佛著 Ą 立著 部 研 研 共課 貂 史 筅 践 註 經 傳 地 法 送料 十四 錢定價貳圓五拾錢 送料 十 四 錢 定價貳圓五拾錢 弱判三百五十頁 送定四 料 六 送定菊 料價判 貳 送定菊 料價判 送定菊 料價判 臺二 送定菊 料價判 送定菊 料價判 送定菊 判 **X**= 一兴 二圓八 價判 武四 價 十圓二 十阊百 十圓百 十圓百 + 五 八壹一 四五五十 錢錢頁 四 参 五 一五 十五 二拾 四五五十十十 四五百 錢圓頁 錢錢頁 錢錢頁 錢錢頁 錢圓頁 佛里 佛寶 文學博 文學 根博 加 曉 本 理 颞 倉 淨學 學 維藤 親 科學 生品 念莊 佛 教士 - 英克主幹 Ŧ 佛可 士 급: 本境 教授 活百 送料 本 教 研 六 매 が宇 本字 學_野 摩 生宗 佛實 要求 井 哲加 人著 活業 楠 發、各卷 獨 各 卷 獨 佛壽 經著 = 著 蓝 教原 Ø 教洋 0 朗 22 信 と著 理精 顚 する宗教 論 著 の隆 著 峏 發 敎 枚 0) 念 獨一 理 の著 著 立、選便 達 ٤ 0 旣 宗 的 神 實 槪 文 刊 發 宗 槪 生 根 + 一澤 自 らなのが 據 踐 敎 活 觀 觀 學 敎 達 消 由錢

₩ 十 十 回九 - 京東替援 社版出東大 回公芝京東 所行發

次 目 容 內

上敎文佛薄薄 生求實心教宫祖化教伽 本觀 仰 佛 Ø 意義 敎

研

究

價 剕 ויין 圆五 風 送料 H 會 六 十八 +

文學博

姊

崎

IE

定菊

錢貝

嘲

論文二十七篇 至る迄の 明治三十 博士 年代 を收 述 ょ 作 b の宗 現 Ţ, 代 敎

12

近代日本の思想文化に道を與へ、その水準を高めたる名論 集

、宗教學講座二十五年の想出、大學教授の任意退職と强制退隱、大學教授の任意退職と强制退隱、田園制度 久現時宗い現宗 遠時代教の代教 逐の女性 時青年の苦悶について 代思潮發行の趣旨 いのちの聯絡 がいのちを宗教的 (女性に對する佛教と基督教 實

潘一七四九一京東替提 番 六一 一 二 芝 話 電 社版出東大 闡公芝京東 ○ 一 / 七 所行發

五全 卷拾

番ーナ四九-京東琴振 社 版 出 東 大 岡公芝京東 所行發

三夫翠諦夫信子三篤學

△一後申各 ※時卷込金 ※料拂分金 十一年 り芽の中民次現教之評卷 。生萠に衆定ののに湧を

え芽佛のま標現よく遂 のま準代のが は悪境の は悪境で がなる を想の 般漸表佛く 好 十 九 八七六五四三二 孫近傳墨莊老易詩孟論漢 思習

子錄錄子子子經經經

飯山武室長山佐內 者 示伏川 忠 次 實 夫準 篤 信 閑 常夫嶺 郎 人郎

れ寳と

Ŧī.

五.

#-tan-京東韓機 社 版 出 東 大 岡公芝京東

のはわ